

熊谷市史研究

第 2 号

熊谷市史研究 第2号

巻頭写真 応永31年,正長2年足利持氏御判御教書(静岡市西敬寺別符文書)
慶長15年弁財村年貢割付状(弁財大嶋清和家文書)

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 教育長あいさつ | 1 |
| 編さん委員長あいさつ | 2 |
| 一九世紀の醸造家経営と地域市場 | 細野健太郎 3 |
| 天保期の「田糲」御用と関東在々買上糲世話人 | 栗原 健一 60 |
| 熊谷市史の編さんと古代専門部会の活動方針 | 宮瀧 交二 82 |
| 調査報告 弥藤吾年代の中世石仏 | 磯野 治司 92 |
| 熊谷市史編さん委員会・編集会議・専門部会報告 | |
| Ⅰ 平成21年度編さん委員会報告 | 101 |
| Ⅱ 平成20年度第2回編集会議報告 | 102 |
| Ⅲ 専門部会報告 | 103 |
| 寄贈・寄託文書の紹介 | |
| Ⅰ 永井太田掛川家文書について | 112 |
| Ⅱ 弁財大嶋清和家文書について | 119 |
| 市史編さん室 事務局活動報告 | 128 |
| 巻頭写真の解説 | 田中 大喜 136 |
| 編集後記 | 142 |

平成22年(2010)3月

熊谷市教育委員会

熊谷市教育委員会



応永31年（1424） 足利持氏御判御教書（別符文書）



正長2年（1429） 足利持氏御判御教書（別符文書）

静岡市西敬寺別符文書調査については105ページ、
史料解説は136ページを参照のこと。

熊谷市史研究

第 2 号



慶長15年（1610）弁財村年貢割付状（弁財大嶋清和家文書）

平成22年（2010）3月

熊谷市教育委員会

弁財大嶋清和家文書については、119ページを参照のこと。

『熊谷市史研究 第二号』発刊にあたり

熊谷市教育委員会教育長 野原 晃

このたび熊谷市史研究第二号を発刊することができました。

昨年创刊号を刊行してから、早いもので一年が経過いたしました。一年間に一号ずつ刊行するという当初の予定どおりに第二号が刊行できましたことは、市史編さん委員会各委員による御指導や、各市史編集委員の皆様のお尽力による賜物でございます。

現在、市史編集委員は、考古・古代・中世・近世・近代・現代・民俗の各部会が組織される中、それぞれの刊行時期を別途に鋭意調査研究活動等に携わっていただいております。

また、多くの市民の皆様方から古文書調査や中世石造物しつづかい悉皆調査などに対して資料提供や調査に対する御協力をいただきました。さらに民俗調査では調査員・話者として御協力をいただいております。基礎調査活動も着実に成果を挙げているところでございます。

今回の第二号には、古文書調査からの成果である「一九世紀の醸造家経営と地域市場」、石造物調査から「弥藤吾年代の中世石造物」の論考を寄稿いただきました。これらの論考からは江戸時代中期頃からの醸造業経営のあり方や地域経済の変遷を知ることができ、当時の地域の姿を垣間見ることが出来ます。また、中世石造物ではこれまでの調査では未発見の石造物が紹介されており、大変興味深い内容となっております。このほか、調査資料の紹介、専門部会方針や市史編さん委員会・市史編集会議などの会議開催状況、専門部会及び事務局の活動報告など、一年間の市史編さんに関する活動状況等も併せて掲載しておりますので、どうか御一読賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この『熊谷市史研究 第二号』の発刊にあたり、御協力・御尽力をいただきました関係各位に重ねて感謝を申し上げます。挨拶といたします。

編さんにあたって

熊谷市史編さん委員長・監修者 村田安穂

熊谷市史の編さんの事業は平成一五年準備委員会が組織され発足しましたが、同一九年の一市三町の大合併終了を機に本格的に開始することになりました。

われわれの先祖は関東平野の荒川水系・利根川水系の自然と向き合って生活し、生産に携わり暮らしの向上をめざして努力してきました。道と川を媒体として、各時代中央の政治・文化の影響を受けながらも特色ある地域の文化と社会を生み出しました。それらのなかには中央の文化にはみられない地域の独自のものや優れたものがあります。長い年月をかけた努力により地場産業・伝統文化も形成されました。中山道を往来し、熊谷に滞在した文人墨客も多くの文化的足跡を残しました。

また鉄道の開設は近代産業をおこし、文化・教育面でも県北で最高の中心都市に発展をしました。そうしたレベルの高い文化の蓄積の上に明治以降熊谷から市内外で活躍する多くの人材を輩出しました。大正一二年の関東大震災、同一四年の熊谷町大火、昭和二〇年の戦災による試練を乗り越えて目覚ましい発展を遂げて今日の熊谷の姿があります。

熊谷の歴史は、全国的視野からとらえる必要があり、各時代の様相を考察して日本の歴史全体の展開のなかに熊谷を位置づけることが重要です。熊谷の歴史を明らかにすることで熊谷に対して愛着を持ち、将来への町づくりと地域文化向上の指針となることが望まれます。

熊谷には戦前から市民の間に先人を顕彰する歴史愛好家が多く歴史の研究会もあり、近年では熊谷市史の編さんを目指した古文書の研究会が活動をしてきました。現在市史編さんにつきまして市民の方々のご協力をえて地域を明らかにする歴史・考古・民俗の史資料の収集に努めているところです。

このたび「熊谷市史研究」第2号を発行することになりました。熊谷市史編さんの調査活動の年間報告と専門部会の研究論文を掲載しています。今後とも一層のご支援を賜りたいと思います。

一九世紀の醸造家経営と地域市場

細野 健太郎

はじめに

一九世紀の日本は、農業生産と農産加工業が発展をみせた時代である。農産加工業のうち醸造業と織物業は在来産業の代表格とされ、現在の熊谷市域もその例に洩れず、製糸、酒造などが盛んであったことが知られている。

そもそも熊谷市域を含む関東地方は、一八世紀末に、当時の政権である江戸幕府によって政策的に経済の育成が図られており（江戸地廻り経済）、そしてそれは、巨大都市である江戸の需要に応えるかたちで、江戸と周辺地域の間には結ばれた生産・流通関係を基軸に発展し、一九世紀中頃（天保期）以降、各地域が江戸（中央市場）との結合をこえて新しく地域市場を形成するようになる。関東における在来産業発展は、この前提を抜きにし

ては語れまい。本稿の主眼は、現在の熊谷市域における在来産業発展の前提となる江戸地廻り経済と地域市場の形成過程を、醸造家の商人的対応を事例に検討するところにある。

市場の形成過程で大きな役割を果たしたのは、在方商人である。熊谷市域で、江戸地廻り経済の発展に寄与した最も有名な在方商人といえば、豪農吉田市右衛門であろう。尤も、市右衛門の業績が一般に伝わるのは、飢饉の救助や堤防、道路、橋梁の改修、夫役減免の措置、棄子育児養育など貧民層救済事業への貢献からである。市右衛門の救済事業で名高いのが、様々な上納金であった。なぜ上納金が救済事業になるかといえば、幕府・忍藩に多額の資金を上納し、幕府や忍藩がそれを他に貸し付けて得た利子が川堤・堰の普請や助郷などの助成金と

して運用されるからである。⁵⁾ 殊に多額であったのは、天保五から十年の凶年御救困粉購入代金一万兩の上納であり、それだけの資金供出を可能としたのが、江戸に積極的に進出した吉田家の町屋敷経営であった。⁶⁾ 経営のうち

酒造業では、江戸地廻り経済の政策と密接に関わつてもいる。
本稿が事例としてとりあげる在方商人は、この吉田市右衛門と同じ下奈良に住み、酒・醤油の醸造を生業とし

表1 大里・幡羅・榛沢・男衾4郡内所得税別人数(明治25年)

| | 熊谷町 | 佐谷田村 | 大麻生村 | 御正村 | 吉見村 | 市田村 | 大幡村 | 肥塚村 | 吉岡村 | 楊井村 | 男沼村 | 太田村 | 明戸村 | 幡羅村 | 別府村 | 三尻村 | 玉井村 | 奈良村 | 秦村 | 長井村 | 妻沼村 | | |
|-------------------|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|---|---|
| 2,000円~ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,500円~ 1,999円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,200円~ 1,499円 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000円~ 1,199円 | 3 | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | | 1 | | | 1 | 1 | |
| 800円~ 999円 | 6 | | | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | 1 | 3 | | | | | |
| 500円~ 799円 | 18 | | 1 | 3 | 4 | | | 1 | | 1 | | | 5 | | | 1 | 2 | 1 | | | | | 1 |
| 300円~ 499円 | 69 | 3 | 6 | 9 | 4 | 7 | 2 | 4 | 4 | | 1 | 5 | 6 | 6 | 4 | 5 | 7 | 13 | 2 | 10 | 7 | | 7 |
| 小計 | 97 | 3 | 7 | 13 | 9 | 7 | 2 | 5 | 5 | 1 | 1 | 6 | 11 | 6 | 4 | 7 | 10 | 18 | 2 | 11 | 9 | | |
| うち、「商」「酒造」之者 | 18 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | 3 | 1 | | | | | 2 |

| | 弥藤吾村 | 深谷町 | 大寄村 | 新会村 | 中瀬村 | 八基村 | 榛沢村 | 本郷村 | 岡部村 | 用土村 | 寄居町 | 花園村 | 武川村 | 藤沢村 | 男衾村 | 鉢形村 | 折原村 | 小原村 | 本島村 | 小計 | |
|-------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 2,000円~ | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 1,500円~ 1,999円 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 1,200円~ 1,499円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| 1,000円~ 1,199円 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | | 11 |
| 800円~ 999円 | | | | | 2 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 16 |
| 500円~ 799円 | | 4 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | | | | 4 | | | | | | | | | | 54 |
| 300円~ 499円 | 3 | 18 | 8 | 8 | 2 | 8 | 5 | 7 | 7 | 1 | 12 | 9 | 8 | 8 | 6 | 1 | 2 | 3 | 9 | | 299 |
| 小計 | 3 | 22 | 9 | 10 | 5 | 13 | 10 | 7 | 7 | 1 | 16 | 9 | 8 | 8 | 6 | 1 | 2 | 3 | 10 | | 384 |
| うち、「商」「酒造」之者 | 9 | | | 1 | 1 | | 2 | | 1 | | 3 | | | | | | | | | | 43 |

出典：明治25年「所得税下調書」(中村(宏)家文書77-118)、「商」「酒造」の他に「土地」「貸金」等の別が記載されている。

た飯塚吉五郎家である。⁷⁾ 飯塚家は一八世紀末から酒・醤油の醸造に携わり、幕末維新を経て明治二十年代からは煉瓦製造、土木業をも展開する家である。一九世紀末、明治二十五年(一八九二)の所得税額は八三二円であり、大里・幡羅・榛沢・男衾四郡内では中規模の経済力を持つまでに成長した(表1網掛け部分)。

地域市場は、その内部で流通が自律的に展開し、資本、商品、労働が必要と供給の関係で調達される場とされる。⁸⁾ 本稿は、市場における需要と供給関係の変化を、一在方商人の在村での経営と市場との関わりを通じて、明らかにしようとするものでもある。以下では、熊谷市域周辺の醸造業展開状況から話を始めたい。

第一章 熊谷宿周辺の醸造業展開状況

一、熊谷宿周辺の酒造家と飯塚吉五郎

酒造業は米穀加工業であるため、幕藩領主の厳重な統制下にあった。領主層の財源の基本は、徴収する年貢米である。単純化していえば、徴収する年貢米がどの程度の価格で売却できるかが、財政の規模を決定していた。

ただし、あまりに米価が高騰すると、江戸に住み大坂などからの廻米に依存する人々に深刻な打撃を与えてしまい、幕府の存立そのものを危うくする。そのため、米価の調整は幕藩領主にとって生命線ともいえ、歴代の行政担当者は米の流通と消費の調節に追われることになる。

結果、米の消費量統制の手段のひとつとして、酒造に使用する米の量の統制が行われた。それが、酒造株の設定である。⁹⁾ 酒造株とは、簡単にいえば営業権の設定と醸造限度量(石高)の認可であるが、元禄十五年(一七〇二)に、その五年前の実醸高(元禄調高)を各酒造家の醸造限度量と決定し、以降、酒造株高として固定された。酒造株は、分割、売買、貸借などによって酒造を望む者の間を移動していった。また、時代が下るにつれ、醸造制限と勝手造り(自由醸造許可)が交互にだされるなかで、株高と実醸高の間に懸隔が生じたため、造米高という実情に応じた基準高も株高とは別に設けられるようになる。一八世紀末頃からは、この造米高に対して「二分一造」(造米高のうち二分の一を醸造許可)や「三分一造」といった醸造制限がかけられるようになった。一七世紀から一八世紀にかけて、酒の主な産地は上方

の伊丹・池田・西宮などであり、これに一八世紀中頃から離れ加わった。下り酒とは、この大産地から江戸に廻漕されてくる酒のことであり、天明六年（一七八六）には一年で七八万樽の下り酒をみるまでになる¹⁰。これに対して、寛政改革を主導した松平定信は、「西国辺より江戸へ入り来る酒いかほどともしれず。これが為金銀東より西へうつるもいかほどといふ事をしらず」と、酒が江戸へ大量に売られてくることで、逆に貨幣が上方に大量に流出することに危機感を抱き、対抗策として関東の酒造業を奨励することにもなった。

では、現在の熊谷市域では、酒造業は如何なる展開をみせたのだろうか。

熊谷宿における酒造の開始時期については、正徳五年（一七一五）頃に調査をしたと思われる記録によれば、次のようになって¹²いる。

- 一、布施田六郎左衛門殿（正徳五年から五十年程前）
- 一、林善右衛門殿（正徳五年から三十五年前）
- 一、費田七郎殿（正徳五年から三、四十年前）
- 一、高柳小兵衛殿親代（正徳五年から四十年程前）
- 一、田中権右衛門殿先祖（正徳五年から七十年前）

れる御免上酒試造である。幕府公認の上酒を、江戸地廻りの酒造家に造らせ江戸で販売させることで、下り酒に對抗させようとしたのである。御免上酒は、江戸地廻り経済育成の代表的存在のひとつであり、酒造家の中心にいたのは吉田市右衛門であった。寛政二年開始当初一軒であった試造酒造家は、徐々に数を増し、寛政十二年には延べ八二軒の酒造家を数えるまでになった¹⁰。関東一円、武蔵、下総、上総、常陸、上野、下野、相模に広がるこれら試造酒造家であるが、武蔵一國で延べ三八軒が参加し、武蔵国幡羅・榛沢・埼玉・大里・男衾郡の五郡では、幡羅郡三軒、埼玉郡六軒、大里郡四軒の酒造家が試造に参加をしている。御免上酒は、制限のない醸造許可や、醸造米の一部貸与などの優遇がなされたものの、文化初年頃事実上終焉を迎える。しかし、試造への参加を契機に経営の発展を図る酒造家が登場した。ここで取り上げる下奈良村飯塚吉五郎（浜名屋）は、そうした醸造家のひとりである。

飯塚吉五郎は、天明六年（一七八六）に熊谷宿で酒造を開始した¹¹。吉五郎は、分家することで始まる飯塚家の五代目であり、以後三代にわたり吉五郎を名乗ることに

- 一、竹井新右衛門殿（正徳五年から三十年程前）
- 一、鯨井久右衛門殿（享保二年作り申候二十四年前）
- 一、高柳小左衛門殿（正徳五年から四五年前）
- 一、原口庄左衛門殿（正徳五年から八十年前）

当時、九名の酒造家があり、最も古い原口庄左衛門が正徳五年から八十年前（寛永十二年頃か）に開業しているらしい。その他の者は大体、寛文延宝期（一六六一～一六八〇）頃に開業していたようである。

近隣をみると、戸出村の神沼勘十郎が、延宝四年（一六七六）に比企郡奈良梨村（小川町）鈴木庄兵衛から酒造株五〇石の譲渡をうけ酒造を始めており、のち正徳四年、春野原村坂田源太夫にこの五〇石は道具と共に譲渡されることが確認できる¹³。元禄年間には四方寺村の吉田家が酒造を開始し、安永五年（一七七六）、そのうち株高一五石、造米高三〇〇石を分家である下奈良村の吉田市右衛門に譲渡しているように、一七世紀末から一八世紀末にかけて、こうした酒造株の動きは、次第に数を増していったと思われる。

彼ら酒造家の育成を目的として登場したのが、幕府（老中松平定信）主導で寛政二年（一七九〇）に始めら

なる。酒造株は熊谷宿石川清左衛門所持の株のうち二五〇石、造米高四五〇石を借り、出蔵と酒造道具は吉田市右衛門からの借用である。吉田市右衛門とは、旗本七給支配を受ける下奈良村にあつて、組は異にするが同じ村役人層の間柄であった。吉五郎の酒造であるが、当初忍行田町の浜名屋元八の代人として開始された。寛政元年には、石川清左衛門に株を返却し、熊谷宿布施田孝平所持の株二五〇石、造米高四〇八石六升を購入、寛政二年から醸造場を下奈良村に移し、酒造道具、出蔵は吉田市右衛門に返却しているので、自前の道具、蔵を使用するようになったと思われる。飯塚家の屋号である浜名屋は、行田の酒造家元八の代人時代から使い続けることになったと考えられるが、以後、元八との特別な関係は認められない。

吉五郎の御免上酒への参加は、寛政四年からである。寛政十年には一五〇〇石の御免上酒を造り、翌寛政十一年、試造酒造家の取締りとして新設された定行事に吉田市右衛門他一名と共に任ぜられた。だが、四年後の享和三年八月、御免上酒試造の申し渡しに対する最後の請書提出をもって試造から離れた。

表2 享和3年の酒造家分布

| 村 | 酒造人名 | a | b | c | d | 村 | 酒造人名 | a | b | c | d |
|------|----------|---|---|---------|-----|--------------------------------|----------|-----|-----|------|----|
| 足立郡 | 西木金左衛門 | ○ | ○ | 200 | 70 | 黒田村 | 沼尻源八 | △ | | | |
| 大芦村 | 金左衛門 | ○ | ○ | 200 | | 田中村 | 近江屋五郎兵衛 | △ | | | |
| 吹上村 | 兵右衛門 | ○ | ○ | 300 | | 代村 | 近江屋久兵衛 | △ | | | |
| 埼玉郡 | 関口文右衛門 | ○ | ○ | 100 | 10 | 男衾郡 | 津国屋源四郎 | △ | ○ | 200 | |
| 今井村 | 田口要八 | ○ | ○ | 50 | 3 | 今市村 | 津国屋藤七 | △ | ○ | 240 | |
| 小見村 | 鈴木忠右衛門 | ○ | ○ | 200 | 115 | 本田村 | 近江屋茂兵衛 | △ | ○ | 300 | |
| 上羽生村 | 酒屋斎藤孫左衛門 | ○ | ○ | 60 | 3 | 幡羅郡 | 四分一兵右衛門 | △ | ○ | 200 | 50 |
| 北川原村 | 酒屋平右衛門 | ○ | ○ | 60 | | 柿沼村 | 森田三右衛門 | △ | ○ | 850 | 20 |
| 行田町 | 日野屋多右衛門 | ○ | ○ | 760 | | 久保嶋村 | 森田定四郎 | △ | ○ | 150余 | 5 |
| | 日野屋新太郎 | ○ | ○ | 824 | | 下増田村 | 酒屋武八 | △ | ○ | 500 | |
| | 原口長兵衛 | ○ | ○ | 750 | | 四方寺村 | 吉田茂左衛門 | ○ | ○ | 900 | |
| | 近江屋久右衛門 | ○ | ○ | 900 | | 下奈良村 | 吉田六左衛門 | ○ | ○ | 450 | |
| | 明石屋藤兵衛 | ○ | ○ | 378.6 | | | 吉五郎 | ○ | ○ | | |
| 小針村 | 田嶋源五兵衛 | ○ | ○ | 750 | | | 助右衛門 | ○ | ○ | | |
| | 田嶋八兵衛 | ○ | ○ | | | 奈良新田 | 市郎右衛門 | △ | △ | | |
| 真名板村 | 酒屋庄兵衛 | ○ | ○ | | | 中奈良村 | 沼上酒屋金右衛門 | △ | △ | | |
| 清水村 | 酒屋佐吉 | ○ | ○ | | | 玉ノ井村 | 鈴木屋佐吉 | △ | ○ | 210 | 50 |
| 前谷村 | 酒屋藤兵衛 | ○ | ○ | | | 東別府村 | 酒屋友右衛門 | △ | △ | 30 | 30 |
| 戸出村 | 杉浦真左衛門 | ○ | ○ | | | 西別府村 | 吉野屋代吉 | △ | △ | | |
| 埼玉村 | 石川四郎右衛門 | ○ | ○ | 100 | | | 原口五左衛門 | △ | △ | | |
| | 平田六左衛門 | ○ | ○ | 100 | | | 木村元右衛門 | △ | △ | | |
| 下藤井村 | 大坂屋文蔵 | ○ | ○ | 50 | | 新堀村 | 近江屋清八 | △ | △ | | |
| 下須戸村 | 平塚音右衛門 | ○ | ○ | | | 東方村 | 近江屋藤右衛門 | △ | △ | | |
| 長野村 | 吉野屋清右衛門 | ○ | ○ | 300 | | 榛沢郡 | | | | | |
| | 梅沢弥助 | ○ | ○ | 700 | | 荒川村 | 中郷源内 | △ | ○ | 7 | 4 |
| 羽生町 | 清水弥右衛門 | ○ | ○ | 300 | | 深谷宿 | 佐野屋徳兵衛 | △ | △ | | |
| | 寺井重兵衛 | ○ | ○ | | | 深谷宿 | 近江屋作右衛門 | △ | △ | | |
| | 寺井嘉兵衛 | ○ | ○ | | | 深谷宿 | 日野屋清兵衛 | △ | △ | | |
| | 斎藤庄助 | ○ | ○ | | | 上手斗村 | 日野屋市左衛門 | △ | △ | | |
| 南川原村 | 和七 | ○ | ○ | 150 | | 血洗島村 | 折屋佐兵衛 | △ | △ | | |
| | 嶋屋源兵衛 | ○ | ○ | | | 横瀬村 | 萩野七郎兵衛 | △ | △ | | |
| 大里郡 | 吉沢善兵衛 | △ | ○ | 100 | | 中瀬村 | 河田源左衛門 | △ | △ | | |
| 大麻生村 | 嶋屋源兵衛 | △ | ○ | 800 | | 新成村 | 荒木伊兵衛 | △ | △ | | |
| 熊谷宿 | 日野屋佐右衛門 | △ | ○ | 750 | | 高嶋村 | 伊丹新左衛門 | △ | △ | | |
| | 十一屋三郎右衛門 | △ | ○ | 799.175 | | 比企郡 | | | | | |
| | 兼杉宗助 | △ | ○ | 385.455 | | 下岡村 | 中嶋三之丞 | △ | ○ | 100 | 10 |
| | 要右衛門 | △ | ○ | 600 | | 吉田村 | 酒屋源七 | △ | ○ | 40 | 10 |
| | 近江屋徳兵衛 | △ | ○ | 450 | | 福田村 | 越後屋政五郎 | △ | △ | | |
| (重複) | 近江屋徳兵衛 | △ | ○ | 100 | | 横見郡 | | | | | |
| | 清兵衛 | △ | ○ | 818.73 | | 下中曾根村 | 酒屋幸八 | △ | ○ | | |
| | 日野屋市兵衛 | △ | ○ | | | | | 83名 | 55名 | | |
| 小嶋村 | 飯田勝右衛門 | △ | ○ | 100 | 10 | 出典：飯塚家文書コ-23-3、コ-27、川端氏収集文書218 | | | | | |
| 佐谷田村 | 清左衛門 | △ | ○ | 240 | 40 | a：○=9月20日付廻状の順達先 | | | | | |
| 春之原村 | 酒屋清兵衛 | △ | ○ | 450 | | b：△=9月23日付廻状の順達先 | | | | | |
| 押切村 | 丹波屋身作 | △ | △ | | | c：「酒造株控帳」に記載のある酒造人 | | | | | |
| 村岡村 | 豊嶋屋藤吉 | △ | △ | | | d：「酒造株控帳」記載遺石高 | | | | | |
| | 藤屋喜兵衛 | △ | △ | | | c：「酒造株控帳」記載元株高 | | | | | |
| 鉢形村 | 十一屋六五郎 | △ | △ | | | ※表中の人名は廻状よりとった | | | | | |
| 寄居町 | 十一屋徳右衛門 | △ | △ | | | | | | | | |
| | 大坂屋宗兵衛 | △ | △ | | | | | | | | |
| | 岩田直次郎 | △ | △ | | | | | | | | |
| | 大谷孫兵衛 | △ | △ | | | | | | | | |

この享和三年、吉五郎は大きな動きを示している。次の史料をみていただきたい。年記のない廻状の冒頭部分である。

以廻状致啓上候、然者は迄酒造仲間一統不取締り二相成候二付、此度熊谷宿於石川藤四郎方二皆様御出會之上、一同申合御相談申度趣御座候間、来ル廿七日四ツ時無御名代御出會可被下候、且又御印形御持參可被下候、右之段無間違之様御取計御出席可被下候、以上

九月廿日
下奈良村
定行事
浜名屋吉五郎

(後略)

この九月二十日付の廻状は、宛先として三三軒の酒造家の名がつづく。九月二十三日には、同内容のものが別の五〇軒の酒造家に宛てて廻されている。一見すると廻状は、吉五郎が定行事の肩書きをもつて廻しているため、御免上酒の酒造家に宛てて順達しているようにみえる。だが、廻状の宛て名となった酒造家のうち、御免上酒に参加をしていたのは小針村田嶋源五右衛門、下須戸

村平塚音右衛門の二軒だけであった。

酒造仲間一統取締りの名目で出されたこの廻状の年記は、次の帳面の存在で明らかとなろう。それは、裏表紙に「仲間行事」と大書され、享和三年八月吉日と記された「酒造株控帳」である。帳面前文には、無株・隠造の酒造家発生防止を目的として仲間を結成することが謳われ、帳面にはそのあと吉田市右衛門を筆頭に五五軒の酒造家の名と酒造高が書き上げられ、押印されている。その酒造家の名と先述の廻状が順達された酒造家の名の多くが一致したことから、帳面と廻状が同じ年のものであると判断できるのである。

表2は、二通の廻状にみえる酒造家と、「酒造株控帳」に書き上げられた酒造家をまとめたものである。二十日付けの廻状は筆頭に名をみせる四方寺村吉田茂左衛門と同六左衛門を除いて足立、埼玉郡方面に順達され、二十三日付け廻状は大里、男衾、榛沢、幡羅、比企郡方面に順達されていた。ここにみられる酒造家は、享和三年段階のこの地域において営業する者たちの大半であろう。「酒造株控帳」には、廻状が順達されていない酒造家が八軒名をみせる。吉五郎と吉田市右衛門他、下奈良村の

者二軒と熊谷宿二軒、佐谷田村、吹上村、南河原村各一軒である。表2では、廻状が順達された酒造家のうち、埼玉郡の一部と幡羅郡西部から榛沢郡にかけて、そして荒川南岸の酒造家の多くが控帳に名をみせておらず、呼びかけに応じていなかったと理解できる。

享和三年八月から九月にかけての飯塚吉五郎の動きは、江戸地廻り経済育成の取締役たる(御免上酒)定行事の肩書をもって、新規の酒造参入を取り締まるとの目的のもと、在方の酒造仲間編成を図ったものであった。幕府による育成策を利用したものと位置づけることができよう。ただ残念ながら、この時参集した酒造家たちによる仲間の連帯は以後確認することができなくなる。

そのうち、文化二年(一八〇五)の関東取締出役の創置を経て、文政十年(一八二二)には一部の地域を除く関東全域に、改革組合村が編成された。関東は幕府領、大名領、旗本知行所、寺社領などが複雑に入り組み、かつ一村が複数の領主によって分割知行されていたため治安警察面に不安があり、その取り締まり強化がなされたのである。取締出役の下部組織である組合村では、村の風俗取締り、儉約奨励などのほかに酒造の取締り、制限

る。妻沼村組合村々の酒造家(天保七年)は表5にまとめられた。同時に天保七年の行田町最寄り組合の酒造家も参考までにあげておこう(表6)。この天保七年十月は、関東取締出役が熊谷・行田・妻沼の最寄り組合村々から総勢五く〇〇人を熊谷宿に呼び出し、酒造米三分一造の徹底を図っていたのであった。

熊谷宿南北組合のうち、天保七年段階で酒造家が確認できるのは三二カ村である。表中の酒造株には、旧来より所持されている株と、天保四年以降幕府より貸与されている関八州拝借株がある。株高の記載のない者は、濁酒造の酒造家である。造米高をあげたが、これは天保四年以前の酒造米高であり、このとき実際の醸造高は三分一造令の下なのでそれよりも少ない。表を一目みると、南北の各組合で酒造家の数と造高に明らかな差のあることがわかる。天保七年で南組合は酒造家一五軒、造高八三五石に対

表5 妻沼村組合酒造家(天保7年)

| 居村 | 酒造人 | 造高 | 株高 |
|-----|-----|----|----|
| 妻沼村 | 五兵衛 | 11 | 50 |
| | 勝五郎 | 11 | 50 |
| | 金兵衛 | 潰 | |
| 俵瀬村 | 伊三郎 | 休 | 10 |
| | 与四郎 | 休 | 無 |
| | 玉次郎 | 休 | 無 |

出典：天保7年「酒造人鑑札高書出書付」(埼玉県立文書館収蔵長嶋家文書574)

表6 行田町組合酒造家(天保7年)

| 居村 | 酒造家名 | 居村 | 酒造家名 |
|------|---------|-----|---------|
| 行田町 | 日野屋亦右衛門 | 須合村 | 島屋竹右衛門 |
| | 高砂屋金左衛門 | 小針村 | 原口嘉七 |
| | 日野屋新太郎 | 屈巢村 | 騎西屋與吉 |
| | 江州屋庄兵衛 | 野村 | 戸塚與八 |
| | 日野屋幸兵衛 | 埼玉村 | 奥州屋半兵衛 |
| 長野村 | 日野屋庄右衛門 | | 増田屋新兵衛 |
| | 奥州屋多十郎 | 吹上 | 角屋佐十郎 |
| 白川戸村 | 中村屋庄助 | | 中村屋九兵衛 |
| | 金子儀助 | 大芦村 | 浜名屋又右衛門 |
| 小見村 | 峯川富蔵 | 持田村 | 二木屋喜兵衛 |
| | 萬屋富右衛門 | 下埼玉 | 増田屋要吉 |
| 上新合 | 和泉屋甚蔵 | | |
| | 蛭子屋宗兵衛 | | |
| 下新合 | 島屋甚兵衛門 | | |

出典：『埼玉県酒造組合誌』(埼玉県酒造組合、1921年8月)より作成

も行われた。この際に組合村の酒造家が把握されたことから、当時の酒造家の分布を知ることができる。ここでは、熊谷宿を中心とする南北両組合及び、妻沼村を中心とする組合の村域におけるその分布をみることで、飯塚吉五郎の周辺を確認しておこう。

最初に確認しておきたいのは、改革組合村が編成される以前、享和三年段階での酒造家分布である。表2でまとめた酒造家のうち、のちに組合が編成される熊谷宿周辺一宿六九カ村及び妻沼村周辺二六カ村では、荒川南岸に四軒、北岸に三一軒の酒造家がいた(表3)。

つづいて、天保年間から慶応年間における熊谷宿南北両組合の酒造家をまとめたものが、表4(次頁)にな

表3 享和3年の酒造家(再掲)

| 熊谷宿北組合となる地域 | |
|-------------|---|
| 今井村 | 1 |
| 戸出村 | 1 |
| 南川原村 | 2 |
| 大麻生村 | 1 |
| 熊谷宿 | 9 |
| 小嶋村 | 1 |
| 佐谷田村 | 1 |
| 代村 | 1 |
| 柿沼村 | 1 |
| 久保嶋村 | 2 |
| 四方寺村 | 2 |
| 下奈良村 | 4 |
| 奈良新田 | 1 |
| 中奈良村 | 1 |
| 玉ノ井村 | 1 |
| 東別府村 | 2 |
| 熊谷宿南組合となる地域 | |
| 春之原村 | 1 |
| 押切村 | 1 |
| 村岡村 | 2 |

数字は各村の酒造家数

し、北組合は五三軒、一一二四八石の造高であった。このうち熊谷宿には一三軒の酒造家があり、三五〇〇石の造高があった。表のなかに下奈良飯塚家の造米高をみると、全体の平均よりやや規模が大きい。

表中、天保十五年のものは、前年に出された酒造、酒樽売り、升売りなど酒食商い停止による取締りに対し、請印をした酒造家である。慶応二年(一八六六)にあげた

表4 熊谷宿寄場南北組合村々の酒造家

| 居村名 | 天保7年 | | | | 天保15年 | | 慶応2年 | |
|-------------------|--------------|-----|-----|-------------|------------|------------|------|--|
| | 酒造人名 | 株高 | 造米高 | 備考 | 酒造人名 | 酒造人名 | 造米高 | |
| 北組合 (熊谷宿ほか37ヵ村組合) | | | | | | | | |
| 大里郡 | | | | | | | | |
| 熊谷宿 | 喜兵衛 | 500 | 650 | | 喜兵衛 | 喜兵衛 | 750 | |
| | (十一屋)三郎右衛門 | 520 | 650 | | 三郎右衛門 | 三郎右衛門 | 650 | |
| | (日野屋)佐右衛門 | 460 | 500 | | 佐右衛門 | 佐右衛門 | 1500 | |
| | 清太郎 | 450 | 500 | | | | | |
| | 嘉兵衛 | 200 | 450 | | 嘉兵衛 | 嘉兵衛 | 450 | |
| | 重左衛門 | 250 | 300 | | 重左衛門 | | | |
| | 茂右衛門 | 30 | 250 | | 茂右衛門 | 茂右衛門 | 250 | |
| | 備太郎 | 200 | 100 | | | | | |
| | 善兵衛 | 10 | 100 | | | | | |
| | 平五郎 | 50 | | 押借株 | | | | |
| | 久五郎 | | | 濁酒 | | | | |
| | 常吉 | | | 濁酒 | | | | |
| | 勘六 | | | 濁酒 | | | | |
| | | | | | 市太郎 | 市太郎 | 150 | |
| | | | | 源三郎 | | | | |
| | | | | 仁右衛門 | | | | |
| | | | | 八右衛門 | | | | |
| | | | | 重助 | 政兵衛 | 50 | | |
| 石原村 | 道之助 | 50 | 700 | | 重右衛門 | 重右衛門 | 700 | |
| | 三藏 源助 | | | 濁酒 濁酒 | | | | |
| 大原生村 | 喜兵衛 | 30 | | 押借株 | 喜兵衛 | 喜兵衛 | 30 | |
| 河原明戸村 (武鉢村) | 庄兵衛 | 25 | | 押借株、休 | 庄兵衛 | 庄兵衛 | 25 | |
| | 庄左衛門 | 20 | | 押借株、休 | 庄左衛門 | 庄左衛門 | 20 | |
| 久下村 | 源五右衛門 | 150 | 150 | | 源五右衛門 | 源五右衛門 | 50 | |
| | 徳左衛門 徳右衛門 | 30 | | 押借株、休 濁酒 | 嘉七 徳左衛門 | | | |
| 肥塚村 | 磯右衛門 | 20 | | 押借株、休 | 磯右衛門 | 磯右衛門 | 20 | |
| 小嶋村 | (飯田)勝右衛門 | 10 | 100 | | 勝右衛門 | 勝右衛門 | 100 | |
| 佐谷田村 | 保五郎 | 30 | | 押借株 | 安五郎 | 庄兵衛 | 30 | |
| 代村 | 弥七 | 25 | | 押借株、休 | 磯右衛門 | 弥七 | 20 | |
| 新嶋村 | 文吉 | 50 | 15 | 押借株 | 文吉 | 文吉 幸助次郎 | 50 | |
| 上之村 | 長之助 | | | 濁酒 | | | | |
| 広瀬村 | 七之助 | | | 濁酒 | | | | |
| 埼玉郡 | | | | | | | | |
| 今井村 | 文右衛門 | 10 | 100 | | 文右衛門 | 文右衛門 | 100 | |
| 戸出村 | 兵左衛門 | 6.5 | 240 | | 兵左衛門 | 兵左衛門 | 240 | |
| 南河原村 | 民之助 | 15 | 150 | | 和七 | 和七 | 150 | |
| 蕨郡 | | | | | | | | |
| 柿沼村 | 勘助 | 50 | 200 | | 兵右衛門 | 兵右衛門 | 300 | |
| 久保嶋村 | 関輔 | 20 | 250 | | 周助 | | | |
| | | | | | | 保右衛門 | 250 | |
| | (森田)定四郎 | 100 | 18 | 押借株 | 定四郎 | 定四郎 | 100 | |
| 四方寺村 | (吉田)六左衛門 | 485 | 900 | | 六左衛門 | 六左衛門 | 900 | |
| | (吉田)茂左衛門 | 500 | 500 | | 茂左衛門 | 茂左衛門 | 500 | |
| 上奈良村 | 金左衛門 | 210 | 210 | | 金左衛門 | 金左衛門 | 210 | |
| 中奈良村 | 文左衛門 | 20 | | 押借株、休 | 文左衛門 | 文左衛門 | 20 | |
| | 健次郎 | 25 | | 押借株 | | | | |

| 居村名 | 天保7年 | | | | 天保15年 | | 慶応2年 | |
|--------------|-----------------|-----------|-------|----------------|-----------|----------------|-----------|----|
| | 酒造人名 | 株高 | 造米高 | 備考 | 酒造人名 | 酒造人名 | 造米高 | |
| 下奈良村 | (長谷川)佐右衛門 | 170 | 954 | | 佐右衛門 | 森蔵 | 955 | |
| | 吉田市右衛門 | 150 | 720 | | 吉田市右衛門 | 吉田市右衛門 | 1020 | |
| | (飯塚)吉五郎 | 250 | 408 | | 吉五郎 | 吉五郎 | 408 | |
| | 松蔵 | 70 | 200 | | 松蔵 | ()吉 九右衛門 | 200 10 | |
| 奈良新田 | 市左衛門 | 450 | 150 | | 市左衛門 | 市左衛門 | 200 | |
| 玉井村 | 庄右衛門 | 無 | 1450 | | 庄右衛門 | 庄右衛門 | 1450 | |
| | 万右衛門 | 50 | 210 | | 万右衛門 | 万右衛門 | 210 | |
| | 才助 | 3 | 60 | | 才助 | 才助 | 60 | |
| | 三五郎 | 30 | 30 | | 三五郎 | 三五郎 | 15 | |
| | 米八 | 50 | | 押借株 | 米八 | 米八 | 50 | |
| | 東別府村 | 長左衛門 | 60 | 33 | | 長左衛門 | 長左衛門 | 60 |
| 三ヶ尻村 | 源五右衛門 | 30 | | 押借株、休 | 源五右衛門 | 源五右衛門 | 30 | |
| | 重左衛門 | 20 | | 押借株、休 | 十左衛門 | 重左衛門 | 20 | |
| 計 | 53 | 5884.5 | 11248 | | 45 | 42 | 12303 | |
| 南組合 (32ヶ村組合) | | | | | | | | |
| 大里郡 | | | | | | | | |
| 押切村 | 金左衛門 | 35 | 200 | | 金左衛門 | 金左衛門 | 200 | |
| | 宇兵衛 | 4 | 7 | | | 吉五郎後家ひさ 喜兵衛 | 7 580 | |
| 万吉村 | 安五郎 与之助 | | | 濁酒 濁酒 | 吉蔵 | 清助 | 100 | |
| | | | | | | | | |
| 村岡村 | | | | | 安次郎 恵助 | | | |
| 甲山村 | 伴七 要八 | 140 50 | 300 | 押借株、休 | 新吉 新八 | | | |
| | 安兵衛 | | | 濁酒 | | | | |
| 下恩田村 | | | | | 幾右衛門 | 幾右衛門 | 300 | |
| 春野原村 | | | | | 宰助 | 宰助 | 450 | |
| 相上村 | | | | | 藤右衛門 | | | |
| 三ツ本村 | 紋右衛門 | 50 | 14 | 押借株 | 紋右衛門 | 伴七 紋右衛門 | 300 50 | |
| | 金次郎 | 50 | 14 | 押借株 | 金次郎 | 金次郎 九右衛門 | 50 50 | |
| 御正新田 | 三吉 藤五郎 長吉 | | | 濁酒 濁酒 濁酒 | | | | |
| 男衾郡 | | | | | | | | |
| 島山村 | 善蔵 | 30 | | 押借株、休 | 善蔵 | 善助 | 30 | |
| 本田村 | 為右衛門 | 50 | 300 | | 為右衛門 | 為右衛門 | 150 | |
| | 富蔵 | 20 | | 押借株 | 富蔵 | 富蔵 貞助 | 20 20 | |
| 計 | 15 | 429 | 835 | | 14 | 13 | 2307 | |

出典：天保7年＝「酒造米高書上帳」（川端氏収集文書193-4）※「新編埼玉県史16」に抄録がある
 天保15年＝「酒造米高書上帳」（野中家文書336）
 慶応2年＝「関八州四分一御鑑札酒造米高書上帳」（飯塚家文書コ-11）

酒造家は、やはり株を保有し鑑札をうけた酒造家である。享和三年と天保七年の酒造家数を比較すると、前者が南組合四軒、北組合三一軒であり、後者は南が一五軒、北が五三軒と酒造家の増加をみる事ができるが、これは文化三年に幕府が出した勝手造り令の影響による、無株の酒造家増加があつたためだろう。文政十三年からは酒造制限が再開されるわけだが、酒造制限下での関東の無株酒造家救済策が関八州拝借株の認可であつた。その拝借株所持酒造家は、南組合に五軒、北組合に一五軒いる。享和三年の酒造家数に、拝借株酒造家数と無株の濁酒造(南六軒、北八軒)の数を加えると、天保七年の酒造家数とほぼ同じになる。もちろん、酒造株には移動があり、しかも村域、組合域を越えて移動は行われるので、離れた年を比較して、単純に同一地域内の酒造株の数は同じであつた、とするわけにはいかない。

天保七年以降の酒造家数は、無株濁酒造の数を差し引いて比較していただきたいが、慶応年間まで酒造家数にやや減少がみられる。新規開業が困難であつたことによる結果であろう。

熊谷宿北組合に隣接し利根川南岸である妻沼村組合

新潟県南西部)の北部地方(現在の上越市柿崎区・吉川区辺)出身で、関東地方に出稼ぎに出た「頸城杜氏」のうち、安政六年に熊谷宿南北組合、妻沼村組合域で店持ちつまり経営主となつていた酒造家である。現在の埼玉県域で営業する、越後出身者の酒屋の創業年を調査した成果によると、彼らは古くは元禄年間に姿をみせるが、文化年間以降次第に数を増し、幕末期に創業が集中している。越後出身の出稼ぎ酒造家の多くは、出稼ぎ先で酒造蔵や諸道具を借り受けて経営主となるが、株の所持者でないため、改革組合村の調査で彼らの存在を確認することはあまりできない。むしろ、株所持調査の年に把握されている酒造家の実際の営業人が、越後杜氏である可能性も高いのである。彼らの存在と役割については、後述することになる。

ところで、各地の酒造家は周辺同業者との競合、協調のなかで酒造仲間を結成することが多い。仲間結成によつて販売統制、奉公人統制などを行うわけであるが、武蔵国でも天明七年に高麗・比企・秩父・入間・多摩の五郡一八力村で旧来より株を保有する二二名が結成した仲間、寛政七年に行田町周辺で結成された仲間(天保七

村々では、天保七年に六軒の酒造家がいるが、株を所持しているのは三軒と少なかった。

このような酒造家分布の違いは、湧水の存在がひとつの理由として考えられる。一八世紀より遙か以前、沖積世に形成された荒川扇状地のうち「新荒川扇状地」は、荒川北岸大麻生から北方の奈良および東方の中条・佐谷田にかけて形成されており、扇状部で伏流水となつた荒川の水は、扇端部であるこの地域でかつて湧水となつて豊富な水資源を提供していた。酒造家にとつて、大量かつ良質な水は必須であり、「新荒川扇状地」に位置する熊谷宿北組合村々は、酒造に最適な立地といえよう。旧熊谷町には、その水質の良さから、忍藩の者が大八車で、酒造用の水を汲みに来たという井戸まであるといふ。これに対して、江南台地が迫っている荒川南岸は、限られた低地部分に酒の生産を限定され、利根川に近い村々は湧水地帯から外れてしまつていた、と考えられるのである。

ここでもう一点、当該地域の酒造を検討するのに欠かさない存在について触れておきたい。

表7としてまとめたものは、越後國中頸城郡(現在の

二年段階で二五名)、享和三年に入間・比企・高麗三郡一四力村一八名で結成された仲間など、一五名から二五名くらいの仲間が結成され活動を継続する姿が確認されている。にもかかわらず、五五名(慶応二年)もの酒造家がひしめく熊谷宿寄場南北組合村々では、享和三年の吉五郎の試みを除いて、広域的な組合結成へと動いている酒造家の様子が、現時点で確認できていない。酒造家同士の協調といえば、以下に示す例の如くである。たとえば、天保二年三月には、酒造取締方の下奈良村吉五郎と四方寺村六左衛門が、酒造制限に関わつて吉田市右衛門方への参会を通知した「酒造方廻状」を、四方寺村茂左衛門、柿沼村兵右衛門、久保島村富五郎、同村定四郎、

表7 安政6年の越後出身酒造家

| | |
|----------------------------|---|
| 熊谷宿 | 越後屋梅蔵 加賀屋徳兵衛 十一屋織兵衛 |
| 石原村 | 吉田屋清八 吉田屋源助 吉田屋栄七 浜田屋孫八 浜田屋友次郎 |
| 大麻生村 今井村 柿沼村 久保嶋村 | 小山屋茂八 吉田屋佐次右衛門 越後屋桑五郎 大澤屋清助 楠本屋六右衛門 |
| 四方寺村 (奈良村) | 吉田屋八十八 亀田屋丑太郎 嶋崎屋文八 石調屋多吉 |
| 玉井村 | 日野屋喜兵衛 小山屋織吉 |
| 三ヶ尻村 | 浜名屋由兵衛 重左衛門 |
| 万吉村 村岡村 | 吉田屋善助 森田屋啓助 |
| 本田村 | 嶋屋和兵衛 |

安政6年=「酒造出稼店役御冥加金記帳」(『吉川町史資料集 第三集 一酒造一』)中、熊谷宿南北組合村のみを抜出

上奈良村金左衛門、奈良新田市左衛門、下奈良村佐右衛門、同村松蔵に対して出していた。また、天保四年の酒荷運搬時荷札付け替え事件の際には、その調停の廻状が四方寺村吉田六左衛門から、下奈良村吉田市右衛門・飯塚吉五郎・長谷川佐右衛門、玉井村鈴木孫四郎・石堰三五郎に廻っている。あるいは、江戸町奉行が酒荷の冥加金の件で地廻り酒問屋に対して申し渡しを行った際、問屋行事はその請書の写しと趣意書を「下奈良村御近辺御酒造家衆中」に回覧して欲しいと吉田市右衛門に依頼、市右衛門はそれを四方寺村吉田六左衛門・吉田屋八十八、下奈良村長谷川佐右衛門・浜名屋吉五郎、そして村名は不明だが越後屋榮蔵に廻している、等々。ここにあげた事例では、時々の状況によって連絡を取り合う酒造家の姿がみえ、時に応じて微妙に相手を異にするが、酒造家同士の協調関係がごく近隣でのそれに限られていることはわがろう。そのなかにあつて、飯塚吉五郎と吉田市右衛門とは殊に緊密であつた。

以上みてきたように、ここでは主に一八世紀以降の酒造家の展開状況を明らかにしてきたわけだが、彼らの存在は幕末期の江戸において、武州在の行田町・久喜町・

廻り経済育成策の優等生ともされるこの背景には、関東醤油が初期の下り醤油とは味覚面で別の物になつたことがあげられる。

こうしたなか、文政五年（一八二二）から八年にかけて、江戸売りでの醤油価格をめぐる造家側と問屋側との交渉過程で、主要産地の造家に価格値上げ要求を主目的とする仲間結成の動きがあつた。これは、当時すでに存在していた銚子・玉造・水海道・千葉・野田・松尾講・川越・江戸崎の各組が議定を取り結んで、関東八組造醬油家仲間結成を企図したもので、この際に関東一円の造家が調査され、仲間未加入の造家も地域ごとに行事を立てて統制しようとした。この調査によって作成されたと思われる書上によつて、関東南東部のある程度の醸造家の分布を知ることができる。現在の熊谷市域と周辺をみると、鴻巣（舛屋藤兵衛）、深谷（十一屋六郎右衛門）、熊ヶ谷（十一屋三郎右衛門）、下なら村（栗原半右衛門）、羽生村（松本留太郎）、四方寺（亀屋吉太郎）、久喜町（日野屋平兵衛）などが調査で把握されている。この時期の醤油造家の分布をまとめた図（図1）によると、醸造家のほとんどが銚子や野田、佐原や土浦・水海道・成

加須町・騎西町・長野町、下総流山・野田町、上州高崎宿・堺町・鬼石町、野州佐野宿、常州府中宿と並ぶ酒の産地として、熊谷宿と奈良村を認識させるまでになつていた。江戸地廻り経済としての成長をみとめることができよう。ただ、他地域と比してあまりに多い酒造家数は、仲間結成による販売統制を困難にするほどの競合関係を生み出していた、と考えられるのであつた。

二、醤油醸造にみる飯塚吉五郎の周辺

一方、醤油醸造業は、幕府による税制上の統制をうけておらず、酒造と異なりその数量把握は困難となつていく。醤油業への課税が体系化され、全国的に生産量の把握が行われるのは明治五年（一八七二）からであつた。

醤油の江戸への入津量全体がおおよそ明らかになる享保十一年（一七二六）、十数万樽の醤油が江戸に供給されたが、上方からの下り醤油が七六%を占め、江戸の醤油市場をおさえていたとされる。それが、約百年後の文政四年（一八二二）、一カ年の江戸入津高一二五万樽のうち、一二三万樽が関東七カ国からの製品で占め、下り物を圧倒するという状況に変化している。醤油が江戸地

田・東金などに集中している。江戸地廻りにおいて、酒造業と異なり成長の著しさを謳われる醤油醸造業であるが、この頃の醸造家の所在にはかたよがりがあり、醤油の販売先をめぐっては、銚子の広屋儀兵衛（現、ヤマサ醤油）のような大規模醸造家が都市向けに販売する一方で、中小規模の醸造家は周辺市場を販路とする、市場の二重構造があつたとされる。

そうした地域的偏差のなかで、広屋は一八世紀中頃から江戸への出荷量を増大させ、文政年間まで五〇〇〇樽前後を地売りする一方で江戸に二〇〇〇樽前後出荷していた。それが、天保四年から九年頃に江戸への積み荷を減らし、下総関宿や武州幸手などへの地売りを増やしていく。この地売り先は、利根川から江戸川に入る、江戸積み輸送路の中継点で商う問屋で、ここで荷揚げされた商品が武州北部から上州・野州方面に売り込まれた可能性も指摘されており、広屋は天保九年以降、原料調達先としても価格の安い利根川筋との取引を増やしていた。利根川筋の大豆などの生産力上昇が要因とされるが、生産力の上昇は利根川筋の醤油醸造家の発展をももたらしている。浜名屋吉五郎はこうした展開のなかで醬

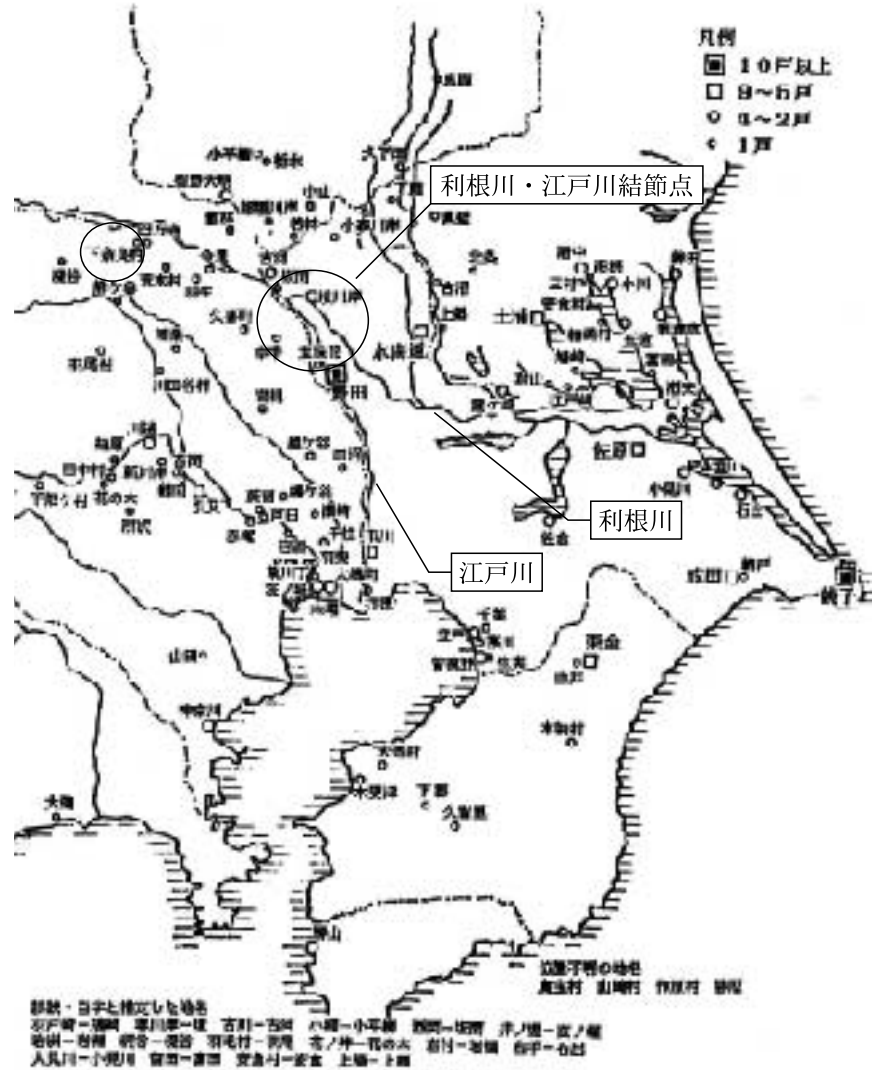


図1 文政5年醤油造家の分布と利根川・江戸川筋 (篠田壽夫「江戸地廻り経済圏とヤマサ醤油」所収、図3を転載、加工)

油造を行っていた。

浜名屋吉五郎は寛政元年頃、酒や穀物の販売とともに、醤油の販売も手掛けていた⁽⁴⁴⁾。その経験が在方での消費向上の可能性を感じさせたものか、寛政十年から醸造に着手するようになる⁽⁴⁵⁾。この頃、同じ下奈良村の栗原半右衛門や隣村四方寺村の亀屋吉太郎がすでに醤油造を行っていたかわからないが、着手していたのであれば、その影響や指導があった可能性もある。吉五郎は、文政年間⁽⁴⁶⁾の造家調査時点では造家として把握されておらず、当面の規模も酒造に従属する小さいものだっただろう。吉五郎のような小規模な醸造家はほかにもいた可能性はあるが、その所在はあきらかではない。

それが天保年間に至ると、醸造家の人数は増え仲間を結成するまでになっている。天保五年、浜名屋に届いた醤油造仲間の入用割合を徴収する行事の廻状によると⁽⁴⁶⁾、行田町原口長兵衛・樋上屋安五郎、下奈良村栗原半右衛門・浜名屋吉五郎、熊谷宿十一屋三郎右衛門・原口清兵衛などを含め、仲間が行田町、熊谷宿、下奈良村など造家二十五軒で構成されていたことがわかる。

嘉永五年には、「行田・鴻巣・熊谷最奇醤油屋世話人」

の呼びかけによる醤油値段調整の会合があり⁽⁴⁷⁾、世話人である鴻巣の横田三九郎、行田の原口長兵衛、熊谷の近江屋孫四郎のほかに、行田の樋上屋安五郎、大丸屋代吉(住所部分破損)、下奈良村栗原半右衛門・浜名屋吉五郎、持田村三田清太郎、葛和田嶋田六兵衛、斎条の根本半六が参加しているが、これが醤油造仲間の会合だとすると、天保年間に比して仲間の構成範囲は拡大していることになる。ただ、仲間としての構成範囲には不確かな面があり、次にあげる吉五郎と栗原半右衛門が連名で出した廻状では、また違った枠組みがみえてくる⁽⁴⁸⁾。

(前略) 然ハ醤油之義穀物者勿論塩其外諸色大高直二罷成、先達而中売高割五分直揚仕候得共、中々以右二而者追々高直之割合二不相当迷惑仕候、然ル所川越組造家衆より書状到来、右組之義先達而当組一同直揚致候上尚又今般、御領主御役場江相願御聞濟之上又々割五分直揚仕候由、此辺売先附合候二付同様引入呉候様申来候得共、先般割五分直揚之上又候同様引上候義も如何二付、私共兩人申談之上来ル十二月朔日より又々割引上売揃候積御座候間、各様御同様御売揃御座候様此度此段申上候、尤

一通此衆評之上取極可申所、当年柄之義二付聊たりとも
 入用相省候様仕度候二付不及御談、私共兩人より此
 段御案内申上候、宜御承知可被下候、(後略)
 この年不詳の廻状には、一九名の醤油造家が宛先とし
 て確認でき、羽生や加須、騎西方面の人々や上州の者も
 含まれているが、鴻巣の者はいない(表8)。
 廻状の内容は醤油価格設定の申し入れであり、申し入
 れ先として名をみせる人々は、地売り先を等しくする醸
 造家であろう。冒頭に彼らは、原料価格高騰のために協
 調して醤油価格の一割五分値上げをしたとあるので、仲

表8 醤油価格設定申し入れ先

| 居村 | 醤油造人名 |
|---------|----------|
| 上州舞木村 | 森田市重郎 |
| 武州忍西丈村 | 松屋半六 |
| 行田町 | 原口長兵衛 |
| 行田町 | 樋上屋安五郎 |
| 羽生町 | 松本利左衛門 |
| 羽生町 | 塩屋庄左衛門 |
| 手子林久保 | 川辺源右衛門 |
| 羽生大越村 | 栗原治郎兵衛 |
| 羽生領上外野 | 新井定吉 |
| 加須町 | 若林庄兵衛 |
| 加須町 | 釜屋重兵衛 |
| 騎西町 | 才藤惣八 |
| 騎西町 | 井筒屋治郎兵衛 |
| 馬室村 | 金子要右衛門 |
| 糠田村 | 河野権兵衛 |
| 横見郡下細谷村 | 金子要助 |
| 今泉村 | 日野屋伊右衛門 |
| 熊谷宿 | 十一屋三郎右衛門 |
| 熊谷宿 | 原口清兵衛 |

出典：飯塚家文書ウ-34

間として連携をとる面々だと思われる。値上げしたにも
 関わらず原料価格の高騰に追い付いていないようなの
 で、年代は社会全体にインフレが蔓延している幕末頃で
 であろう。このような時に、川越組の醤油造仲間より吉五
 郎たちのもとへ連絡があり、同様のインフレ下にあった
 川越組では、領主の了解を得て一割五分の更なる値上げ
 を敢行し、「此辺売先附合」、つまり販売市場の競合する
 熊谷・行田・下奈良辺の醸造家達にも同じ割合の値上げ
 を行って欲しいと依頼してきたのであった。この打診に
 吉五郎と半右衛門は、川越組より五分低い一割の値上げ
 を考え、参会評議の必要性を感じつつも、急を要するこ
 とでもあり一方的に価格の設定を申し入れたのである。
 これに対し唯一上州の醸造家として名をみせる上州舞木
 村の森田市重郎は「上州辺之儀八何れたてはやし中間江
 相談之上尚又可申上候」と、館林の仲間との評議を理由
 に即答を避けてきた。また、糠田村の河野権兵衛は「行
 田成共熊谷成共二各様方御不参なく御出会之上、しかと
 取究之上直揚可仕与奉存候、左茂無之候而者直揚甲乙之
 判たん計かたく存候、宜敷御工風奉願候」と、価格の設
 定は行田・熊谷の仲間参会評議の上で取り決めるべきだ

と主張し、下細谷村金子要助もこれに同調していた。
 この廻状にみられる醤油造仲間の枠組みは、川越の醸
 造家たちとの競合のなかで醤油の価格調節を行っている
 が、同様に銚子など醸造家との競合のなかでも価格の調
 整は行われただろう。天保年間以降、銚子の広屋のよう
 な大規模醸造家が広域的に地売りを展開するようになる
 ことが、熊谷や行田周辺で醤油造を行う者たちに仲間結
 成を促し、価格競争を行わせるようになっていたので
 あった。

第二章 浜名屋吉五郎家の経営概観

一、設備・労働力・原料調達

武蔵国幡羅郡下奈良村。村高は一二〇〇石余で、明和
 三年以降旗本七名の相給知行村である。安政三年に酒の
 産地とされる「奈良村」とは、この下奈良村と中奈良
 村、上奈良村、奈良新田、四方寺村のあたりを指す。そ
 して、この「奈良村」には天保七年に一〇軒、総造高四
 〇〇〇石以上の酒造家があった。その一人が、七二〇石の
 造米高を有し、江戸での町屋敷経営を行う吉田市右衛門

である。吉田家は一九世紀には一〇〇石以上の田畑を所
 持し、江戸の町屋敷からの地代や金融活動を収入の中心
 としつつ、酒造では文政年間末から天保期には全酒造量
 の六〇〜七〇% (一〇〇〇樽前後) を江戸に出荷する経
 営を行っていたという。全体の収入が多い時に年三〇〇
 〇両を超す吉田家にあつて、酒造の収益は、文政十一
 年から天保十一年の一三年間で、平均二五四両余の利潤が
 あつたが、天保十二年から安政元年までの一四年間は年
 平均の利潤が三五両二分余と激減したらしい。この吉田
 市右衛門は、下奈良村の旗本植村氏知行地の組名主で
 あつた。飯塚吉五郎は、旗本依田氏知行地の組名主であ
 る。この村はそれぞれの知行地および、朱印地である集
 福寺領に組名主がいたが、飯塚家が村役人となるのは五
 代目吉五郎の父の頃からであつた。その後、依田氏知行
 地の割元名主などにも就任し、重きをなした。以下で
 は、飯塚家の経営展開をみていく前提として、田畑所持
 高、醸造設備、労働力、原料調達先、醸造量変化、販売
 量増減、収支を概観しておこう。
 飯塚家は、慶応四年(一八六八)に五〇石の田畑を所
 持するまでになるが、所持高を貼紙の重ね貼りによつて

年次ごとに記録した「高盛帳」によれば、嘉永七年六月に三六石余であった所持高が、安政三年に四〇石余、安政四年末には四六石余と増加している様が確認でき、幕末期の土地集積が想定できよう。

酒造、醤油造を開始するのは五代目の吉五郎で、文化十二年（一八一五）からは子の雅蔵が吉五郎を名乗り家業を継いだ。六代目の吉五郎は、子の義太郎を文久三年（一八六三）に病で失つてしまつたため、幕末・明治初期まで家業に携わり明治十六年（一八八三）に没する。家督は明治初年に孫の雅介が吉五郎の名と共に継いでいる。

浜名屋の醸造業は、幕末に到るまで酒造・醤油造の両立が行われた。その規模は、慶応四年の醸造設備にみると、酒の造桶二四本、造家二ヶ所、醤油の造桶一八本、造家一ヶ所であった。労働力は三〇名前後である。例えば天保二年には、「売手」三名、「小供」二名、「酒方」に杜氏一名・頭一名・麹士四名、「米舂」三名、「醤油方」に杜氏一名・頭一名と他二名、「作方」四名と雇一名、「馬方」二名、雇二名、「桶工」三名、「木挽」一名がいた。「売手」は酒・醤油の地売りを担当し、「酒方」「醤油方」が醸造に携わり、「米舂」は酒造に関与していた

ら買い求めている。常陸屋吉兵衛・広屋吉右衛門などとの間に取引があり、赤穂塩の仕切がみられる。大豆は、地廻り米穀問屋からの購入があるが、文政年間には近隣の百姓からの購入も確認できる。ただ残念ながら、年間でどれほどの量の大豆が、どこから調達されていたのかを知る記録を、確認できていない。

二、醸造量・販売・収支

浜名屋の酒の造高は、日記の記述から文政七年が四二〇石余であったことが確認でき、五九一駄余が出荷された。この時は酒造制限のない自由営業期であった。翌文政八年に五〇九石余をみるものの度重なる酒造制限令の影響もあって、嘉永六年には三一五石余、安政五年には二二一石余、文久二年には一四六石余と、減少している。酒の出荷は、文政九年十一月の日記に、江戸売りを示す「江戸出」として、四六七駄、周辺農村への販売を示す「地売分」は、二六二駄余の合計七二九駄余が確認できる。一方、天保四年には江戸売りが一三五駄、地売りが一一六駄余、店小売が七駄余とほぼ同量が江戸と地売りに出されている。万延元年には、江戸売りが二三四

と思われる。「桶工」「木挽」は、酒・醤油を詰める明樽への浜名屋商標の印刻、樽補修などに関わつただろう。基本的に明樽は江戸の明樽問屋榎原屋嘉助などから取り寄せていたようである。

醸造の原料は、酒造の場合米の大半を江戸の間屋より購入し、そのほかを手作・小作分の収穫米や旗本依田氏の他の知行地から買い求めた。例えば天保四年には、買入米が四三二俵余、手作分一五〇俵余、小作分四八俵余、依田氏知行地広瀬村より五〇俵が買い求められている。原料米の大半は、地主としての小作米に頼るのではなく、購入米によるものであった。江戸での米買入は地廻り米穀問屋岩城屋平吉や奈良屋三左衛門、吉田屋久兵衛などからであり、利根川筋の葛和田河岸を介して、越後米・作州米・備前米・越前米・美濃米などが時々相場場に応じて買い求められた。浜名屋では奥州米・忍蔵米などの相場情報も頻繁に集めている。なお幕末期になると、熊谷の穀問屋増田屋伝六からかなり頻繁に熊谷市の穀相場情報もたらされており、密接な様子が垣間みられる。

一方、醤油の原料であるが、塩は江戸の下り塩問屋から、地売りが二八六駄、店小売が一六駄の合計五三六駄であり、時々相場による出荷先の選択があつた模様である。これは、江戸での取引先である地廻り酒問屋が、下り酒の江戸入荷状況に応じて酒造家に出荷を依頼してきたことも大きく関わっている。江戸市場は下り酒が販路を大きく占めていたが、海路を回漕されてくる商品だけに、その入荷状況によつて地廻り酒にも販売できるだけの余地はあつた。ただし、生産した全ての商品が売れるだけの余地ではなかつただろう。

地廻り酒問屋からの仕切によれば、浜名屋が問屋の求めに応じて出荷した酒の銘柄として、刀祢川、剛者、松乃尾、八重梅などがみられる。ちなみに、酒の出荷で駄数とあるのは搬送する馬の駄数のことであり、樽数で計算すると駄数の二倍の数となる。

一方、醤油は文政七年に「もろみ出方」が九一石、二六一六樽余の生産量を確認でき、天保三年には一四五石余、四四七七樽余となる。慶応三年には造高二七〇石が確認できる。醤油は、江戸への出荷をあまりみとらず、地売りに中心の販売だつたと考えられる。銚子や土浦の醤油が販路を占める江戸市場には、販売する余地がな

かった結果であろうか。万延元年二月から同二年正月までの一年間の出方の記録によると、醤油の銘柄別に鱈二二三樽、^①一三三樽半、^②一五六樽、^③五四五樽半、^④一二七樽半、^⑤四二六樽半、^⑥七四〇樽半など、四〇二五樽が出荷されている。銘柄には、^⑦は銚子・広屋儀兵衛のしるし、^⑧は野田・岡田嘉左衛門のしるし、^⑨は銚子・八木屋太八郎のしるしといった具合に、野田や銚子などの大産地造家のしるし（商標）を模した類印も多く、評判のよい醤油に便乗して売り出しているような部分もあったようである。逆にいえばこの時期、この地域に銚子や野田の醤油が売り込まれていた証でもある。個別の販売先を、浜名屋に残された文久二年の「現金醤油之通（妻沼村三浦屋治兵衛宛）」^⑩にみてもみると、前年十二月二十五日から七月四日までの半年で、三浦屋治兵衛に対して鱈が六六樽（老樽の価格が金二分、四匁五分）、^⑪が四八樽（老樽の価格が一貫四一八文）と大量に販売されている。浜名屋独自の商品と思われる「鱈」の方が、やや価格は高い。この時の販売先である三浦屋は、街道筋では名の知られた旅館であり、^⑫浜名屋から購入した醤油は宿泊客の料理に用いられたであろう。三浦屋の

雑費臨時金や年貢金高など）が記載されている。ここで支出に計上されている酒・醤油方の元手金利分と蔵敷金であるが、この四年前の日記に記録された「已諸勘定」^⑬（表9-2）からその性格が明らかになる。この時の勘定は「身上向」としてまとめられ、田畑作徳による勝手向の賄い金や年貢金、吉田市右衛門から地所を譲り請けた際の代金、頼母子掛金損毛などの支出が二二四両二分永四五文五分と計上され、「利潤方」として貸方利分、米大豆買置利、酒蔵敷、酒方米代金利分、酒方利潤、醤油方蔵敷、諸味へ利分、醤油方利潤、見世売場利潤の^⑭一八七両三分永七四文が計上されており、引^⑮三六両二分永二二文五分の不足となっていた。文政九年の「去西之家産会計案」では支出となっていた元手金利分が、「已諸勘定」では酒方米代利分・諸味利分などと称し、蔵敷もあわせて、酒・醤油方利潤や見世売場の利潤などと共に利潤方として把握されているのである。これは、双方の勘定が、性格を異にするものであることを示す。すなわち、前者は酒・醤油方の収支決算とその他の収支を併記したもので、後者は浜名屋全体（帳場）^⑯の収支決算であった。そして両者を見比べることにより、少なく

ような販売先としては、居酒屋世を営む者が多く、ほかには煮売渡世・穀商売・太物小間物類商・髪結・湯屋などがいたが、^⑰旅館、飲食業を営む者は購入した酒や醤油を客へ提供し、それ以外の人々は自家消費をしたものと思われる。
浜名屋の収支は、その例をあまりみることができないが、文政九年の日記に「去西之家産会計案」^⑱（表9-1）が記録されたことにより、文政年間の一時期の例を明らかにできる。会計案は、酒方、醤油方、その他がある。酒方は支出に、原料調達費（米代）、^⑲元手金へ利分、蔵敷及び、諸雑費の総^⑳八二九両永一八七文六分が計上されており、「取上ケ金」（収入）は八一二両永一二二文一分で、結果、一七両永六五文五分の損毛となっている。一方、醤油方は、もろみ九一石の原料費用、この「元手金へ式ケ年利分」、蔵敷金と諸雑費で総^㉑二〇七両一分永八五文二分の支出があり、取上ケ金（収入）は二二三両一分永六三三文三分となる結果、五両三分永二二七文九分の利潤があった。会計案はその他に、見世売場利潤、頼母子掛金損毛、貸金利息など収入と支出が混在して計上され、最後に「田畑作徳を以家内賄方」（家内諸

表9-1「去西之家産会計案」（文政9年）

| 項目 | 金額 | |
|--------------------|-------|-------|
| | 金(両分) | 銀(文分) |
| 酒方 (支出) | 514.1 | 92 |
| 米1,156俵3斗7合 | | |
| 元手金へ利分 | 50 | |
| 蔵敷 | 20 | |
| 〃 | 584.1 | 92 |
| 諸雑費 | 244.3 | 95 |
| 〃 | 829 | 187.6 |
| 総 | | |
| (収入) | 812 | 122 |
| 取上ケ金 | | |
| 引渡前損毛 | 17 | 65.5 |
| 醤油方 (支出) | 77.1 | 100 |
| もろみ九十石 | | |
| 右(もろみ)之元手金 | 15 | |
| へ式ケ年利分 | | |
| 蔵敷金 | 5 | |
| 〃 | 97.1 | 100 |
| 諸雑費 | 109.3 | 235.4 |
| 〃 | 207.1 | 85.2 |
| 総 | | |
| (収入) | 213.1 | 63.3 |
| 取上ケ金 | | |
| 引 ^⑳ 利潤 | 5.3 | 227.9 |
| (その他) | | |
| 見世売場利潤 | 2.2 | 191.4 |
| 頼母子掛金損毛 | 39.2 | 159.8 |
| 貸金利息 | 48.3 | |
| 徳林院借附年賦之内返済 | 2 | |
| 田畑作徳を以家内賄方 | 136.3 | 194.9 |
| (家内諸雑費臨時金共賄入用分、年費) | | |

表9-2「已諸勘定」（文政5年）

| 項目 | 金額 | |
|-------------------|-------|-------|
| | 金(両分) | 銀(文分) |
| (支出) | 81.1 | 41.4 |
| 田畑作徳二而勝手向賄金、 | | |
| 年貢共済賄込 | 11 | |
| 徳林院借附之内返済 | 118 | |
| 吉田市右衛門より地所讓 | | |
| 請代金 | | |
| 頼母子掛金損毛 | 14.1 | 5.1 |
| 〃 | 224.2 | 45.5 |
| 利潤方 | | |
| 貸方利分 | 23.1 | 204.8 |
| 米大豆買置利 | 18.1 | 145.6 |
| 酒蔵敷 | 20 | |
| 酒方米代金年寄わり利分 | 40 | |
| 酒方利潤 | 55.1 | 20.2 |
| 〃 | | |
| 醤油方蔵敷 | 5 | |
| 諸味へ利分 | 13.3 | 110 |
| 醤油方利潤 | 9.2 | 50.2 |
| 見世売場利潤 | 20.1 | 14.2 |
| 〃 | 187.3 | 74 |
| 引 ^㉑ 不足 | 36.2 | 222.5 |

出典：「久要堂機録」（版家文書A-11-10）
「久要堂日々陣」（版家文書A-11-11）

とも文政年間の浜名屋では、別個の決算を行う酒方や醬油方に対して、帳場から原料調達費（元手金）を貸し付ける形にしているものか、酒方・醬油方からはその利息と思われる金が帳場に支払われており、かつ蔵敷料が支払われていることもあきらかとなる。帳場は、酒・醬油の利潤や蔵敷金を収入としつつ、見世売りを担い、貸付金の運用や土地集積を展開していた訳であるが、こうした決算の二重構造は、帳場の利潤を少しでも多くあげようと考え出されたものであろう。ただ、文政年間当時、酒方・醬油方共に利潤は不安定かつ大きな収益をあげ得るものとはなっておらず、帳場の文政四年決算も損失をみている。そのためか、文政十年には一〇〇両、翌十一年には一五〇両を吉田市右衛門から借用しており、経営は市右衛門からの借財によって維持されている面があったと思われる。一八世紀末から一九世紀前半の浜名屋飯塚吉五郎は、豪農吉田市右衛門に牽引される一在方商人であった。

第三章 浜名屋吉五郎の経営展開

りである。ただ、売掛金は益暮の支払時期に毎年確実に支払われた訳ではなく、多くの購入者は支払いが滞っていた。滞った支払いは年々累積し、その累積額が毎年の「勘定帳」に記載されている。表10は、「勘定帳」に記載されている売掛金の支払い滞り額を、文化十四年から天保十三年まで集計したものである。累積額は文政年間が特に多く、文政十年には総額一四〇〇両ちかくに達していた。天保年間は五く七年に増加がみられ、八年以降減少している。売掛金は、天保七年までかなりな額が未収金として把握されていることがわかるだろう。

この結果、幕府という公権力を頼りに、支払いを求めた訴訟が起こされることになる。浜名屋では、確認できる限りにおいて訴訟が、寛政元年、享和元年、文化七年、文化九年、文化十三年、文政七年、文政十二年、天保十三年に起こされた。訴訟は、売掛金とともに、作徳金や貸金の滞りに対してもまとめて行われている。訴訟を通じて代金回収の様子を、以下では文政十二年の訴訟を例にみてもみよう。参考までに、訴訟をめぐる一連の流れを年表化したのであわせて参照されたい。

文政十年の「勘定帳」では、酒や醬油、醬油粕などの

一、江戸出しと地売りの代金回収をめくって
本章では、浜名屋の経営展開をみていくことになるが、まず取り上げるのは商品の代金回収をめぐる市場構造についてである。

江戸への酒の出荷は、六月から九月にかけて利根川筋の葛和田河岸まで馬で運び、舟運で江戸まで回漕された。出荷と同時に、送り先の地廻り酒問屋ごとに「酒売附之通」が作成される。取引のあった地廻り酒問屋は、伊勢屋太郎兵衛（豊岸嶋東湊町）、江嶋屋弥右衛門（茅場町）、小沢屋鉄五郎（南茅場町）、真官屋庄兵衛（南新堀一丁目）、矢野屋伝兵衛（豊岸嶋四日市町）、矢野屋正兵衛（南新堀二丁目）、玉川屋長左衛門（神田明神下新旅籠町一丁目）などである。出荷された酒の代金は、仕切などをみても一括で支払われているし、少なくとも文政年間には吉五郎自身が江戸に赴いて一括で回収している様子が「江戸用向覚」などの日記から読み取れる。江戸での取引の代金回収は円滑であった。

浜名屋の在方での販売は見世売と地売りがあった。地売りは浜名屋の売手が担ったと思われる、酒・醬油・糟の販売が行われた。開業当初より、浜名屋の地売りは掛売

表10 浜名屋売掛金の支払い滞り状況

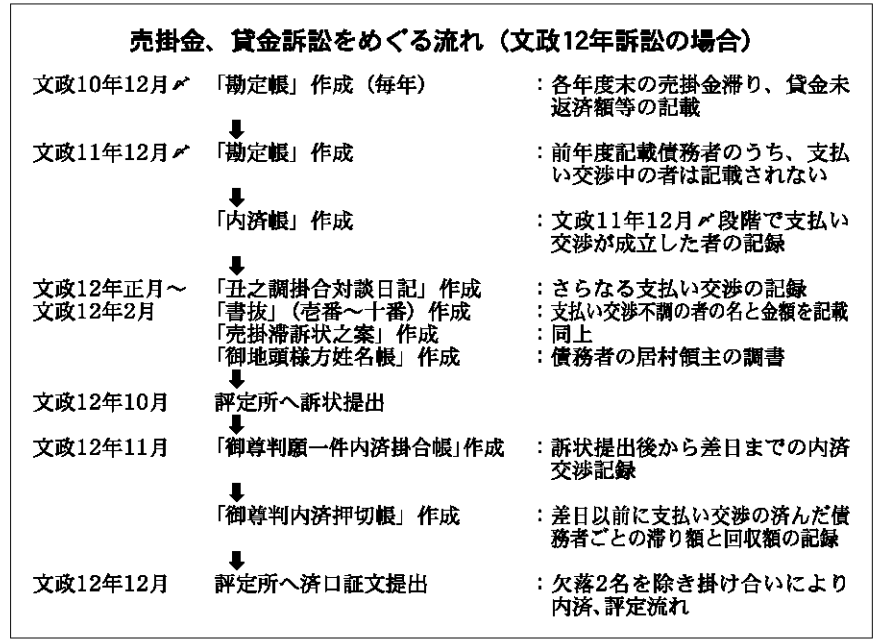
| 年 | 累計滞り金 |
|------|------------------------------|
| 文化14 | 475両、銀41匁、銭430貫349文 |
| 文政2 | 832両3分1朱、銀51匁27分、銭151貫795文 |
| 文政6 | 986両2分、銀32匁40分、銭598貫71文 |
| 文政8 | 1174両2分3朱、銀88匁38分、銭763貫156文 |
| 文政9 | 1182両3分3朱、銀43匁37分、銭806貫164文 |
| 文政10 | 1374両3分1朱、銀69匁43分、銭1060貫363文 |
| 文政11 | 328両1分3朱、銀8匁5分、銭654貫108文 |
| 天保2 | 430両2分1朱、銀48匁12分、銭1070貫83文 |
| 天保3 | 488両2分3朱、銀74匁15分、銭1203貫913文 |
| 天保4 | 429両2分1朱、銀50匁10分、銭1167貫596文 |
| 天保5 | 583両3分1朱、銀179匁12分、銭1460貫2文 |
| 天保6 | 609両2朱、銀96匁34分、銭1673貫853文 |
| 天保7 | 805両3朱、銀85匁36分、銭1761貫827文 |
| 天保8 | 107両、銀21匁、銭726貫1文 |
| 天保9 | 114両2朱、銭645貫245文 |
| 天保13 | 93両3分2朱、銀8匁2分、銭927貫36文 |

出典：各年「勘定帳」のうち、酒・醬油等の売掛金のみ抽出

売掛金のうち二三四両余、銀六九匁余、銭一〇六〇貫文余（一兩＝六貫文の換算で一五四九両余）が当時の未収金として把握されている。売掛金全体に占める内訳は、
酒醬油代 八七件（二六％） 九二二両余（五九％）
酒代 九九件（二九％） 二六五両余（一七％）
醬油代 二四六件（四六％） 三三三両余（二二％）
ほか 一〇三件（二九％） 二八両余（三％）

提出後に扱人（仲裁人）をたてて行われる、近世社会特有の示談のことである。この時、訴状提出一年前までに、訴訟を仄めかした示談交渉が行われたことを、この「内済帳」の存在は示している。

「内済帳」には、債務者ごとに滞りの期間や金額、交渉の結果支払われた金額などが記載されており、表1にその時の売掛金の滞り額と回収できた額の積算をみると、かなりの額が回収できず、両に換算して七三六両余のうち三七八両余が不足したまま支払い交渉は内済となつていくことがわかる。支払い交渉で完済する者も当然いたが、多くの者は滞り額のうち一部の支払いが免除されているためで、殊に高額な支払い免除がみられるのは、間々田村の伊勢屋馬之丞のような取引先である。伊勢屋は、三二両余の滞り額が一〇両余の支払いで内済（三二両余は未収）となつているが、「内済帳」には酒の売り高が一八八両、醤油は一四三本（金額不明）と但し書されており、販売総額一八八両余以上のうち二二両余の支払いを免除されたことになる。また、深谷宿の石川屋助五郎は、二九両二分二朱と錢七六〇文の滞り額が一五両の支払いで内済をみているが、酒の売り高は一〇一



両三分、醤油が一七貫二〇〇文とあるので、このうちの二五兩近くは支払いを免除されたことがわかる。この二つの取引先の支払い免除額は、各販売総額に占める割合でいうと伊勢屋は一二％前後、石川屋は一五％ほどとなり、販売総額の一三〇一五％ほどが浜名屋で支払いを免除する許容範囲だったことがうかがえる。おそらく、浜名屋の損益分岐点はこの辺りにあったのだろう。残念ながら全ての取引先の販売総額がわかる訳ではないので、全ての取引先の免除割合をみることはできないが、各取引先との間では利益をみる許容範囲内で交渉の解決が図られたものと思われる。ただ、大口取引先の免除額そのものは高額なため、それが累積すると全体ではかなりな額になり、これでは大きな利益を望み得まい。

表11 「内済帳」にみる滞り額と回収額（売掛金のみ積算）

| | 集計額 | 両に換算 |
|-----|------------------------|---------|
| 滞り額 | 675両1分2朱、370貫101文、銀12匁 | 736両余 |
| 回収額 | 352両、36貫251文 | 358両余 |
| | | 378両余不足 |

両に換算は、1両=6貫文で行った。

であり、件数で見れば、醤油のみを購入している者が全体の半数近くを占めているが、売掛金滞り額の六〇％近くは酒醤油両方を購入している者によるものであった。販売相手は、近隣の百姓や先にみた居酒屋渡世などを営む百姓であるが、このほかに、屋号をもち何らかの商いを営む者たちもいた。各品目別売掛金滞りに対する彼ら屋号をもつ者の割合をみてみると

酒醤油代 三三件（三七％） 六四四両余（七〇％）
 酒代 二七件（二七％） 一七五両余（六六％）
 醤油代 八五件（三五％） 一八五両余（五六％）

となっており、すべての品目に涉つて件数では四〇％に満たない、屋号をもつ者の滞り額がかなりの割合を占めている。売掛金全体の六〇％近くを占める酒と醤油両方を購入する者の滞り額のうち七〇％は屋号をもつ者が占めていたのである。

翌年、「勘定帳」の未収金は三二八両余、銀八匁余、錢六五四貫文余と減少するが、これは文政十一年の「勘定帳」作成時に、それまで累積した売掛金の一斉回収行動がおこされたためであり、回収された売掛金は「内済帳」に記録された。内済とは、訴訟に持ち込む前や訴状

文政十一年の支払い交渉で支払いに応じなかった者に、翌年も引き続き交渉が行われ、「丑之調掛合対談日記」が記録され、それでも交渉不調の者を相手に訴訟を起すことになる。訴状は十月二十四日に提出され、翌月十一月十四日付けで評定所から原告・被告に対し十二月二十一日に出廷するよう差日の通知が届くが、この差日までの期間は支払い交渉の第二段階となった。「御尊判願一件内済掛合帳」は国元でのその交渉記録であり、交渉の結果「御尊判内済押切帳」が作成され、債務者ごとの滞り額と回収額が記録された。

評定所に提出された訴状には、二国七郡一町二宿三四カ村の九〇名、五五二両二分余の債権が記されており、このうち貸金の返済滞り額を除く売掛金を「御尊判内済押切帳」（表12）にみると、今回もかなりの額は回収できておらず、両に換算して五二三両余のうち二七八両余が不足のまま内済となっていた。

売掛金の支払い滞りをめぐる訴訟とは、以上みたような二段階の未収金回収行動が実態で、幕府の権威が十分に効果を発揮したであろう。だが、内済交渉は二段階とも滞り額の半額ちかく未収のまままで決着をみてしまつて

おり、地売りの商品売買では、近世社会特有の内済という紛争解決手段が色濃くその影を落としていたことがわかる。醸造業の収益は、年々の売掛金滞りと内済による未収金発生のため圧迫されており、掛け売りにおける利益の少なさは慢性的である。そしてこのような市場の在り方は、商品は流通するものの、貨幣のかなりの部分は生産者側に流れていないことを意味し、市場の構造としては未成熟であるといえよう。

ところが天保末期、この販売の在り方に大きな変化が起こったことが、「勘定帳」の売掛金支払滞り額の推移によってみてとれる。「勘定帳」の記載は、表10でみたように天保八年以降極端に減り、天保十三年までほとんど増額をみず、天保十五年からは記載が認められなくなる。他に負

債の帳簿が作成された様子もなく、訴訟も天保十三年を最後に起こされなくなつたのである。

売掛金の滞りが記載されなくなつたことは、それが記載する必要のないほど少額となつたことの証左であろう。地売りの展開は、貨幣の使用が浸透している環境にあるからこそ可能なのであるが、この時期に至つて貨幣の使用の在り方に変化が生じたのであつた。それは、売掛金のほぼ確実な支払いであり、浜名屋でも嘉永年間は確認できる現金取引の開始である。現金取引がみられるようになったからといって掛け売りは消滅したわけではないが、何れの取引方法であっても、販売先から代金が確実に支払われることは、浜名屋のような在方商人に多額未収金発生の状態から抜け出すことを可能としたのであつた。特に、高額の滞りをみせる大口取引先からの支払いが確実になることは、貨幣の流れを大きく変えるものであり、資本が必要と供給のなかで商品と対等に流通するようになったことを意味している。ここに市場構造は大きな変化をみせたのである。

二、浜名屋商圏の広がり

つづいて、浜名屋の

商品流通範囲を瞥見しておこう。数度にわたる訴訟の相手先の広がり、浜名屋の在方における商品流通の範囲（商圏）でもあるので、訴訟の変遷（表13）と、訴訟相手が判明する年（表14）をとりあげ、その範囲をみてみよう。

寛政元年の訴状提出は九月になされたが、御免上酒参入以前の浜名屋は熊谷宿で酒造を行つており、この時点で、酒の流通範囲はすでに上州太田、武州妻沼、行田、寄居、遠くは比企郡下吉田にかけ

表12 「内済押切帳」にみる滞り額と回収額（売掛金のみ積算）

| | 集計額 | 両に換算 |
|-----|------------------------|---------|
| 滞り額 | 484両1分1朱、175貫827文、銀37匁 | 513両余 |
| 回収額 | 235両1分1朱、5貫453文 | 235両余 |
| | | 278両余不足 |

両に換算は、1両=6貫文で行つた。

表13 売掛金・貸金等訴訟の一覧

| 訴訟年 | 債務範囲 | 債務者人数 | 債務額 | | | |
|------|-------------|-------|----------|----------|----------|--------|
| | | | 金 | 銀 | 銭 | 永 |
| 寛政元 | 2国6郡31村 | 50人 | 163両3分 | 196匁3分4厘 | 53貫673文 | |
| 享和元 | — | 33人 | 160両1分 | 30匁 | 7貫581文 | |
| 文化7 | 71村（国・郡不明） | 276人 | 517両1分 | 101匁9分5厘 | 713貫832文 | |
| 文化9 | — | 65人 | 137両2分 | 11匁 | 84貫450文 | |
| 文化13 | — | 131人 | 503両2分 | 8匁7分 | 500貫81文 | |
| 文政7 | 2国4郡2宿26村 | 55人 | 111両1分2朱 | 3匁 | 78貫782文 | 62文5分 |
| 文政12 | 2国7郡1町2宿34村 | 90人 | 552両2分 | 17匁2分5厘 | 219貫563文 | 291文5分 |
| 天保13 | 2国7郡2町3宿39村 | 92人 | 314両3分 | 18匁 | 609貫131文 | 175文 |

出典：各年訴訟文書（坂塚家文書コ-4、ア-363、ア-100、サ-11-1、サ-12-1、サ-1、コ-8-7、コ-3、コ-2）、『東松山市の歴史』中巻 ※ちなみに文化13年の訴訟は、相手のうち6名が吟味となり翌年に内済をみている

て六郡に及んでいた。

一二年後の享和元年は御免上酒の末期であるが、濟口証文のみ残っているため相手方の所在地ははっきりしない。おそらくこの頃の流通範囲は、吉五郎による享和三年の酒造仲間結成時の酒造家分布(表2)に近いもので、三年前からは醸造された醤油も販売された。

さらに九年後の文化七年、七一方村二七六名もの債務者を相手取り訴訟が起こされるが、その二年後の文化九年と六年後の文化十三年にも訴訟は起こされており、九年は鴻巣宿の者ほか六四名と相手数が少なく、十三年は一三一名と増えている。訴訟は、出訴時点で未回収金全てを相手取る訳ではなく、順時支払い交渉がすすめられるなかで出訴に踏み切られただ

表14 売掛金滞り訴訟の相手先居住村名 (=浜名屋商圏)

| 国 | 郡 | 宿町村 |
|-------|----------------------|---|
| 寛政元年 | | |
| 武蔵 | 藤羅 | 玉ノ井村・西城村・奈良新田・江袋村・弥藤吾村・妻沼村・八ッ口村・上須戸村 中奈良村・下奈良村・柿沼村・葛和田村 新寄居村・小前田村・萱場村 今井村・上中條村・赤城村・小根村・馬見塚村・犬塚村・下池森村・下川上村 行田町・長野村 佐谷田村・熊谷宿・同宿門前・広瀬村 下吉田村 太田町 |
| 上野 | 大里 比企 新田 | |
| 2国 | 6郡 | 2宿2町27村 |
| 文政7年 | | |
| 武蔵 | 藤羅 | 中奈良村・上奈良村・西野村・葛和田村・台村・西城村・妻沼村・八木田村 八ッ口村・弥藤吾村・小嶋村・下江原村・拾六間村・東方村・上江袋村 上須戸村・太田村・善ヶ嶋村 岡村・深谷宿・長在家村・下寄居村・古寄居村 代村・大麻生村・河原明戸村・石原村・熊谷宿・ 武蔵嶋村 |
| 上野 | 大里 新田 | |
| 2国 | 4郡 | 2宿26村 |
| 文政12年 | | |
| 武蔵 | 大里 男舎 埼玉 藤羅 | 代村・熊谷宿 本田村 上之村・佐間村・酒巻村・馬見塚村 江袋村・上根村・三ヶ尻村・上須戸村・小嶋村・善ヶ嶋村・西野村・八ッ口村 江波村・葛和田村・日向村・出来嶋村・上江原村・八木田村・飯塚村・弥藤吾村 太田村・堀米村・下増田村・久保嶋村・玉井村・妻沼村 高嶋村 篠塚村・福嶋村・萱野村 太田町・木崎宿・前小屋村 |
| 上野 | 榛沢 邑楽 新田 | |
| 2国 | 7郡 | 2宿1町33村 |
| 天保13年 | | |
| 武蔵 | 大里 男舎 埼玉 藤羅 | 石原村・代村・熊谷宿・押切村 本田村 上池守村・下川上村・行田町・上之村・持田村 十六間村・西別府村・下増田村・下江原村・新井村・原ノ郷村・間々田村 上根村・善ヶ嶋村・西野村・八木田村・飯塚村・弥藤吾村・八ッ口村・妻沼村 上須戸村・葛和田村・吉田村・江袋村・中奈良村・上中原村 田中村・長在家村・原村・深谷宿・成塚村・菱沼村 上小泉村・赤岩村・瀬戸井村 太田町・尾嶋村元宿・前小屋村・高嶋宿 |
| 上野 | 榛沢 邑楽 新田 | |
| 2国 | 7郡 | 3宿2町39村 |

出典：各年訴訟文書（飯塚家文書コ-2、サ-1、コ-3、コ-4）

ろが、それにしてもこの文化年間は前後の時期と比して訴訟回数、人数、負債金額が多い。これは債権の急激な拡大、つまり酒・醤油販売量の急激な増加があったこととの表れであるが、訴訟を通じた未回収回収は、文化九年が一三七両余のうち六五両未収、十三年が五〇三両余のうち一〇三両余は未収で二二四両余は吟味に持ち越し翌年に内済をみるなど、内済による未回収金が発生していた。この訴訟の繰り返し、「勘定帳」を作成し債権を年度ごとに把握し始めることを促したのであろう。

次の訴訟は八年後の文政七年とその五年後の文政十二年であり、文政年間とは文化年間と比して訴訟規模の縮小がある。寛政年間の流通範囲と比べると、上州方面への広がりがあるが、荒川南岸はあまり見られなくなっており、この傾向は一三年後の天保十三年も同様で、浜名屋の酒と醤油は、荒川北岸の幡羅郡を中心に、上州方面まで広く販売され続けていたことがわかる。

三、別家浜名屋の林立

前節までにみた浜名屋の訴訟と流通範囲の変化は、これから述べる店舗展開と密に関連している。店舗展開す

なわち浜名屋の営業戦略の変化を通じて、在方での醸造業をめぐる商取引上の限界と、模索の在り様に迫りたい。店舗展開にはまず出蔵の獲得がある。その最初は、吉五郎が酒造仲間の結成を企図した享和三年であった。荒川南岸の比企郡上押垂村(東松山市)で酒造を営む三郎右衛門は、寛政十一年から享和二年まで、造高三〇〇石で御免上酒に参加をした酒造家である。浜名屋は享和三年八月、三郎右衛門の所持する酒造蔵、諸道具を借用し、上押垂村に出蔵を設けることになった。借用の際に吉五郎から三郎右衛門に宛てられた「借用申酒造証文」をみてみよう。

借用申酒造証文之事

一、貴殿御所持之酒造蔵家等、勝手二付酒造仕度、当亥八月より来ル申ノ七月晦日迄中年拾ヶ年季二相定借用申所実正也、但家賃其外取極之儀、左之通へ御座候

一、御公儀様御法度堅相守可申事

一、宗旨之儀者代々禅宗集福寺旦那紛無御座候、若御法度之宗門与申もの御座候ハ、何方迄も罷出申訳可仕候事

- 一、酒造蔵 長拾間横五間 沓ヶ所
- 一、添家五間四面 沓ヶ所
- 一、酒造諸道具等之儀者、別帳面之通借請之事
- 一、明地面 南江七間東江拾七間
- 一、酒造之儀二付相定候入用者勿論、臨時入用等之儀茂差出可申候事

- 一、酒造蔵添家并諸道具修復之儀、無油断可仕候事
- 一、酒造一件二付如何様之事出来候共、御苦勞相掛申間敷候事

- 一、酒造株高之外増造等仕間敷候事

- 一、囲垣根家等方二而可仕候事

- 一、金五拾九両者家賃也

此訳 金貳両 亥年 金貳両 子年

金五両 丑年 金五両 寅年

金五両 卯年 金八両 辰年

金八両 巳年 金八両 午年

金八両 未年 金八両 申年

右者七月十二月兩度相済可申候

- 一、右定之通少茂相違無御座候、万一違変之儀も御座候ハ、加判人引請相定之通急度可仕候、其

節聊違変仕間敷候、乍併格別商売引合不申候節ハ、年季中成とも、酒造蔵并諸道具借用仕候品御返シ可申候、為後日証文入置申所仍而如件

下奈良村 借主 吉五郎（印）

享和三亥年八月 同村 証人

与頭 惣八（印）

押垂村

証人 伝左衛門

三郎右衛門殿

この証文では、吉五郎が酒造蔵一ヶ所、添家一ヶ所、酒造道具を家賃五九両で十ヶ年間借用しており、このとき同時に「為取替申一札之事」、「貸蔵証文之事」、「蔵借用申証文之事」の三通も取り替わされた。「為取替申一札之事」では、享和三年から造高百石で酒造を行うこと、当時幕府によつて賦課されていた十分一役米を双方半分ずつ納入することが取り決められ、「貸蔵証文之事」が三郎右衛門から吉五郎に宛てて作成された。そして、蔵借主吉五郎の代人として実際に酒造にあたる支配人文吉から、三郎右衛門に対して「蔵借用申証文之事」が差し出されている。吉五郎は、下奈良村から五里ほど離れた松山町近在に出蔵を獲得することで、浜名屋の商取引

範圍を拡大しようと思図したものと考えられる。この荒川南岸への流通範圍拡大の動きは、四年後の文化四年八月にも認めることができる。次の証文をみてみよう。

酒造蔵借り請証文之事

- 一、此度我等店請二相立、貴殿酒造株高八拾石蔵諸道具共二、當卯ノ八月より来戌ノ八月迄八ヶ年季二相定、借り請候所相違無御座、尤店賃之儀者當年より四ヶ年之内金八両ツ、残四ヶ年八金拾両ツ、盆前暮二季二無相違為相渡可申候、万一店賃差支候ハ、店賃方より立替相済可申候

- 一、御 公儀様御法度之儀者不及申二、御村方御作法堅為相守可申候、尤蔵人召抱等二至迄、万事不作法無之様可申付候、万一当人八不及申二召抱等迄如何様之六ヶ敷儀出来候共、店請人引請諸人用八不及申、貴殿へ少しも御苦勞相掛ケ申間敷候

- 一、酒造商売取続相成兼候歟、又者御店御入用之節者、当人足我等方江引請、御店早速明渡し可申候
- 一、酒造蔵修復并桶類諸道具破損有之候節ハ、無手抜修復可仕候

- 一、酒造一式諸道具之儀者双方江、品附別帳二為取

替置申候蔵揚ケ候節者、右帳面二引合無紛失相返シ可申候

- 一、酒造御改其外株式二付、御公辺二抱り候諸人用等、我等方二而相賄可申候旨

- 一、酒造蔵借主吉五郎儀、勝手合二付支配人藤助差遣置申候、此者宗門之儀者代々真言宗二而、御村方報恩寺且那二相成申候寺請状御入用之節者、何時成共差出シ可申候

右定之通り少しも相違無御座候、為後証酒造借り請証文仍而如件

文化四卯年八月

武州藤羅郡下奈良村

蔵借り主 吉五郎（印）

店請人 勇八（印）

同州入間郡今市町

蔵主 七兵衛殿

文化四年に獲得された出蔵は、入間郡越生村今市（越生町）の七兵衛所持酒造蔵であった。吉五郎は、七兵衛から酒造株高八〇石、蔵、諸道具を八年を期間として借用し、店賃は最初の四年が八両ずつ、残り四年が一〇両

ずつ支払われることが取り決められている。証文では、「酒造蔵借主吉五郎儀、勝手合二付」と、藤助という者を支配人として派遣したこともわかる。この出蔵獲得によって、浜名屋は酒の流通範囲を秩父山地東麓にまで及ぼそうとしていた。

確かに流通範囲の拡大は成功をみたようである。その証が、文化七年に吉五郎が起こした売掛金滞りの訴訟と、上押垂村の文吉が文化十二年に起こす売掛金滞りの訴訟である。文化七年、吉五郎は七一カ村二七六名もの人々を相手取って出訴に及んでいたわけであるが、その五年後に、「上押垂村百姓三郎右衛門店文吉事百姓市左衛門」との名で文吉は三九カ村八三人を相手取って出訴している。この訴訟の経緯については、『東松山市の歴史』に詳しい。文吉が山下という姓であり父祖以来上押垂村の百姓であったこと、文吉が支配人となって酒造を始めて十年後の文化十年に、三郎右衛門から文吉に対して一〇年分の家賃受取証文が出されていること等を明らかにしてくれるが、なにより興味深いのは、文化十二年の出訴が、文化七年訴訟時の五〇〇両を超す莫大な債権に難渋した吉五郎から、蔵と共に債権の一部を譲り受け

起こしたものであろう、と推測している点である。そして文吉は以後、浜名屋の屋号で営業を続けるとある。文化十二年の文吉の訴訟相手が、比企、入間郡を中心としながら、高麗、秩父郡にまで及んでいることは、文化七年段階ですでに、浜名屋吉五郎の販売先が、高麗、秩父郡にまで広がっていたことを示している。だが、酒の流通範囲拡大は成功をみたものの、同時に債権も拡大し、浜名屋の流通範囲拡大路線は挫折をみたと考えてよからう。越生こゑ今市の出蔵がその後いかなる経緯を辿るのか詳らかにし得ていないが、おそらく撤退したものと考えられる。

文吉が訴訟をおこした文化十二年は、吉五郎が五代目から六代目へと代替わりをした年であった。六代目吉五郎は、先代のとった路線を変更し、新たな店舗展開をおこなうようになる。代替わりから九年後の文政七年、次のような証文が作成され、日記に記録された。

申四月廿八日、東別府村長左衛門所持之字籠原酒造蔵自分借受名前にて和助酒造致候取究証文

入置申証文之事

一、酒造株高六十石

一、酒造蔵者ヶ所、但□□□

一、土蔵者ヶ所

一、遊小屋者ヶ所

一、見世売場者ヶ所

但、酒道具其外見世有来之道具之品々、別帳面二記置候

一、畑者反五畝歩 但、圃内借受地之外相添置候

一、大家方年口節句之外附届不仕候

此蔵敷店賃共都合金百貳拾兩也 但通用小判也

右ハ此度対談之上酒蔵見世共借受申所実正也、但シ年限之儀ハ当申八月より来ル午ノ八月迄中十ヶ年之内借受、老ヶ年金拾貳兩ツ、年々盆暮両度相渡可申候、此度敷金として金貳拾兩預り置候、十ヶ年之内無利足にて、年式兩ツ、蔵敷店賃之内にて引之相渡筈、尤口勝手二付年限之内にても引払申候節ハ、蔵敷預ヶ金年限相済候丈之分ハ無滞滞御返済可被成候筈取極申候

一、酒造方支配人召仕等二付何様之変事出来候共、

借主ハ勿論請人引請少茂貴殿へ御苦難相掛申間敷候

一、酒造蔵土蔵見世売場等修覆之儀無油断可致筈
右相定之通少茂違乱仕間敷候、為後日入置申証文
仍如件

文政七年申八月

下奈良村酒造蔵借主吉五郎〇

東別府村請人幸内〇

新堀村請人次三郎

東別府村 長左衛門殿

日記によれば、吉五郎は幡羅郡東別府村長左衛門の酒造株、酒造蔵、見世売場等を十カ年間、一二〇両で借用し、支配人や召仕を派遣することがわかり、記事の冒頭部分には、吉五郎名義で借用し和助が酒造をする、とある。この記事は、六代目吉五郎の経営路線を端的に示しているためここにとりあげた。すなわち、この時獲得された出蔵の所在地は下奈良村から一里ほどと距離が近く、酒の販売先としてすでに営業を展開している地域であり、かつて流通範囲拡大をめざして獲得された出蔵とは性格を異にすることがわかるだろう。支配人である和助は浜名屋の屋号を名乗ることになる。このような浜名屋屋号の店を、狭い範囲に集中的に設置することが、六

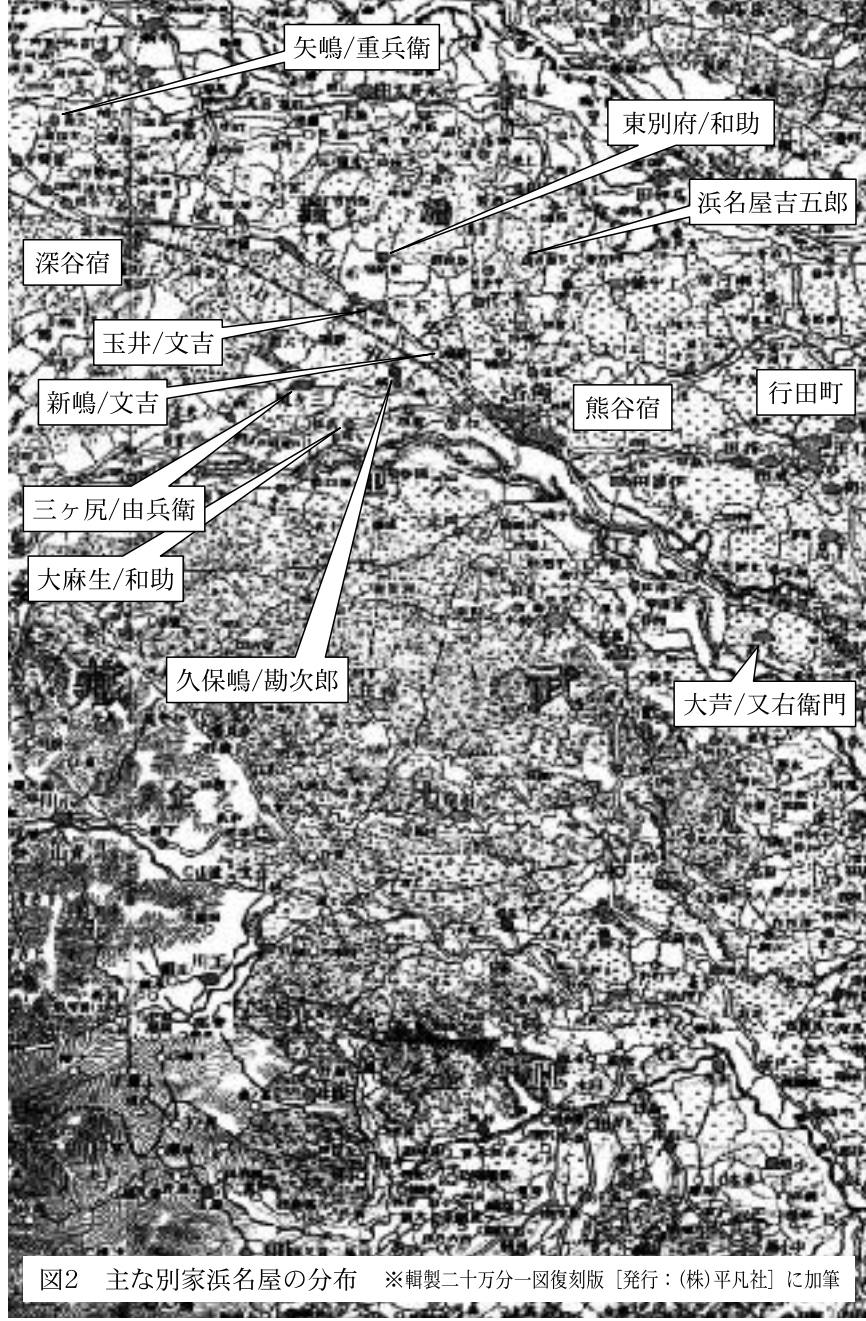


表 15 別家浜名屋の営業期間

| | 文政二 | 文政三 | 文政四 | 文政五 | 文政六 | 文政七 | 文政八 | 文政九 | 文政十 | 文政十一 | 文政十二 | 文政十三 | 天保二 | 天保三 | 天保四 | 天保五 | 天保六 | 天保七 | 天保八 | 天保九 | 天保十 | 天保十一 | 天保十二 | 天保十三 | 天保十四 | 天保十五 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|
| 上押垂村 | | | | | 20 | 30 | 30 | | 20 | | | 10 | | | | | | | | 50 | 50 | 120 | 150 | 120 | 153 | 220 |
| 大芦村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 玉井村 | | 60 | | | | 5 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東別府村 | | | | | | 43 | 40 | 40 | 40 | 40 | 44 | 42 | 40 | 30 | 30 | 10 | | | | | | 5 | | | | |
| 東方村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原之郷根岸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 深谷宿 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 矢嶋村 | | | | | 16 | | | | | 32 | 61 | 40 | 40 | | | | | | | | | | | | | |
| 新嶋村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 久保嶋村 | | | | | | | | | 35 | | | 20 | 10 | 15 | 5 | 10 | | | | | | | | | | |
| 小嶋村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大麻生村 | | | | 15 | 20 | 20 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川原明戸村 | | | | | | | 25 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三ヶ尻村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 50 | 50 |
| 由兵衛 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 弘化二 | 弘化三 | 弘化四 | 弘化五 | 嘉永三 | 嘉永四 | 嘉永五 | 嘉永六 | 嘉永七 | 安政一 | 安政二 | 安政三 | 安政四 | 安政五 | 安政六 | 安政七 | 万延二 | 文久一 | 文久三 | 元治元 | 元治一 | 慶応二 | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 上押垂村 | 193 | 190 | 138 | 155 | 151 | | | 20 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新嶋村 | 60 | 60 | 60 | 60 | 70 | 65 | | 70 | 100 | 110 | 107 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 120 | 130 | 130 | | |
| 久保嶋村 | 50 | 65 | 70 | 80 | 80 | 120 | 120 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三ヶ尻村 | 50 | 50 | | | | | | 50 | 40 | 20 | | | | | | | | | | | | | |
| 太吉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 由兵衛 | | | 31 | 30 | 30 | 40 | 40 | 40 | 40 | 43 | 40 | 45 | 45 | 41 | 48 | 50 | 50 | 50 | 50 | 90 | 100 | 80 | |

出典：飯塚家文書各年「勘定帳」、「大福帳」、種内の数値はその年の酒造（醤油）仕入金総額
 ■ = 吉五郎からの醤油購入が確認できる年
 ■ = 吉五郎からの酒、醤油購入が確認できる年

代目吉五郎の新たな経営路線であった。

表15は、そうして展開された浜名屋屋号の店をまとめたものである。吉五郎は、浜名屋を屋号とする者たちに対して酒造仕入金を貸し付けており、この表には各年の貸付金の金額を数値でいれてある。文政七年をみると、東別府村の和助に四三両の貸し付けが確認できるが、出蔵獲得と同時に酒造仕入金の貸し付けが行われたことがわかる。また同時にこの表は、飯塚家の「勘定帳」に酒や醤油の販売先としてみられる浜名屋屋号の店をまとめたものともなっている（表中網掛け部分）。彼らのなかには、売掛金の滞りが五〇両を超える者もあり、販売するために購入し吉五郎への支払いが滞ったと考えられる。以下では、浜名屋を名乗る各々の店を別家と称することとしよう。

別家浜名屋は一六カ村に確認できるが、図2にその分布をみると、上押垂村と大芦村を除いて、熊谷宿から深谷宿辺にかけての中仙道沿いか、熊谷宿から二里ほどの範囲の秩父往還沿いに集中しているのがわかる。その分布は、下奈良村浜名屋が生産する商品の流通範囲のなかにあり、六代目吉五郎の経営路線が、比較的狭い範囲に

同じ屋号の店舗を展開していくものであることが改めて確認できよう。

別家として最も古いのは、上押垂村の山下文吉である。文化末年の独立を経て、文政六年から嘉永六年までに総額二九五一両の酒造仕入金が吉五郎から貸し付けられており、天保十五年からは多額の醤油造仕入金貸し付けも行われている。上押垂村では、酒造のほかに醤油造が行われていた。

文政二年には、小嶋村の浜名屋茂吉が吉五郎から酒・醤油の購入を行っているが、これ以降姿をみせていない。小嶋村ではほかに、浜名屋佐五兵衛が文政六年から十年まで酒・醤油の購入を確認できる。

玉井村の文吉は、文化十四年の「勘定帳」に鈴木屋文吉として名が確認できる人物であるが、文政三年からは浜名屋文吉としてその名を確認できるようになる。玉井村の鈴木屋は享和三年に鈴木屋佐吉の名で営業が確認できるが（表2、酒造株五〇石）、この屋号を浜名屋に替えさせたのだろう。文政二年から数度、醤油の購入も確認できる。玉井村文吉と同じ頃に貸付金のはじまるのが、大麻生村の和助である。ただこの両名は、文政十年頃を

境に、別家としての足跡を見出すことができていない。

新嶋村内田文吉の店は、文政六年から元治二年の間に二七九両の酒造仕入金を吉五郎から借用しているが、五〇石の関八州拝借株所持が確認でき（表4）、文政十一年に飯塚家と縁戚となる人物である。新嶋村の店は嘉永六年から、前年まで久保嶋村で営業をしていた勘次郎が継ぐが、久保嶋時代の勘次郎は吉五郎から仕入金を借用する際に、内田文吉が常に保証人となっており、この両人は縁者であったと思われる。勘次郎が新嶋村に移ると、その店は浅五郎が継いだ。その浅五郎の仕入金借用の際には、勘次郎が保証人となっている。

こうしたなかで文政七年、東別府村の出蔵獲得は行われ、浜名屋和助に対して酒造仕入金の貸し付けが天保十一年まで確認できるようになる。ちなみに酒造株、蔵の貸主長左衛門は、天保七年以降幕末まで酒造株の所持が確認でき（表2）、東別府村の酒造営業権そのものは、長左衛門が保有し続けていたことがわかる。

大芦村の浜名屋又右衛門は、文政十三年から酒造仕入金を貸し付けがあったが、天保七年にもその存在が確認できる（表6）。

文政十年から酒造仕入金の貸し付けが確認できる矢嶋村重兵衛については、次のような店請証文が確認できる。

店請証文之事

一、貴殿酒造蔵并道具附髓二借用申処実正也、但年季儀者当亥八月より来ル酉八月迄中拾ヶ年季相定、尤店賃之儀ハ先三ヶ年者金五両宛、後七ヶ年者金拾両宛ニ相究、年々七月極月両度納可仕候、年限中勝手合ヲ以蔵替仕候ハ、右相定之通り八拾五両之割合ヲ以相済可申候、尤酒造道具之儀ハ帳面ニ記置相違無御座候、万一店賃相滞候ハ、請人之者共急度相済可申候、為後日店請証文仍而如件
文政十亥八月 柳原近江守領分

越後国頸城郡柿崎宿

当人 重兵衛

下奈良村

請人 浜名屋吉五郎

普濟寺村

証人 中野屋藤造

利兵衛

次兵衛殿

この証文は、越後国頸城郡柿崎宿の重兵衛が、次兵衛から酒造蔵と酒造道具を借りているものである。その請人すなわち保証人に吉五郎はなっており、同じく証人となっている中野屋藤造の居村普濟寺村は、矢嶋村の隣村であった。この越後出身の重兵衛がすなわち、矢嶋村浜名屋重兵衛であり、元は下奈良村浜名屋で杜氏としての雇用が確認できる。

浜名屋の酒方杜氏は、開業当初より三十年ほど播州古郡野添村の仁兵衛が勤めており、その没後、越後出身の杜氏を頻繁に替えつつ雇用するようになる。重兵衛はそのひとりで、文政三年から雇用され文政八年頃与兵衛と替わっていた。重兵衛は吉五郎の後援を得て、経営主となったことになる。

重兵衛と同じように越後出身者として確認できるのが、三ヶ尻村浜名屋由兵衛である(表7)。由兵衛は、弘化四年から慶応二年までに九六三兩の仕入金を借用しており、その借用時は新嶋村内田文吉や勘次郎の保証を得ていた。内田文吉・勘次郎は、本庄宿の浜野屋安次郎という別家とは異なる酒造家が吉五郎から酒造仕入金を借用する際にも保証人となっており、あるいは嘉永五年

に文吉は吉五郎に杜氏藤右衛門を紹介するなど、越後杜氏とのネットワークも持っていたようである。ただ、彼自身が越後出身者であったとは確認できていない。

越後出身の出稼ぎ酒造家がこの地域にも多く展開していたことは、第一章第一節ですでに確認していたが、浜名屋吉五郎は、杜氏としての雇用後に彼らの独立を助けるかたちで、浜名屋の店舗を拡大しているのである。ただ、弘化四年に三ヶ尻村由兵衛をたてた後は、別家の設置をみなくなっており、仕入金の貸付も由兵衛への慶応二年を最後にみなくなつた。

以上みてきたように、文政初年以來、六代目吉五郎の経営路線は、自身の商取引範囲に別家を林立するというものであるが、別家の性格は様々でまとめると以下のようになる。別家には、①いわゆる地主酒屋であり、その経営主を替えず屋号を替えさせた店(玉井村文吉など)、②酒造蔵や酒造株を借用し代人をおいた店(東別府村和助など)、③越後杜氏が経営主として独立する際に保証人となり屋号を名乗らせた店(矢嶋村重兵衛など)、④下奈良村浜名屋から酒、醤油等の購入をしている店(購入した商品は販売している可能性が高い)、があった。

①から③の店に対しては、酒造仕入金というかたちで資本を投下しつつ酒造を行わせている。ただ、各店舗の

かったと考えられる。

四、貸付金経営の展開

会計に下奈良村浜名屋が関与し、あるいは店舗での売り上げを納入させている様子はみとめられない。利潤といえば、貸付金の利息があるが、利率は大体一割二分であり、文政初年から天保初年の貸付額自体それほど大きくはない。④の場合も、出店というより小売店であり、小売店への販売量もそれほど多い様子もない。これらの点をふまえると、浜名屋吉五郎が別家林立によって目指したものは、店舗(製造場)増設で生産量を増大させ、収益向上を目指す、というのではなく、「浜名屋」の店舗を増やすことで、屋号を流通範囲内に浸透させ、ブランド力を強化することだった、と考えることができよう。その背景には、酒の流通範囲にあまりに多く存在する酒造家たちとの競合関係があったことは想像に難くあるまい。この点は、店舗展開が酒造蔵の展開であつて、

この節では、別家への仕入金貸し付けを含む、浜名屋の貸付金経営の展開を、熊谷宿周辺に展開する商業活動との関わりを中心に概観したい。浜名屋では文政三年から、貸付時の記録を「大福帳」に記載するようになる。「大福帳」は二冊あり、文政三年から安政四年までのものと、安政四年十一月から明治十二年までのものである。貸付相手ごとに、日付・金額・返済期限・返済日・利率などが書き留められ、文政初年から明治十年代にいたる貸付金経営の把握を可能としてくれる。

醤油蔵のそれではないことから明らかである。浜名屋吉五郎の蔵から遠く、独自の流通範囲をもつ上押垂村文吉の店を除いて、醤油の醸造は下奈良村の浜名屋のみが行っていた。醤油の販売では、酒ほどの競合状態にはな

表16は、各年の貸付延べ件数、貸付延べ総額、酒造・醤油造の仕入金として貸し付けられた延べ総額、貸付先の中で注目される者(表中a・f)についてその延べ総額を、文政三年から両の記載がある明治七年まで集計した。ただしここでの集計金額は、その年度内に証文が書かれる貸付金総額の積算額である。年によつては、同じ相手に対し貸付期間が数カ月と短い貸付金が数度に涉りなされ、資金が効率よく回転している時期があり、それ

らを総て積算してあることをお断りしておく。

貸付金の動向を時期区分すると、文政三年から天保二年までの十二年間は、年間で平均二四〇両ほどの金額が動かされ、件数は七〇件前後の推移をみせている。文政三年の三四一両に対し文政四年は四四両となるなど、やや金額にばらつきがあり、単純計算すると一件当たり三両ほどの貸付額になるが、文政三年には吉田市右衛門に一〇〇両貸し付けがあり、通年的に別家浜名屋に対し全体の二八%ほどを占める高額の貸し付けがあった。この時期を第一期とすると、つづく天保三年から七年までの第二期は、天保大飢饉の影響からか、相手件数・総額ともに落ち込んだ時期となる。それが増加傾向をみせるのが、天保八年から天保十四年の第三期である。この時期は、酒・醤油の売掛金支払滞り額が減少し代金回収がより確実となっていく時期であり、その売上を元手に、年間で平均総額五六〇両近くが四〇件ほどの相手に貸し付けられている。一件当たりでも平均一四両ほどの貸付額がみられるようになったこの時期も、別家への貸付額は全体の二八%ほどを占めていた。第四期は、各年の総運用貸付額が一〇〇〇両を超す天保十五年から文久三年ま

での二十年間である。この時期は、平均総額が一二五〇両を超えており、一件あたりでも平均二五両の貸付額となるが、件数は平均五〇件ほどとそれほど増加していない。そのなかで別家への貸付金は、年によりばらつきはあるが、平均で全体の一八%近くにまで落ち込んでいる。文久四年から明治四年までの第五期は、平均総額が五三〇〇両を超え、年平均五七件ほどの相手に平均九七両ほどの貸し付けがあり、かなり高額の資金が運用された時期であった。ただ、別家への貸付金は、伸びることなく慶応二年を最後にみられなくなっている。

貸付金経営の第一期から第五期をみると、第一期の件数と金額に比して第三期以降に件数の伸びがないが、これは貸付先を限定して資金運用が行われていたためである。限定される貸付先のなかで、注目される人々を以下で取り上げてみよう。

まず取り上げるのが、吉五郎の居村下奈良村で商業活動を営む人々である。そのひとり吉田三左衛門(表中a)は、奈良屋の屋号で江戸小舟町一丁目店をもつ地廻米穀問屋であり、浜名屋とは取引もあった。文政五年から明治二年まで貸し付けが確認できる。酒造の長谷川

表16 浜名屋貸付金額一覧

| 年 | 件数 | 延べ貸付総額 | 仕入金 | a | b | c | d | e | f |
|------|----|-------------------|-----|-----|-----|------------|-----|------|-----------|
| 文政3 | 82 | 341両2朱 | 60 | | | 100 | | | |
| 文政4 | 26 | 44両2朱 | 15 | | | | | | |
| 文政5 | 87 | 224両1分3朱 | 20 | 10 | | 50 | | | |
| 文政6 | 60 | 189両 | 56 | 10 | | | | | |
| 文政7 | 92 | 281両3分 | 78 | 50 | | | | | |
| 文政8 | 57 | 266両 | 125 | | | | | | |
| 文政9 | 53 | 178両3分 | 55 | | 5 | | | | |
| 文政10 | 42 | 175両 | 95 | | | | | | |
| 文政11 | 67 | 215両2分 | 72 | | | | | | |
| 文政12 | 83 | 327両2朱 | 105 | | | | | | |
| 文政13 | 70 | 239両3分 | 112 | | | | | | |
| 天保2 | 94 | 304両3分1朱 | 100 | | | | | | |
| 天保3 | 31 | 139両3分2朱 | 85 | | | | | | |
| 天保4 | 27 | 86両3分2朱 | 35 | | | | | | |
| 天保5 | 24 | 43両2分 | 13 | | | | | | |
| 天保6 | 16 | 53両2朱 | 10 | | | | | | |
| 天保7 | 17 | 79両3朱 | 20 | | | | | | |
| 天保8 | 37 | 151両 | 90 | | | | | | |
| 天保9 | 38 | 392両1分2朱 | 70 | 150 | 55 | | 100 | | |
| 天保10 | 37 | 626両1分 | 90 | 60 | 5 | 100 | 200 | | |
| 天保11 | 31 | 639両2朱 | 175 | 100 | 15 | | 100 | | |
| 天保12 | 44 | 732両3朱 | 110 | 160 | 5 | | 200 | | |
| 天保13 | 31 | 575両1分 | 245 | | 8 | | 200 | | |
| 天保14 | 58 | 795両 | 309 | 120 | 60 | | 200 | | |
| 天保15 | 49 | 1142両2朱 | 425 | 160 | 120 | | 200 | | |
| 弘化2 | 44 | 870両2朱 | 353 | 70 | 107 | | 200 | | |
| 弘化3 | 44 | 837両3分2朱 | 365 | 125 | 110 | | | | |
| 弘化4 | 61 | 1184両2分 | 299 | | 10 | | 300 | | |
| 弘化5 | 63 | 1549両2分 | 315 | | 249 | | 450 | | |
| 嘉永2 | 68 | 1535両2朱 | 321 | | 105 | | 400 | | |
| 嘉永3 | 49 | 1585両1分 | 190 | 50 | 15 | | 600 | | |
| 嘉永4 | 60 | 1559両1分 | 347 | | 134 | | 500 | | |
| 嘉永5 | 44 | 927両2朱 | 160 | | | | 300 | | |
| 嘉永6 | 47 | 936両2分 | 160 | | 15 | | 420 | | |
| 嘉永7 | 42 | 1667両2分 | 183 | | 141 | | 950 | | |
| 安政2 | 42 | 1045両2分 | 170 | 15 | | | 350 | | |
| 安政3 | 42 | 1338両2分2朱 | 152 | 65 | | | 500 | | |
| 安政4 | 51 | 1083両2朱 | 155 | 100 | 40 | | 200 | | |
| 安政5 | 62 | 1153両2分 | 151 | 43 | | | 200 | | |
| 安政6 | 46 | 1378両1分2朱 | 158 | 93 | | | 375 | | |
| 安政7 | 42 | 1034両2分 | 160 | 115 | | | | | |
| 万延2 | 58 | 1100両1分1朱 | 160 | 141 | 2 | | 20 | | |
| 文久2 | 40 | 1695両2分 | 160 | 90 | | 800 | 50 | | |
| 文久3 | 49 | 1380両3分 | 170 | 260 | | | 300 | | |
| 文久4 | 66 | 2920両2分2朱 | 220 | | | | 465 | 300 | 100 |
| 元治2 | 36 | 3503両2分 | 230 | 60 | | | 250 | 1800 | 700 |
| 慶応2 | 61 | 5946両2分 | 80 | 92 | 340 | 350 | 250 | 2150 | 1400 |
| 慶応3 | 44 | 6485両1分 | | 130 | 400 | 3400 | | 700 | 700 |
| 慶応4 | 42 | 4168両2分 | | 130 | 335 | 225 | | 500 | 1145 |
| 明治2 | 57 | 7345両2分 | | 125 | 65 | 1400 | | 1500 | 1300 |
| 明治3 | 69 | 6432両2朱 | | | | 1300 | | 400 | 1370 |
| 明治4 | 70 | 6365両 | | | 600 | 1100 | | 500 | 1330 |
| 明治5 | 33 | 2625両2朱(他25円) | | | | 1220 | | 500 | 350 |
| 明治6 | 64 | 2274両1分2朱(他1781円) | | | | 200(1000円) | | 500 | 200(150円) |
| 明治7 | 90 | 82両(他8703円) | | | | 1700円 | | 300円 | 300円 |

出典：川端氏収集文書2878、飯塚家文書A-5-11、「仕入金」とは、「浜名屋」店舗網への酒造(醤油造)仕入金貸付額(両)を示す。a：吉田三左衛門貸付額、b：長谷川佐右衛門貸付額、c：吉田市右衛門(市十郎)貸付額、d：原口金右衛門貸付額、e：坂蔵屋万之助貸付額、f：吉田屋貸付額 貸付額はいずれも両

佐右衛門（森蔵、表中b）もそうしたひとり、文政九年から明治四年までの間に酒造仕入金としての貸し付けが恒常的にみられた。この長谷川家は、享保三年創業で、創業者は越後（新潟）出身だとされる家であった。¹⁰³ 両家とも、貸付金第三期以降に貸し付けが本格化する。

吉田市右衛門に対しても貸し付けは行われていた（表中c）。天保年間初期までは、むしろ吉五郎が市右衛門から酒造米仕入金などを借用することが多く、文政十年に一〇〇両、¹⁰⁴ 文政十一年にも一五〇両といった具合に、特に天保初年度頻繁にみられ、天保五年まで確認でき¹⁰⁶。逆に吉五郎からの貸し付けは文政三年の一〇〇両、天保十年の一〇〇両と、天保末期までも時折みられてはいたが、文久二年に八〇〇両の貸し付けがみられ、慶応二年の三五〇両をはじめりとして翌三年には三四〇〇両、明治二年からは毎年延べ一〇〇〇両以上の貸し付けがある。これは「大福帳」に「預金」と記されて他の貸付金とは区別され、ほとんどが三ヶ月ほどの期限で貸し付けられた。慶応二年は、五世吉田市右衛門（のち市十郎）が跡を継いだ年であるが、幕末維新期に市右衛門が行う救恤事業の原資ともなったのであろうか。¹⁰⁷

付けの四〇〇両は六月に証文が書き替えられて十月には返済され、この返済日に五〇〇両が貸し付けられ翌年二月には返済、五〇〇両が貸し付けられたのと同じ十月に、翌月返済となる三五〇両が貸し付けられているといった具合に貸付金の回転は異常にはやい。

原口と坂蔵屋は、天保十年に熊谷宿で結成された呉服買次仲間七名のなかに共に加わっており、江戸の十組呉服問屋のもとで絹の買入を行っていた。彼らは、横山町和泉屋永吉板「関八州田舎分限角力番附」¹¹²で、東の方四段目に坂蔵屋が、五段目に原口がその名をみせ、藤岡堂板「関八州持丸長者富貴鑑 御府内ヲ除」¹¹³では、左側一段目に坂蔵屋がその名をみせるといったような分限者であった（ちなみに吉田市右衛門は、両番付とも二段目にその名がある）。

浜名屋の貸付金は、原口や坂蔵屋の商品買入れの元手となったであろう。当初は原口への出資であるが、安政五年の開港後、生糸取引相場が大きく変動していくなかで坂蔵屋への投機的貸し付けに切り替えていくのは、坂蔵屋の方に商人としての将来性をみたからであろうか。

貸付金の第五期は、浜名屋の酒造業に対する在り方

以上三名に対しては利率がほぼ一割から一割二分であるが、表では明示していない下奈良村や隣村中奈良村、領主の依田氏知行地村々の百姓などに対しても、ほぼ同じ利率での貸し付けが頻繁にみられる。なかには、近隣村役人クラスの百姓に対する高額の貸し付けもあったが、¹⁰⁸ そうした貸付金とは質の異なるものもあった。熊谷宿の商人原口金右衛門と坂蔵屋万之助への貸付金である。

原口金右衛門（表中d）は、熊谷宿明神（高木神社）の角で呉服太物、練綿卸を営む商家である。¹⁰⁹ 金右衛門に対しては、利率一割から一割二分で、第三期の天保九年以降毎年のように貸し付けがあり、額も徐々に増加し、嘉永年間にはかなり高額な資金が回されている。安政二年には原口の娘と六代目吉五郎の子義太郎の婚礼があり、両家は縁戚となるものの、文久三年の義太郎の死は喜んで慶応二年を最後に貸し付けがみられなくなる。

一方、坂蔵屋（鈴木）万之助（表中e）は京都織物染物、呉服太物卸を商いとした商家で、原口への貸し付けが縮小していく第五期以降、「預金」として貸し付けが確認できるようになる。これを例えば慶応二年にみると、三月に四〇〇両を貸し七月には返済、同じ三月貸し

大きく変化する時期でもある。それは、別家浜名屋への仕入金貸付がなくなる一方で、酒造家吉田屋への貸付金¹¹⁰ はじまったことよってみてとれる。

吉田屋は、大里郡村岡村長井市太郎を本店とする酒造家集団である（表中f）。市太郎は、文政十二年に村岡村で生まれ、代々の酒造業を営む一方、荒川堤外の不毛地開墾や養蚕を奨励した人物¹¹⁴であるが、家自体は村岡の出自ではなく、酒造に携わっていた越後柏崎から村岡に移住し、吉田屋の総本家として埼玉県北部と栃木県南部に同族団を形成し生業を続けたとされる。¹¹⁵ この市太郎の同族団と思われるのが、熊谷宿で酒造を営む吉田屋政兵衛・清八・源助・栄七などであり、浜名屋は、文久四年から吉田屋市太郎らに対して、「預金」として年度延べ総額にするとかかなりの額を頻繁に貸し付けるようになった。この貸付金を原資に吉田屋がいかなる経営展開を行うか詳細に検討する必要があるが、一九世紀末から二十世紀初頭にかけて七〇〇石から一一〇〇石程の清酒醸造を行い、養蚕業・牧場経営などを兼営しつつ約三〇町歩の土地を所有するまでになる同家にとって、その企業勃興期であろう幕末明治初期の浜名屋貸付金は重要な位置

を占めたであろう。また、貸付金の一方で、浜名屋は吉田屋を通じてまとまった量の酒の販売もしており、明治二年十一月には、市太郎に生酒六十駄（代金五五五兩）が一括で売却され、翌年十月には熊谷宿の吉田屋政兵衛に酒八〇駄（代金八〇〇兩）が一括で売却されている。越後出身の吉田屋同族団は、越後杜氏のネットワークが成長したひとつの姿であろう。一九世紀の初め頃に数を増すようになる越後杜氏は、嘉永年間以前は酒造蔵借用の際に蔵の近隣有力百姓の債務保証を必要としていたものが、嘉永年間以降は杜氏仲間が債務保証人となりうるほど、ネットワークに相互扶助機能が備わってきたとされる。越後杜氏の力量確立のなかで、吉田屋のような店舗が展開するようになっており、浜名屋は自己の屋号展開による酒の販売から、別店舗への投資と販売へと経営方針を変更しつつあった。

最後に、幕末・明治初期の浜名屋の貸付金経営が果たした役割について検討してみよう。熊谷宿問屋の生糸買次や越後出身酒造家の経営展開は、浜名屋の貸付金はその元手として重要な位置を占めたであろう。この点、明治維新の制度変革と経済変動が、地域社会において在来的

商人に「地域経済」を意識させ、それまでの利害調整や窮民救済といった機能に加え、新たに名望を得る手段として地域経済への投資行動を行うようになるとする興味深い指摘がある。もとよりこの指摘は、明治二十〜三十年代頃における資産家の、短期的な経済利害を超えた投資行動を分析した結果導き出されたものであり、浜名屋の投資行動を単純に当てはめる訳にはいかない。ただ、「地域経済」を明確に意識し、名望を得る手段として投資行動を行ったとは言えないまでも、自家の資産拡大を目指した行動が、結果として地域の商業・産業等の発展に寄与したであろうことは指摘できよう。

五、幕末期浜名屋の店御

本章の最後に、浜名屋の商人的意識の変化を、経営内容を記録する在り方の変化によって簡単に触れるとともに、明治期の経営展開の基礎が形成される様子をみていく。

浜名屋では、単年度の経営内容を概観するに足る帳簿があまり残されておらず、損益勘定や資産状況を把握するのが困難である。消費拡大による販売量増大と売掛金滞り増大の結果、文化末年から作成され始める「勘定

帳」は、作成時点（十二月頃）の地売りにおける売掛金滞りの累積額と、貸付金額とを記録し、返済催促に役立てたものであったが、単年度ごとの販売先、販売金額を把握するためのものではない。文政三年からは「大福帳」が作成され、貸付金額を貸し付け日ごとに記録するようににもなる。これは、多少なりとも利益をみるようになり、それを元手にした貸付金経営に積極的意識が生じたものと理解できよう。時々の経営の一端は、「久要堂漫録」といった日記に記録されてきた。日記の記事は、公用、私用面と多岐にわたるが、商業面では、殊に大切な証書類や取引上の書類を記録し、年ごとの醸造量や出荷量も都度記載された。そうしたなか文政五年には飯塚家全体の損益が、文政九年には「家産会計案」と題し酒方・醤油方の損益が記録されており、損益勘定を把握しようとする意識の芽生えはみとめられる。だがそれも、一時的なものでおわっている。おそらく、寡少な利益の連続が、記録の必要性を感じさせなかったのである。そうしたなかで、天保十三年を最後に「勘定帳」に売掛金の記載がなくなり、販売先、販売金額はほぼ不明となる。

損益の記録とならんで、経営内容を明らかにするものに店御（資産・負債）勘定があるが、浜名屋の店御勘定のうち、資産のみではあるが初めて記録されるのは、貸付金における第五期である。横帳形式で帳簿が作成され、「子四月勘定簿」といった具合に表題が付しており、元治元年（一八六四）、同二年、慶応二年（一八六六）、明治二年（一八六九）、明治三年の五年分が確認でき、年度ごとに貸付金総額、有金総額、酒・醤油の在庫資産総額等がまとめられている。店御は毎年四月に実施され、貸付金はその時点での各貸付先と金額が、有金としては保字金保有額・銭の保有額・「当時取扱金」額等が、酒・醤油方は仕込桶数等の明細が記載されており、それぞれ現金に換算した場合の小計額と総計額が記載されている（表17）。なお、元治期の勘定帳には、「酒醤油売掛のそき」との記述があり、売掛金未払いの負債が若干あったことがわかる。ただし借入金などの負債は、この勘定帳にも、他の記録にも認めることはできない。

表からは、元治以降の七年間で、浜名屋の流動資産が驚くべき変化を示しており、まず貸付金総額をみても元治元年と明治三年を比較すると四倍以上増加している。

この元手には保字金と「当時取扱金」が使用されたと思われる。保字金とは、天保八年から同十四年まで鑄造・発行された貨幣で、浜名屋では元治元年当時、小判二六〇両、小粒（二分判）四〇両の保字金が保有されてお

表17 幕末～明治の店卸（4月勘定）

| 費目 | 元治元年 | 元治2年 | 慶応2年 | 明治2年 | 明治3年 |
|---------------|------|------|------|------|-------|
| 貸金 | 1749 | 2452 | 3538 | 5249 | 7144 |
| 忍手形米 | | | 210 | 110 | |
| 有金 (保字金等) | 1156 | 1096 | 92 | | 905 |
| 有金 (当時取扱金) | 1063 | 607 | 250 | 987 | 192 |
| 酒 | 360 | 648 | 1162 | 1449 | 1147 |
| 醤油 | 630 | 602 | 890 | 910 | 774 |
| 米・榎等 | 112 | 60 | 80 | 322 | |
| 支払分引 | | △ 62 | △ 82 | △ 73 | △ 10 |
| 総計 | 5070 | 5403 | 6140 | 8954 | 10152 |

出典：各年勘定帳 ※単位は両 保字金、酒・醤油などの物品は現金（当時通用の貨幣）換算額が朱で記載されており、表ではそれを採用した

り、当時の相場で換金すると、合わせて一〇〇〇両を超えていた。これは、六代目吉五郎（雅蔵）が天保八年から始めていた正貨の積み金による有金だと思われる、この貯蓄のほぼ全てが貸付金に放出されていることになる。また「当時取扱金」とは、当時流通の貨幣のことで、酒・醤油の売り上げとそれを元手にした貸付金の利息が蓄積されたものと思われ、その保有するかなりの額が元治二年以降放出され、慶応年間の莫大な貸し付けに利用されている。

店卸勘定では、七年の間に酒の資産が三倍に増えているが、元治元年は六尺桶五本他（二一二駄）の在庫であり、明治三年は六尺桶四本他（一五三駄）の在庫である¹²³ので、酒価の急激な上昇がみてとれる。醤油は資産額が横ばいではあるが、元治元年は諸味七本と仕込桶十本の合計額であり、明治三年は仕込桶九本の合計額なので、こちらも明らかな価格上昇があった。

貸付金額の増大、製品価格の上昇によって、浜名屋の総流動資産は、七年間でおよそ二倍となった。このわずかの間の殖産は、投機的貸付金経営の結果であることは間違いない。

浜名屋吉五郎が幕末明治初期に作成した資産の勘定帳は、有金ほぼ全てを放出してまで実行に移す一連の投資行動の準備とその過程の記録であったと考えることができよう。だがそれも、冒険的投機の時期を過ぎたのであろうか、明治十年代まで資産をまとめた形で記録した帳簿の存在をみなくなる。

明治三年には、「貯金」として有金の蓄積もみられるようになり、表16からは、明治七年以降も大規模な貸付金経営が展開されたことが予想されるが、明治以降の展開は醸造面での詳細な経営分析も含め、今後の課題である。

むすびにかえて

本稿は、一八世紀から一九世紀における江戸地廻り経済と地域市場の成立を、幡羅郡下奈良村の浜名屋吉五郎家と市場との関わりを事例に考察したものである。第一に明らかにしたことは、現在の熊谷市域における酒造業、醤油醸造業従事者の分布とその諸関係である。そのなかで浜名屋の場合、同業者が多く締めく酒造はごく近隣で連絡をとりあいつつ江戸売りと地売りを行い、醤油

造は広域の仲間と連携しつつ地売りのなかで大産地と対抗していた。

第二に、主に一八三〇年（文政年間）以前、掛売りが常態であった在方取引では、消費の拡大は確実に進み商品の流通をみたが、商品と同等の貨幣を回収できない構造的矛盾により、売掛金は未収金となる額が多く、支払いを求める内済交渉では利益をみる妥協線、すなわち総販売額の一二％～一五％ほどの支払い免除で決着をみるなど、少なくとも醸造業にみる限り大きな利益をあげるのは困難であった点を明らかにした。

第三には、第二の点とも関わるが、売掛金の未払いによる負債拡大があるため、在方での流通範囲の拡大が非常に困難であった点を明らかにした。前述の構造的矛盾のなかにあつても、浜名屋の享和年間以降の酒をめぐる経営展開は、常に在方を志向したものと見えよう。少しでも利益をあげるべく店舗展開をしたことは、その証左である。ただ、流通範囲拡大を企図した店舗展開は困難となり、結果、限られた範囲に集中的に店舗を設け、商品流通させる道を選ばせることになった。在方を志向した理由としては、消費拡大を見通したからであろう

が、寛政の御免上酒試造に取締りの定行事として関わったことが、販売先としての江戸市場に対する限界を意識させ、同時に、江戸を志向する吉田市右衛門とは異なる道を選ぶことで、自家の活路を見いだしたとも考えられる。ただ、熊谷宿周辺は競争相手も多く、また、上方から海路で回漕される下り酒に対し、江戸に近いことが販売の余地を与えたこともあり、江戸への出荷は続いている。結果としては、問屋からの確実な入金がある江戸市場は経営維持を担保する存在となったともいえる。醤油が在方でのみ販売されたのは、熊谷宿周辺に酒ほど競争相手が多くないことが第一の理由だろうが、大規模醸造家の間隙を縫って江戸市場に出荷するにしても、商品輸送路は利根川から江戸川を通るルートで、同じルートを通る銚子や土浦、野田などの商品と利根川・江戸川の中継点で競合してしまふので、それはかなり困難なものだっただろう。江戸で大規模醸造家の商品と張り合えるほどの商品を生産できなかったことは、彼らの類印商品を扱っていることから明らかである。

第四に明らかにしたのは、現在の熊谷市域では一八四〇年代（天保一一年以降）に、大幅な未収金の発生が解

消された点である。同様の現象は、熊谷市域に限らず少なくとも関東一円でみられたものと思われる。これは、商品売買をめぐる需要と供給の関係の大きな構造的変化であり、貨幣（資本）が需要と供給のなかで商品と対等に流通するという、地域市場の形成に不可欠な要素の成立であった。ただこの頃、第二章第一節でも触れたように、江戸を主要な酒の出荷先とする吉田市右衛門は、酒の利潤を大幅に激減させており、江戸市場の地廻り酒の収益力は落ち込んでいた可能性がある。また、第一章第二節で引用したように、銚子の広屋儀兵衛はこの頃に醤油の主な出荷先を江戸の問屋から地売り問屋に切り替えているが、これは江戸市場における醤油の供給過剰と問屋仲間の統制力低下、幕府の価格統制による江戸売りの不振、価格低迷が原因とされている。江戸地廻りの在方商人にとって、一八四〇年代以降の江戸市場は停滞しており、地域市場に商機を求める必要があった。

第五に明らかにしたのは、未収金発生¹⁾の解消によって、在方商人に資本の蓄積をもたらした点である。もちろん浜名屋の場合でも、一八二〇年頃（文政初年）に寡少なりとも利益があったから貸付金を行うことも可能と

なっていた訳だが、未収となっていた代金が回収されることで利益は大きくなり、それを蓄積した資本が幕末明治初期の経済状況のなかで投機的に投資され、さらなる資本蓄積が進んだのである。そして注目すべきは、投機的な投資が、熊谷宿周辺の生糸・酒造業に携わる者に対してなされていた点である。市場構造の変化による資本蓄積が、産業への投資行動を生み出したことを最後に強調しておきたい。

附記

本稿は、文書を所蔵されてきた飯塚家、川端家の方々のご厚意のもと、立正大学古文書研究会が熊谷市域で行っている調査成果の一部であり、高橋伸拓氏、加納良造氏、吉富明義氏との共同研究の成果を基にしている。また、同会会員諸氏の協力によることも大きい。ここに感謝申し上げる次第である。

- (1) 古島敏雄「諸産業発展の地域性―明治初年における―」(地方史研究協議会編『日本産業史大系』1「総論篇」、東京大学出版会、一九六一年)等。
- (2) 代表的な研究は、津田秀夫「寛政改革」(岩波講座 日本歴史)12、一九六三年)、伊藤好一「江戸地廻り経済の展開」(柏書房、一九六六年)等。
- (3) 白川部達夫「江戸地廻り経済と地域市場」(吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (4) たとえば『熊谷市史後篇』(一九六四年)四二七頁。
- (5) 吉田家の上納金は天明期からみられ、当初のそれは幕府の寛政期農村政策(公金貸付の利子を困窮農村に手当として支給する)における富裕農民の「奇特差加金」として評価されてきた(竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」(古島敏雄編『日本経済史大系4 近世下』東京大学出版会、一九六五年、のち同氏「寛政改革の研究」吉川弘文館、二〇〇九年、所収)。
- (6) 吉田家の江戸における経営内容を詳細に明らかにしたのは、渡辺尚志氏による「関東における豪農層の江戸進出(一)」「近世の豪農と村落共同体」(東京大学出版会、一九九四年所収)である。在方商人の経営内容説明が不十分であるとの批判から分析された本論文では、江戸と在方商人の関係が商品の出荷にとどまらない複雑なものであった点を明らかにしている。なお、本稿と関わりのある経営内容については後述したい。

- (7) 本稿で主に使用する飯塚家の文書は、現在熊谷市が所蔵する「飯塚泰久家文書」(以下、飯塚家文書とする)と、個人蔵の「川端氏収集文書」がある。この二つの文書群は、立正大学古文書研究会による近年の調査により、『武蔵国旗羅郡下奈良村飯塚泰久家所蔵文書目録』上・下巻(二〇〇二年・二〇〇五年)、『川端昭夫氏収集文書目録』附飯塚泰久家所蔵文書目録補遺(二〇〇八年)が刊行されている。文書群全体の内容については、上記目録解題を参照されたい。
- (8) 地域市場の定義について近年、井奥成彦氏はその著『19世紀日本の商品生産と流通』(日本経済評論社、二〇〇六年)のなかで、地域市場は「中央市場を媒介としない在地の市場(産地市場・集散地市場・消費地市場)のことで(中略)人々が最小のコストにおいて最大の効用・収益を得るべく行動し、資本、商品、労働が必要と供給の関係で調達されるような場」としているが、本稿もそれに従っている。
- (9) 酒造株設定の経緯、特質等については、柚木学『酒造りの歴史』(新装版、雄山閣、二〇〇五年)を参照。
- (10) 前掲、柚木氏『酒造りの歴史』。
- (11) 松平定信『宇下人言』(岩波文庫、一九四二年)一一一頁。
- (12) 『熊谷市史 後篇』(一九六四年)六三頁。
- (13) 関西学院大学図書館収蔵柚木重三収集「酒造株其外書付写」。これは天保七年に作成されたものだが、春野原村坂田家に伝来していた文書と思われる。因みに、酒造株五〇石のうち一〇石は天明二年に比企郡吉田村源七に譲られ、坂田家は四〇石を所持していくようになる。
- (14) 前掲、渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』七〇頁。
- (15) 関東御免上酒については、柚木学「寛政改革と関東上酒御免酒」(関西学院大『経済学論究』四三巻三号、のち同氏『酒造経済史の研究』一九九八年所収)や、立正大学古文書研究会『近世酒造業と関東御免上酒の展開』二〇〇二年)などがあるが、以下、特に断らない限り御免上酒に関する内容は後者によっている。
- (16) 飯塚吉五郎の酒造開始の経緯については、浜名屋の酒造業展開を消費の問題と絡めて論じた、高橋伸拓『近世後期間東における酒造業経営と酒の流通』(『関東近世史研究』六七号、二〇〇九年)によった。なお、以下において同氏論文と重複する箇所があることをお断りしておく。
- (17) 飯塚家文書コ二二三。
- (18) 飯塚家文書コ二二七。
- (19) 川端氏収集文書二一八。なおこの時、酒造家たちが熊谷宿に参会したのが九月二十七日であるのに、控帳は八月付で作成されている。この点は、仲間の結成を意図し帳簿を綴じたのが八月であったと理解している。
- (20) 「酒造米高書上帳」(川端氏収集文書一九三四)末尾。
- (21) 天保十五年正月「酒造稼之者御請印帳」(埼玉県立文書館収蔵野中家文書三三六)。
- (22) 『御触書天保集成』六一六〇。
- (23) 『御触書天保集成』六一六四。
- (24) 『荒川 自然』(埼玉県、一九八七年三月)七七頁。
- (25) 前掲『熊谷市史 後篇』六三頁。
- (26) 『吉川町史資料集 第三集 酒造』(一九九四年)。この安政六年(一八五九)、武州二九八軒、上州一九一軒、野州一〇〇軒、下総二軒などが確認されている。
- (27) 青木隆浩「江戸末期〜大正期の埼玉県における清酒製造業の形成過程」(同氏『近代酒造業の地域的展開』(吉川弘文館、二〇〇三年)二七頁、表3)。
- (28) 『小川町の歴史 資料編4 近世I』(二〇〇〇年)。
- (29) 沼野勉・山本修康「比企地域における近世酒造業の展開について」(埼玉県立歴史資料館『研究紀要』一九号、一九九七年)。
- (30) 馬場憲一「豪農にみる酒造業開業過程の様相 武蔵国入間郡平山村斎藤家の場合」(『地方史研究』一四五号、一九七七年、のち同氏『近世都市周辺の村落と民衆』雄山閣、一九九五年所収)。
- (31) 川端氏収集文書一九三二。
- (32) 川端氏収集文書二四。
- (33) 飯塚家文書コ五一。
- (34) 市右衛門からの商い向きの書簡を瞥見すると、その親密な様子がわかるが、詳細については別稿に譲りたい。
- (35) 「府内輸入貨物内申」(『東京市史稿』港灣編三)。
- (36) 谷本雅之「銚子醤油醸造業の経営動向」(林玲子編『醤油醸造業史の研究』吉川弘文館、一九九〇年、所収)、二二二頁。
- (37) 大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』(岩波書店、一九七五年)、第三章、表5。
- (38) 篠田壽夫「江戸地廻り経済圏とヤマサ醤油」(林玲子編『醤油醸造業史の研究』所収)五九頁。
- (39) 前掲、篠田論文、七九頁。
- (40) これは、「常州土浦組他名前書上」と題される史料で、野田市郷土博物館平成12年度特別展図録『醤油のしるし』史料編に掲載されたものを引用した(原典は、ヤマサ史料C141)。書上は年不詳だが、篠田壽夫「江戸地廻り経済圏とヤマサ醤油」で図3としてまとめられた「関東南東部における造醤油屋の分布」は、地名の表記などからこの書上に銚子や成田などの造家を加えて作成したものと思われる。本稿では文政五年から八年の間の史料として利用した。
- (41) 林玲子「銚子醤油醸造業の市場構造」(山口和雄・石井寛治編『近代日本の商品流通』東京大学出版会、一九八六年、所収)。
- (42) 前掲、篠田論文、八七頁。
- (43) 井奥成彦「関東の大規模醤油醸造家と地域市場」(同氏『19世紀日本の商品生産と流通』日本経済評論社、二〇〇六年、所収)一五五頁。
- (44) 寛政元年の訴訟文書に「私儀數年穀物并酒醤油商売仕来候

- (45) 「吉五郎酒・醤油渡世内容取調帳」(飯塚家文書コ四八)。
 (46) 「久要堂漫録」(飯塚家文書A一〇六) 天保五年七月六日条。この時の醤油仲間入用が二十五人で負担されていたため、仲間の人数がわかる。
 (47) 「久要堂漫録」(飯塚家文書A一〇二) 嘉永五年九月三十日条。
 (48) 申年十一月二十一日付「醤油直揚 廻状」(飯塚家文書ウ三四)。
 (49) 渡辺尚志「関東における豪農層の江戸進出(一)」(『近世の豪農と村落共同体』所収)。
 (50) 「吉五郎酒・醤油渡世内容取調帳」(飯塚家文書コ四八)。
 (51) 「高盛帳」(飯塚家文書ト五)。
 (52) 「吉五郎酒・醤油渡世内容取調帳」(飯塚家文書コ四八)。
 (53) 「年中行事」(飯塚家文書ワ三九)。
 (54) 「久要堂漫録」(飯塚家文書A一〇六)。
 (55) 「仕切覚」(飯塚家文書コ三五)によれば、巳年十月十五日、伊勢屋善兵衛より越後米二五七俵、作州米一五七俵、備前米五二八俵、越前米二七俵、美濃米二五一俵が代金五一両余で購入された。
 (56) たとえば、嘉永五年「久要堂漫録」(飯塚家文書A一〇二)。(一)。
 (57) たとえば、文政十二年には、善ヶ島村の喜四郎から大豆を購入している(「大豆売渡申証文之事」 飯塚家文書ア七七九)。
 (58) 「久要堂漫録」(飯塚家文書A一〇二) 文政九年正月条。
 (59) 前掲、高橋論文。
 (60) 「久要堂漫録」(飯塚家文書A一〇二)。
 (61) 前掲、高橋論文。
 (62) 「日記」(飯塚家文書A一〇三) 末尾。
 (63) 浜名屋吉五郎が、江戸の地廻り酒問屋からの求めに応じて酒を出荷する様子は、たとえば次の書簡からも明らかである(天保八年書簡)。
 (前略) 然者酒相場之義追々引上ケ殊ニ此節至而品払底二御座候間、難立廻り四十四五兩位二御座候、依之御手酒茂此処二有之候ハ、三十七八万相揃キ可申旨奉存候、尤十日頃ニも相成候ハ、四十兩近く相揃キ可申候間、何卒此処へ急船二御積入被下越奉願上候、且外之者も荷物出方無数二御座候間何卒拙店一手二御積入被下候様是又奉願上候、右申上度早々以上
 五月四日 小沢鉄五郎
 飯塚吉五郎様 尊下
 (飯塚家文書コ五五二三)
 (64) 「仕切」(飯塚家文書ツ五九、ツ一〇一、ツ一〇三、一など)。
 (65) 「久要堂漫録」(飯塚家文書A一〇二) 文政九年正月条。
 (66) 「久要堂漫録」(飯塚家文書A一〇六) 天保四年正月条。
 (67) 「吉五郎酒・醤油渡世内容取調帳」(飯塚家文書コ四八)。
 (68) 「日記」(飯塚家文書A一〇三) 万延二年二月条。
 (69) 醤油のしるしの特定については、前掲函録『醤油のしるし』を参照した。
 (70) 飯塚家文書A一六二五。
 (71) 「妻沼町史」(一九七七年) 四五二頁には、上州桐生根本山の参詣案内挿絵(安政年間)に、妻沼町三浦屋治兵衛、聖天門前小倉桜森三郎、同所鈴木勝右衛門の旅館三軒が載せられていることが紹介されている。
 (72) 天保九年の販売相手と妻沼村寄場組合村々での農間渡世調査と突き合わせた結果による(前掲、高橋論文)。
 (73) 「久要堂漫録」(飯塚家文書A一〇二) 文政九年四月条。なおこの時、「西十二月迄売捌分」として酒八六太二斗九升六合四勺の代金、一〇三兩二分が成年(文政九年)に繰り越され、「戊正月分」として醤油一六二樽の代金、一〇兩二朱が繰り越されている。この家産会計案は、前掲高橋氏の論文でも酒方・醤油方の収支の部分が取り上げられ、酒造の方が運用資金は多かつたと評価されている。
 (74) 「久要堂日々冊」(飯塚家文書A一〇二) 文政五年五月条。
 (75) 浜名屋の帳場の名称は、少なくとも天保十年には確認できる(飯塚家文書A一九一九)が、文政年間に使用されていたかどうかは明らかではない。
 (76) 「借用申金子之事」(飯塚家文書ウ一〇二、ウ四四五)。
 (77) 「仕切」(飯塚家文書ツ五九、ツ一〇一、ツ一〇三、一など)。
 (78) 前掲、高橋論文。
 (79) 浜名屋には「勘定帳」と題する帳簿が数種類ある。このうち、売掛金などが記載される「縦帳」のものが、文化十四年から安政六年まで二五冊確認できる。帳簿の前半は貸金と糠や粕、大豆、塩などの売掛金が書き上げられ、半ばより酒、醤油の売掛金が記載された。
 (80) 飯塚家文書ケ一。
 (81) ちなみに、内済時に売掛金の一部が借入金とされ年賦証文が作成されることはあるが、売掛金の代わりに土地を質に入れている者はごく稀であり、飯塚家がこの内済で土地を集積したということはほとんどなかったと考えられる。
 (82) 飯塚家文書A一〇九。
 (83) 飯塚家文書A一九三三八。
 (84) 飯塚家文書ケ一五。
 (85) 文政十二年「乍恐以書付御訴訟奉申上候」(飯塚家文書コ三)。
 (86) 天保十四年は、「勘定帳」が残されていないため不明である。
 (87) 現金取引への移行を端的に示すのは、浜名屋の醤油取引における通帳が、「醤油之通」から「現金醤油之通」へと変化する点である。後者の帳面冒頭には、口上として「金銭

- 井明輝御渡被下候砌、判取通帳江金高御記御印形可被下候」とあり、帳面の内容を瞥見すると、購入日に購入量と金高が記されていることから、支払いが節季払いとなる掛け売りではなく、都度払いの現金取引が行われていることが明確となる。この現金売りの始まりが確認できるのは、浜名屋の場合、嘉永六年が史料上の初見である。
- (88) 浜名屋には、大正六年の下奈良周辺の商いの習慣を、「当地方ノ商習慣ハ現金売ハ稀ニシテ、一般掛売ノ方法ニヨリ六さい(五日目毎)ニ巡回、次回ノ要用ヲ承ワリ旁便定売掛代金ヲ回収スルモノナリ、而シテ地方住民ハ先祖代々定住ノ者ナレバ代金納入不可能ノ場合ナシ、其ノ居住不安定ノ者ニハ掛売セザルヲ常規トス」(「業況報告書」備考、飯塚家文書ト三六二)とした記述がある。先祖代々安定した暮らしを営む者に対しては掛け売りが続けられている一方、当該地方での現金売りは稀だとしつつも、居住(生業)不安定の者に対しては現金売りをしている様子がわかる。
- (89) 飯塚家文書コ四。
- (90) 前掲「近世酒造業と関東御免上酒の展開」。
- (91) 飯塚家文書イ一。
- (92) 川端氏取集二七〇一・二・三。
- (93) 飯塚家文書エ四。
- (94) 「東松山市の歴史 中巻」(一九八五年)二九〇頁。
- (95) 「東松山市の歴史 中巻」によれば、文吉の商圏は以後、街道の馬継場と渡船場を中心に近隣の村々にその範囲を狭

- めていったとある。
- (96) 「久要堂漫録」(飯塚家文書A1112) 文政七年八月条。
- (97) 文政十一年十二月の日記に「廿一日、主人押垂村山下伝助方へ年始二行、伝助娘くらノ事、新嶋村内田文吉伊若蔵江縁談、手前へくら養女二貫受候而縁付二付祝持参」とあり、押垂村の山下伝助(浜名屋山下文吉の縁者か)の娘を養女に迎え、飯塚家から新嶋村文吉に嫁がせている(「久要堂漫録」飯塚家文書A1110、文政十一年十二月十六日条)。
- (98) 「久要堂漫録」(飯塚家文書A1110)。
- (99) 仁兵衛は文政三年六月に亡くなった。この時の旦那寺への一札が「東寧日用舛」(飯塚家文書A1013)にあり、「元造酒杜氏仁兵衛儀ハ、生国播州加古郡野添村(中略)拙者方二十年来杜氏相勤」とある。
- (100) 「東寧日用舛」(飯塚家文書A1013)。
- (101) 「酒方杜氏藤右衛門儀去亥秋召抱候節、新嶋村文吉世話ニ而差置候、若ヶ年拾両酒造宜敷出来候ハ、五兩褒美金差遣候」(「久要堂漫録」飯塚家文書A1112、嘉永五年六月二十三日条)。
- (102) 川端氏取集文書二八七八、飯塚家文書A五一一。
- (103) 「熊谷市史 通史編」七五五頁。
- (104) 「借用金子之事」(飯塚家文書ウ一〇一)。
- (105) 「借用金子之事」(飯塚家文書ウ一四一五)。
- (106) 「借用申金子証文之事」(飯塚家文書ア三七)。

- (107) 幕末維新期の吉田市十郎の活動は、松沢裕作「『奇特之者』から官僚へ」(渡辺尚志編『近代移行期の名望家と地域・国家』(名著出版、二〇〇六年)を参照)。
- (108) 他村の百姓への貸し付けのうち、男沼村の浅見九右衛門と肥塚村東隆兵衛・清太郎への貸付は多額であった。浅見九右衛門は文政三年以降毎年のように借り、明治三年までの間に総額五〇〇両をこえた。肥塚村で代々名主を勤める東家へは天保十一年以降の貸し付けがあり、幕末には毎年のように二〇〇両ほど貸している。この兩名は他の人々への貸付より利率が低い。通常一割二分から五分の利率で貸付が行われていたが、兩名の場合利率は一割であった。
- (109) 文政十年「諸国道中商人鑑」(ここでは、日下部朝一郎編『熊谷人物事典』(一九八二年)掲載の図版によった)。
- (110) 文政十年「諸国道中商人鑑」(同右)。
- (111) 「仲間規定帳」(「新編埼玉県史 資料編16 近世7 産業」所収)。
- (112) 「新編埼玉県史 資料編16 近世7 産業」口絵。
- (113) 白川部達夫「江戸地廻りの賑わい」(「番付で読む江戸時代」二〇〇三年、柏書房、所収番付)。
- (114) 日下部朝一郎編『熊谷人物事典』二六一頁。
- (115) 前掲青木氏論文。以下、吉田屋(長井)市太郎家の経営内容については、同書によった。
- (116) 「(日記)」(飯塚家文書A1113) 明治二年十一月四日条。

- (117) 「(日記)」(飯塚家文書A1113) 明治三年十月十三日条。
- (118) 大館右喜「近世後期における小規模酒造業の展開」(『帝京史学』二二号、二〇〇六年)。
- (119) 谷本雅之「近代日本における、在来的、経済発展と、工業化」(『歴史評論』五三九、一九九五年、のち武田晴人他編『展望日本史』18、東京堂出版、二〇〇〇年、所収)。
- (120) 元治元年「子四月勘定簿」(飯塚家文書A11115)。
- (121) なお明治三年の勘定帳のみ、総勘定の外に、岩鼻県役所への上納金や横買い置き分等の勘定が別に記載されている。
- (122) 明治十五年六月「会計簿」(飯塚家文書さ三一一二)に、「天保八四年ヨリ老人雅蔵家務中忠立シ年々正金ヲ以テ金三拾円宛ヲ積来リ」との記述があり、この貯蓄の契機には、保字金改鑄という出来事があったとも思われる。
- (123) 明治三年「子四月勘定帳」(飯塚家文書A11119)。
- (124) なお、江戸に積極的に進出し、町屋敷経営で大きな利潤をあげていた市右衛門は、一八四〇年代以降に経営全体でも収益を落としている(渡辺氏前掲書)。
- (125) 前掲、篠田論文。
- (ほその けんたろう 熊谷市史専門調査員)

天保期の「困糶」御用と関東在々買上粉世話人

— 武蔵国播磨郡下奈良村吉田市右衛門の
「凶年御救困糶」購入代金上納と関連して —

栗原健一

はじめに

天明飢饉をへて成立した松平定信政権は、寛政改革で「困糶」を推進した^①。飢饉対策として米穀の備蓄を行っていたのである(備荒貯蓄)。備蓄は領民への「御救」の原資もしくは代替となる。江戸では町会所が設立されて、七分積金とともに「困糶」を運営したことは有名である^②。その他、各地の幕府代官所(陣屋)や諸藩でも「困糶」が行われ、また多くの村落でも米穀貯蓄が開始された。まさに「天下之御備」が形成されはじめていたのである。

それでは、このような「困糶」のために生産手段を持たない江戸町会所や陣屋では、どのように米穀を確保していたのであろうか。寛政期(一七八九〜一八〇一)には幕府が米方御用達を任命して町会所「困糶」の購入・詰め替えを委託し、備荒貯蓄を充実していったことが明らかにされている^③。しかしながら、その後の状況はあまり検討されていないのが現状であらう。

作柄が豊作で米穀市場が有機的に機能しているときには、買上米令などの米価対策としての法令が散見され、市場から「困糶」のために米穀を購入することで米価調節にも益をもたらしていたであらう。一方、問題は凶作

期にあった。市場に米穀が不足しているときに「困糶」のための米穀を、どのように確保するかが重要な課題となっていたことはいまでもないであらう。

そこで本稿では、天保飢饉期という米穀市場の非常時における「困糶」のための貯蓄米穀の買上について実態的に検討することを課題とする。事例として、長嶋家文書^④(埼玉県立文書館保管)を中心に、武蔵国大里・播磨郡周辺村々(主に現在の埼玉県熊谷市周辺)を取り上げ、江戸町会所・幕府岩鼻陣屋(現、群馬県高崎市)に対する「困糶」買上御用の実態を提示したい。

ところで、上記の課題に迫るために、一つの重要な鍵となることがある。当該地域における下奈良村(現、熊谷市下奈良)吉田市右衛門^⑤の上納金についてである。市右衛門は幕府・忍藩へ名目をつけた上納金を行って、幕府・忍藩が他へ貸し付けた利子を様々な助成金としたこととは有名である(表1)。上納金は熊谷宿助郷や利根川通・荒川通自普請などに対する村々への助成金となった。地域内における助成の様相は各地に伝存する文書で確認することができ、村々に助成金を分配することで地域の安定に資していたであろうことは想像に難くない。

【表1】吉田市右衛門家の幕府・忍藩への上納金一覧

| 上納年度 | 上納額(両) | 名目 | 上納先 |
|------------|--------|------------------|-----|
| 天明7(1787) | 150 | 熊谷宿助郷村々助成金 | 幕府 |
| 寛政元(1789) | 500 | 利根川通自普請組合助成金 | 幕府 |
| 寛政4(1792) | 300 | 荒川通奈良堰組合助成金 | 幕府 |
| 文化10(1813) | 1,500 | 熊谷宿助郷村々助成金 | 幕府 |
| 文政6(1823) | 125 | 利根川通自普請組合助成金 | 幕府 |
| 文政6(1823) | 75 | 荒川通奈良堰組合助成金 | 幕府 |
| 文政8(1825) | 100 | 荒川通奈良堰組合助成金 | 忍藩 |
| 文政9(1826) | 600 | 荒川通玉井堰・大麻生堰組合助成金 | 幕府 |
| 文政11(1828) | 300 | 利根川通備前堰組合助成金 | 幕府 |
| 天保元(1830) | 200 | 熊谷宿助成金 | 忍藩 |
| 天保5~10 | 10,000 | 凶年御救困糶購入代金 | 幕府 |
| 天保年間 | 350 | 岩鼻陣屋粉蔵修復入用金 | 幕府 |
| ? | 1,000 | 利根川通自普請組合助成金 | 忍藩 |

出典：渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』(東京大学出版会、1994年)より転載。

そのような上納金の中に、天保五年（一〇年）（一八三四）（一八三九）にかけて行われた「凶年御救困粉」購入代金の上納がある。その名目で市右衛門は、合計一万兩を幕府に上納した。江戸町会所や岩鼻陣屋の困蔵では「困粉」が行われ、非常時には江戸・上武両国を対象に貸与されていたであろう。

ところが、「凶年御救困粉」購入代金の上納は他の上納金とは異なり、当該地域における助成の形跡が確認できていない。当該地域では江戸町会所は当然であるが、岩鼻陣屋からの「御救」も管見の限りあまり確認できない。このことは、当該地域の多くが旗本相給という支配領主との関係もあるだろう。それでは市右衛門の上納は、地域とどのように関係していたのであろうか。この点も併せて検討することで、当該地域の特質の一端を示すことができるのではないかと考える。

一 幕府代官山本大膳の「困粉」買上方仕法

長嶋家文書の御用留には、代官山本大膳から勘定所への「困粉」に関する文書が書き留められている。山本家

は三河以来の旗本家で阿番筋（小姓組頭・書院番）の家柄で、大膳雅直は西丸小姓組頭から代官となり、陸奥国川俣陣屋（現、福島県伊達郡川俣町）・甲斐国石和陣屋（現、山梨県石和市）をへて上野国岩鼻陣屋・江戸廻代官となった。岩鼻陣屋は文政六年（一八二三）〜天保一三年（一八四二）にかけて担当していた。その後、二丸留守居へ転役している。石高は六〇〇石余で、代官としては大身であった。また「五人組帳前書」や「慶安御触書」の出版を行い、農民教化に木版を積極的に取り入れた稀有な人物である。

まず、山本大膳から勘定所への「困粉」に関する上申書の内容からみてみよう。天保六年閏七月「御困粉御買上方御仕法之儀内々申上候書付」という文書である（長嶋家文書三〇二一）。内容を要約すると、以下のようなのである。

「困粉」請負買入人らは、利潤を追求して安値で粉を買入れるため、下請負人らは「粉怔」すなわち粉の品質にこだわらずに安い請け、きれいに俵を拵えていた。そのため後に「更痛」となり、「困粉」が「非常之備」とはならないと「篤実のもの」らは嘆いているという。

さらに一部内容は重複するが、天保六年一〇月に代官山本大膳から勘定所へ出された文書の写しを掲げよう。

〔史料1〕長嶋家文書三〇二一

先達而中御困粉保方御主法之儀二付、見込之儀申上候二付、御困粉当未新穀三千石程之御目当を以御買上之積、保方肝要之儀二付、直段不抱高下年数相保御主法ヲ以怔合相撰、来申三・四月迄御蔵入之積買上御蔵入迄納方諸入用一式共相籠、金壹兩二付何程之御買上直段二相成候哉取調申上候ハ、前金御渡船一式引請手代差添、蔵入之節御用達請人共江俵数可為改旨被仰渡候二付、兼而申上置候通、武州忍領者関東国々之内二茂米怔宜場所二付、直段高直二御座候得共、数年御困被置候共更痛并摺搗減無之御益筋二付、右場所江手附・手代差出、篤実之村役人共江世話方申付、村々身元相応篤実之もの共江御仁恵御困粉保方主法之趣篤与為申論、粉怔撰立者勿論干立俵入念入（中略）依之手本粉摺立米怔相改、上粉米式箱・次粉米式箱并武州幡羅郡下奈良村名主吉田市右衛門去年年困粉挽様候処、五合六夕摺立二相成四人困粉者一卜通之怔合二而、右之通摺立此度御買上

その点について山本大膳は手附・手代に廻村させて探索したところ、下請負人らが悪品を納めているという風聞であった。大膳は、下値で粉を買上げると後に損失となるので、値段に関わらずに「粉怔宜場所」で、その所の相場より高値で買上げて困い置けば、数年経つても「更痛」はなく摺り立てても「減石」せず、結果的に「御益筋」となるとした。関八州のうち「米怔宜場所」は第一に忍領（現、行田市・熊谷市周辺）で、次に羽生領（現、羽生市・加須市周辺）・騎西領（現、騎西町・鷲宮町周辺）であり、この場所の米穀には「上方筋上米」にも劣らない「粉怔」があり、「更痛」が少なかった。そこで、この粉を買上げるために、田方刈り入れ前に石数を指示して「篤実奇特のもの」を選んで説得して御用を仰せ付け、値段は江戸・忍領の相場を見合わせて、金一兩につき粉二〜三升高い値段で「粉怔」を選んで摺り立て、買上俵は古俵に入れ、一二月上旬くらいに俵を拵えて代金を渡し、翌年三〜四月上旬までに蔵納めを行うとした。この方法をとれば、数年貯蔵しても「更痛」はないという。以上の仕法を山本大膳は勘定所へ上申したのである。

之方者精々撰立あたり埃無之様仕、俵入仕候間、摺立増可申奉存候、依之此段奉伺候

先に説明した「團粉保方仕法」を実行に移している。関東の中でも「米征宜場所」である忍領に目をつけ、高値であっても数年間貯蔵して「更痛」や「摺搦減」のない粉が「御益筋」であるので、忍領へ手附・手代を派遣して篤実の村役人らへ世話方を申し付け、村々で身元相応の篤実の者へ「團粉保方仕法」を教諭した。保存に適した良質な米穀を獲得するために忍領に注目したのである。そして、文書の後半部では「手本粉」を吉田市右衛門に提出させていることが確認できる。

二 天保六、七年の買上粉御用

1 天保六年の買上粉御用

代官山本大膳から勘定所への何書が出された翌月には、早くも「御買上粉御勘定目録」(長嶋家文書六九二)が作成されている。これは、天保六年(一八三五)一月に吉田市右衛門から山本大膳役所へ出された目録である。

それによると、岩鼻陣屋囲蔵へ粉五〇〇俵(二五〇

石)が納められ、その代金は二五〇両であった(金一兩一粉一石)。他に船賃が一兩余計上されている。これは中瀬河岸(現、深谷市)から岩鼻陣屋までの諸賃である。内訳としては、利根川における中瀬河岸から倉賀野河岸(現、群馬県高崎市)までの船賃錢五七貫五〇〇文、中瀬河岸問屋蔵敷の口錢錢七貫五〇〇文、倉賀野河岸より岩鼻陣屋問蔵までの駄賃錢八貫三三二文などであった。岩鼻陣屋までの経路は、出穀村々↓中瀬河岸↓倉賀野河岸↓岩鼻陣屋であったことが確認できよう。粉は利根川を使つて運搬されたのである。代金・諸賃ともに代官から市右衛門へ支払われている。この御用の買上粉世話人は、吉田市右衛門・栗原半右衛門・長嶋作左衛門・八木原三郎右衛門・吉田六左衛門の五名だった。粉を供出した詳細な村名までは不明である。

2 河岸問屋と日ノ丸御用職

天保六年の買上粉御用は中瀬河岸を通じて行われたが、同年には代官が「團粉」御用を請け負う河岸問屋を指定している。天保六年一〇月に河岸問屋の武蔵国幡羅

郡葛和田村(現、熊谷市葛和田)彦三郎・俵瀬村(現、同俵瀬)政蔵・妻沼村(現、同妻沼)市右衛門らから代官山本大膳の手附河野啓助・駒崎善蔵へ出された請書の写が伝存する。史料を掲げよう。

〔史料2〕長嶋家文書三〇二一

差上申御請一札之事

武州幡羅郡葛和田村・俵瀬村・妻沼村右三川岸船問屋共一同奉申上候、今般粉穀御買上二付江戸表迄積送り之義、私共江被仰付承知奉畏候、運賃左二奉申上候

一、粉百俵

但し五斗入

此運賃金壹両壹分

但、町会所小菅筋違新大橋御蔵迄

右之通来三月・四月両月之内積立之儀被仰聞、此度者勿論此未共大切之御積立可仕候、尤江戸野下賃之義者、高瀬船御蔵元迄着船仕候ハ、野下被下積、若野下候節者壹俵二付纏拾文ヲ被下度奉存候、依之御請一札差上申処如件(後略)

これによると、代官から買上粉を江戸まで運送するよう指示があつて、三河岸問屋が請け負つたことを確認で

きる。町会所小菅筋違にある新大橋御蔵まで粉一〇〇俵につき運賃金一兩一分という設定であった。また同様に、岩鼻まで粉一〇〇俵につき運賃三兩一分二朱余という請書も確認できる(長嶋家文書三〇二二)。川の流れが上りであるため、江戸行きに比べて約三倍の料金となるのであろう。

ところで、買上粉御用の運搬は葛和田村彦三郎・俵瀬村政蔵・妻沼村市右衛門の三河岸問屋が請け負つたわけであるが、翌年には買上粉世話人の長嶋作左衛門が江戸で手配した日ノ丸御用職を河岸問屋へ渡している(長嶋家文書一一八八)。買上粉御用の舟には日ノ丸御用職を立てたようである。

妻沼河岸問屋の三沢市右衛門には二月一日に一本、三月一日に四本、葛和田河岸問屋の江森彦三郎には三月一日に数本(数量不明)、三月九日に四本、俵瀬河岸問屋の政蔵には三月一日に一本、三月九日に四本をそれぞれ渡している(問屋の苗字も確認できる)。また、熊谷宿の善右衛門には、職自体ではなく代金を渡している。独自に手配できたのであろうか。一月七日に御用職一丸本代金三分余を渡している。このように、熊谷宿は例外

であるが、買上粉世話人は各河岸問屋に日ノ丸御用職を都合五本ずつ手配したのである。

3 天保七年の買上粉御用

河岸問屋を指定して、本稿における最大規模の買上粉御用が行われる。「表2」で当該地域での買上粉御用の全体像をみると、確認できるだろう。

それでは、天保七年に江戸町会所へ買上粉六〇〇〇俵を納入した様相を追ってみよう（長嶋家文書二五五）。利根川通の妻沼・葛和田・俵瀬河岸から積み出された買上粉は、三月二二日に江戸へ着船した。長嶋作左衛門・栗原弥惣が代官山本大膳へ報告している。粉は五二八六俵であった。二四日に御蔵へ納める予定であったが、雨天延期となった。

初納は二五日に深川大橋御蔵へ粉九九〇俵が納められた。妻沼河岸で積み込んだ伝右衛門船・直右衛門船の俵であった。立会出役は勘定組頭（大竹庄九郎）・勘定・町方与力・町方同心・代官手附（河野啓助）・代官手代（平塚平八郎）・町方御用達の七名が勤めた。翌二六日は粉一四五五俵（内、五四俵は余粉）が納められた。彦左

衛門船・彦五郎船・与五左衛門船・兵左衛門船の俵である。立会出役は昨日のメンバーに加えて代官山本大膳自ら出役しており、計八名が勤めた。

蔵入れは連日続く。二七日は粉一六一四俵が納められた。源八船・勝右衛門船・与五左衛門船・藤兵衛船・仙太郎船という五船の俵であった。立会出役は、勘定（岩佐三五大夫）・町方与力・町方同心・代官手附（斉藤晋八郎）・代官手代（平塚平八郎）・町方御用達の七名が勤めた。一日間隔が開いて、二九日には俵瀬河岸積みの粉一二八六俵が納められた。八右衛門船・長十郎船・十太郎船・八右衛門船の俵であった。この日の立会出役は不明である。

以上四日間、合計粉五二九一俵が納められた。残りの七〇九俵は荒川から積み下すとしている。四月一日には作左衛門・弥惣・大竹屋喜太郎（浅草上平右衛門町）が大膳へ納入済みの届け出を行った。作左衛門は四月二日に江戸を出立して翌三日には帰村した。

勘定目録（長嶋家文書六九六）によると、町会所へ粉六〇〇〇俵（三〇〇〇石）が納められ、その代金は三〇〇〇両であった（金一両＝粉一石）。さらに「余粉」五

〔表2〕 買上粉御用と世話人

| 買上年 | 西暦 | 納先 | 粉(俵) | 代金(両) | 買上粉世話人 | | | | | | | | 出典 | | | |
|------|------|--------|-------|-------|--------|----|------|------|-------|------|------|------|----|----|------|-----|
| | | | | | 市右衛門 | 弥惣 | 半右衛門 | 作左衛門 | 三郎右衛門 | 六左衛門 | 勘左衛門 | 休右衛門 | | 関輔 | 弥右衛門 | |
| 天保6 | 1835 | 岩鼻陣屋御蔵 | 500 | 250 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | 691 |
| 天保7 | 1836 | 町会所 | 6,000 | 3,057 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 696 |
| | | 岩鼻陣屋御蔵 | ※410 | 473 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 689 |
| 天保9 | 1838 | 岩鼻陣屋御蔵 | 550 | 361 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | 693 |
| 天保10 | 1839 | 小菅納屋 | 1,015 | 688 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 687 |
| | | 岩鼻陣屋御蔵 | 1,015 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 687 |
| | | 岩鼻陣屋御蔵 | 1,170 | 396 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 687 |
| 天保11 | 1840 | 小菅納屋 | 1,689 | 630 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | 688 | |
| 天保12 | 1841 | 小菅納屋 | 632 | 252 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | 686 | |
| 天保13 | 1842 | 小菅納屋 | 834 | 648 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 685 |
| | | 岩鼻陣屋御蔵 | 834 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | 685 | |
| | | 岩鼻陣屋御蔵 | 3,704 | 1,161 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 674 | |
| 天保14 | 1843 | 小菅・岩鼻 | 3,150 | 1,122 | | | | | | | | | | | 195 | |
| 嘉永3 | 1850 | 岩鼻陣屋御蔵 | 1,040 | 413 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 268 | |
| 嘉永7 | 1854 | 小菅納屋 | 460 | 202 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 269 | |

出典：長嶋家文書（嘉永3・7年は吉田六左衛門家文書に拠る）。

註1：代金の両未滿は切り捨て。

註2：天保7年11月の※410は穀麦。

註3：文書番号は表内を参照のこと。

七石余が代金五七両二分余で、船賃が八九両余計上されている。合計金三一四六両三分余に上った。「余粉」とは粉の欠減に備えて余分に準備した粉のことであろう。その支払いは分割で行われた。天保六年一〇月二八日に粉代金三〇〇〇両と他一〇八両三分余、同七年七月四日に残金三八両余が支払われた。吉田市右衛門が受け取り、関係村々へ割渡した。

今回の御用で「篤実之村役人共」として買上粉世話人を勤めたのは、吉田市右衛門・栗原弥惣・長嶋作左衛門・八木原三郎右衛門・吉田六左衛門・鯨井勘左衛門・鯨井久右衛門・森田関輔・清水弥右衛門の九名であった。当該地域における天保期最大規模の「困粉」御用である。

天保七年には六〇〇俵という江戸へ大量に買上粉の御用を勤めるとともに、岩鼻陣屋へも御用を行った。「御買上売麦御勘定目録」(長嶋家文書六八九)が作成されている。これは、天保七年一月に吉田市右衛門から山本大膳役所へ出された目録である。この史料によると、岩鼻陣屋困蔵へ麦(穀つきの大麥)四一〇俵(二四六石)が納められ、代金は四七三両余(金一両一五斗二

升)であった。この世話人は、市右衛門・半右衛門(弥惣の子)・作左衛門・三郎右衛門の四名であった。

天保飢饉の中でも天保七年という危機的な社会状況であったのであろう。江戸への大量の粉回送にもなつて、粉の手配は仮ならず、食糧不足に麦で対処しようとしたものと考えられる。

4 関東在々買上粉世話人の代官御目通り

天保七年に「困粉」御用を勤めた買上粉世話人らは、岩鼻陣屋で代官山本大膳に御目通りを許された。岩鼻陣屋内の粗図が記録されている(長嶋家文書三〇二一)。それによると、北側の大広間中央奥に大膳が居り、その両脇には辺見小野右衛門・平塚金蔵・河野啓助といった手代らがひかえ、大広間中央には前列に長嶋作左衛門・栗原半右衛門・吉田六左衛門・鯨井勘左衛門、後列に森田関輔・清水弥右衛門・八木原三郎右衛門・鯨井久右衛門の八名が代官等に対面していた。別格的に大広間東側の座敷には吉田市右衛門があつた。その図示の中には「右八人上下二而御内玄関を上り、於大広間山本大膳様江御目通候、右八人脇差御内玄関江置御目通り致候」と

あり、買上粉世話人の九名が代官に御目通りしたことがわかる。

このときのものであると考えられるが、同じ人物が列記された「申渡」という文書が伝存する(吉田六左衛門家文書二九一)。この文書には九名の名前の後に、「御買上粉御用一同出精いたし、撰立方俵入等申合方行届納之節、余石納込等に相成候段、全骨折相勤候」として、市右衛門・半右衛門・六左衛門・作左衛門・休右衛門が銀二枚、関輔・三郎右衛門・弥右衛門・勘左衛門が銀一枚を頂戴した。御用への出精は当然であるが、「余粉」納めなどの配慮への評価も言及されている。この文書の年号は「申七月」とあり、天保七年のことであろう。

このように、買上粉世話人の九名は、御用を請け負うことで代官への御目通りが許され、銀の褒美を頂戴したのである。ここで併わせて、買上粉世話人を勤めていた者は苗字帯刀が許されていたことを確認しておこう。

5 江戸町会所の臨時救済

天保七年三月に江戸町会所へ上納された買上粉はどうなったのであろうか。直接的な史料は管見の限り確認で

きていないため傍証となるが、考えてみよう。

江戸では天保七年七月〜九月にかけて町会所の臨時救済が行われている。「其日稼」者たち三五〇万三〇五五人へ白米六五六二石・錢一〇万九三七七貫文が与えられた。この白米六五六二石の一部が今までみてきた買上粉六〇〇俵にあたるのではないだろうか。

粉六〇〇俵は、石高にすると三〇〇〇石であり、粉三〇〇〇石を白米にして一五〇〇石にはなつたはずである。白米六五六二石の二割くらいにはなつたのではないか。このように考えると、天保七〜八年における江戸の食糧危機に対応した「困粉」運営の一端を当該地域が担っていたといつてよいのではないか。

三 天保九〜一三年の買上粉御用

1 天保九年の買上粉御用

天保八年(一八三七)の買上粉御用の記録は確認できないが、行われなかつたのであろうか。同九年から再び買上粉世話人らによって御用がなされる。引き続き「表2」をみていこう。

天保九年にも、岩鼻陣屋隠蔵への買上粉御用があった。「御買上粉御勘定目録」(長嶋家文書六九三)が作成されている。これは、天保九年一月に吉田市右衛門から山本大膳役所へ出された目録である。この史料によると、岩鼻陣屋隠蔵へ粉五五〇俵(二七五石)が納められ、代金は三六一両余(金一兩〇七斗六升)であった。この買上粉世話人は、吉田市右衛門・栗原半右衛門・長嶋作左衛門・八木原三郎右衛門・吉田六左衛門の五名であった。

2 天保一〇年の買上粉御用

翌天保一〇年は、岩鼻陣屋隠蔵と小菅納屋への買上粉御用があった。「御買上粉御勘定目録」(長嶋家文書六八七)が作成されている。これは天保一二年五月に吉田市右衛門から山本大膳役所へ出された目録である。

この史料によると、天保一〇年買上・同一一年上納の御用が確認できる。小菅納屋へ粉一〇一五俵(五一七石余)、岩鼻陣屋隠蔵へ粉一〇一五俵(五一五石余)が納められ、代金は合わせて六八八両余(金一兩〇一石五斗)であった。この買上の諸費用も勘定に計上されている。

小菅納屋への船賃は金一二兩二分余であり、妻沼河岸(四五〇俵)・葛和田河岸(五六五俵)の両河岸から出され、粉一〇〇俵につき金一兩一分宛の船賃だった。河岸問屋口銭は買上粉すべてにかかり、妻沼・葛和田両河岸の間屋へ八貫四五六文が渡された(粉一俵〇銭四文)。浜出賃は妻沼問屋蔵から河岸場まで銭六貫八文を渡された(粉一俵〇銭八文)。合計七〇三兩二分余の勘定となった。

またこれとは別に、岩鼻陣屋隠蔵へ粉一七〇俵(五四石余)が納められ、代金は三九六両余(金一兩〇一石五斗)であった。この買上の諸費用も勘定に計上されている。河岸問屋口銭は、妻沼・依瀬両河岸の間屋へ四貫八七二文を渡された(粉一俵〇銭四文)。浜出賃は、二〇〇俵が依瀬村名主方から依瀬河岸場までで銭一貫二〇〇文を渡され、五七〇俵が妻沼村名主方から妻沼河岸場までで銭四貫七四八文を渡された(粉一俵〇銭八文)。合計三九七兩三分余の勘定となった。

天保一〇年買上分の支払いのうち、一一〇一両余は同年一〇月二日に金六〇〇両、一一月二日に金六〇〇両を吉田市右衛門が受け取った。代官手代河野啓助の指

図により、過分の九八両余は天保一一年三月二四日・同一二年五月に岩鼻陣屋へ返上納された。以上の買上粉世話人は、吉田市右衛門・栗原半右衛門・長嶋作左衛門・八木原三郎右衛門の四名であった。

この年の買上粉の粉主(出穀者)が一部確認できる(長嶋家文書二九六二)。買上粉世話人の作左衛門が担当した分であろう。これによると、下増田・弥藤吾・上根・太田・飯塚・原井・上江袋村(現、すべて熊谷市)といった妻沼村周辺七カ村が計一四七八俵を出穀している。各村の名主が中心であるが、下増田村・上江袋村では名主とともに百姓も出穀しており、興味深い。中でも下増田村平左衛門(二〇〇俵)・同村善右衛門(八〇俵)、上江袋村太兵衛・彦左衛門・安五郎(各一〇〇俵)は他村の名主よりも多量に出穀している。村ごとの出穀量は村高などとは関係なく、村請などではなかったことが確認できよう。しかしながら、名主が粉主となっている村も、内実は小前百姓が小割して村として記載されている村も多いと思われる。

さらにこの年の買上粉は、のちに「余粉」代が返金されている。買上粉は「小菅納屋井岩鼻陣屋御用隠蔵納

之節、御改之上石詰納被仰付、余粉代永御下ケ相成候二付、粉世話人共立会納人共江割渡候」(長嶋家文書八八三)とあり、「余粉」代金は粉主へ出穀量に応じて代金を割り戻したことがわかる。ところが、弥藤吾村では天保一五年になって小前百姓が名主による「余粉」の押領疑惑を訴えている(長嶋家文書一九六七)。名主が代金を粉主へ割り戻さなかつたのである。この点からも小前層の買上粉御用への参加をみてとれる。

3 天保一〇一二年の買上粉御用

天保一〇一二年の両年は、ともに小菅納屋への納入であった。天保一一年の「御買上粉御勘定目録」(長嶋家文書六八八)は、天保一二年五月に吉田市右衛門から山本大膳役所へ出された目録である。

この史料によると、天保一一年買上・同一二年上納の御用が確認できる。小菅納屋へ粉一六八九俵(八八三石余)が納められ、代金は六三〇両余(金一兩〇一石四斗)であった。諸費用は船賃が金二両余(粉一〇〇俵〇銭一兩一分)であり、河岸問屋口銭が妻沼・葛和田・依瀬河岸の間屋へ七貫三六文(粉一俵〇銭四文)かか

り、浜出賃は妻沼問屋蔵から河岸場まで銭四貫四一六文（粉一俵〓銭八文）が計上された。合計金六五三兩二分余の勘定となった。

支払いは同年一月一七日に金六五〇兩、一二年五月に金三兩二分余を吉田市右衛門が受け取った。この買上粉世話人は、吉田市右衛門・栗原半右衛門・長嶋作左衛門・八木原三郎右衛門の四名であった。

翌天保一二年も小菅納屋へ納入された。「御買上粉御勘定目録」（長嶋家文書六八六）は、天保一二年一月に吉田市右衛門から山本大膳役所へ出された目録である。この史料によると、天保一二年には小菅納屋へ粉六三三俵（三二六石余）が納められ、代金は二五二兩余（金一兩〓一石二斗五升）であった。粉は下中条・俵瀬両河岸から出され、船賃・河岸問屋口銭・浜出賃などの諸費用は納付する村方で負担して役所へは計上されていない。この支払いは、同年一〇月一八日に金一四九兩、一月に金一〇三兩三分余を市右衛門が受け取った。この買上粉世話人も、前年と同様の四名であった。

4 天保一三年四月の買上粉御用

1 天保一三年一二月の買上粉御用

老中水野忠邦の天保改革にともない、天保一三年（一八四二）に代官の人事異動があった。関東代官は七名が異動となり、山本大膳も二丸留守居へ転役した。研究史としては長期間にわたって関東に在任した大代官を更迭し、勘定所を主体とした改革を実行するために中堅の代官が集められたとされている。岩鼻陣屋には、林部善太左衛門が勘定から代官に転役して配属された。

代官交替後の天保一三年一二月には、岩鼻陣屋問蔵へ買上粉が上納された。「御買上粉代金請取調帳」（長嶋家文書六七四）は、八木原三郎右衛門・鯨井休右衛門・長嶋作左衛門・栗原半右衛門の四名から岩鼻陣屋の代官林部善太左衛門へ出された文書である。これをもとにまとめたものが「表3」である。これによると、今まで買上粉御用を中心的に担ってきた吉田市右衛門の関わっていないことが確認できる。買上粉世話人を勤めてきた四名とともに三左衛門・孫兵衛・市五郎という三名が出殺している。しかもその三名は、一三六五俵という大量の粉を供出していたのである。

〔表3〕天保13年買上粉

| 世話人 | 買上粉(俵) | 買上粉(石) | 1俵入(石) | 代金 | 金1兩につき(石) |
|------------------|---------|---------|--------|----------------|-----------|
| 下奈良村 栗原半右衛門 | 205.00 | 106.60 | 0.52 | 68兩1分永 83文3分 | 1.560 |
| | 203.47 | 104.00 | 0.51 | 66兩2分永 166文6分 | 1.560 |
| | 105.02 | 52.52 | 0.50 | 33兩2分永 166文6分 | 1.560 |
| | 135.00 | 67.50 | 0.50 | 38兩 永 35文6分 | 1.770 |
| (小計) | 350.00 | 182.00 | 0.52 | 116兩2分永 166文6分 | 1.560 |
| 上江袋村 長嶋作左衛門 | 434.43 | 217.43 | 0.50 | 139兩1分永 128文2分 | 1.560 |
| | 164.12 | 83.76 | 0.51 | 53兩2分永 192文3分 | 1.560 |
| | 19.19 | 9.88 | 0.51 | 6兩1分永 83文3分 | 1.560 |
| | 24.00 | 12.72 | 0.53 | 8兩 | 1.550 |
| (小計) | 641.余 | 323.79 | | 207兩1分永 153文8分 | |
| 上川上村 八木原三郎右衛門 | 131.00 | 68.12 | 0.52 | 43兩2分永 166文6分 | 1.560 |
| | 298.38 | 152.36 | 0.51 | 97兩2分永 166文6分 | 1.560 |
| | 171.30 | 85.80 | 0.50 | 55兩 | 1.560 |
| (小計) | 600.余 | 306.28 | | 196兩1分永 83文2分 | |
| 熊谷宿 鯨井休右衛門 | 100.00 | 51.00 | 0.51 | 33兩1分永 83文3分 | 1.530 |
| 三左衛門・孫兵衛・市五郎 | 1365.00 | 682.50 | 0.50 | 401兩 永 16文9分 | 1.719 |
| (合計) | 3705.余 | 1876.19 | | 1161兩2分永 55文9分 | |

出典：長嶋家文書253・674

註：世話人の苗字は筆者が補足した。

天保一三年は小菅納屋・岩鼻陣屋問蔵の両方へ上納された。「御買上粉御勘定目録」（長嶋家文書六八五）は天保一三年四月に吉田市右衛門から山本大膳役所へ出された目録である。

この史料によると、天保一三年には小菅納屋・岩鼻陣屋問蔵へともに粉八三四俵（四三七石余）ずつ納められた。代金は合計六四八兩余（金一兩〓一石三斗五升）であった。諸費用としては、船賃が妻沼河岸（五六〇俵）・葛和田河岸（二七四俵）から小菅納屋まで金一〇兩一分余（粉一〇〇俵〓金一兩一分）、河岸問屋口銭が葛和田・妻沼・俵瀬三河岸の間屋へ一六六八俵分として銭六貫九四八文（粉一俵〓銭四文）、浜出賃が妻沼問屋蔵から河岸場まで銭五貫八三三文（粉一俵〓銭八文）、斗入賃が岩鼻陣屋問蔵への八三四俵分に金一兩余（二〇〇俵〓二五文）計上されている。この支払いは、天保一二年九月二〇日に金五〇〇兩、一〇月二五日に金二〇〇兩を市右衛門が受け取り、過分の金三八兩余を天保一三年四月に返上した。この買上粉世話人も前年の四名であった。

四 天保一三年代官交替以後の買上粉御用

搬されたのであろうか。天保一三年の御用では、河岸ごとの出荷の様相が確認できる。天保一三年一二月に買上粉世話人は、各河岸の「出俵数取調帳」(長鳴家文書八九二)という文書で岩鼻陣屋へ報告している。以下、その史料にもとづいて河岸ごとに示してみよう。

まず妻沼河岸は、五人の買上粉世話人が利用している。作左衛門は、村々から粉を買い付けて妻沼河岸から粉六三三俵余を出荷した(俵詰めは不統一で、一俵〓四斗九升〓五斗二升入)。粉は作左衛門(他二人)自身が粉一六八俵を出し、他に上江袋村太兵衛から八五俵、同村吉兵衛から三〇俵、弥藤吾村藤左衛門から五〇俵、西野村(現、熊谷市西野)亀次郎から二二〇俵、同村惣左衛門から五〇俵、江原村(現、深谷市)初太郎から一九俵(買上)を買付けた。また半右衛門は、村々から粉を買い付けて妻沼河岸から粉七九五俵を出荷した。粉は妻沼村所左衛門から二〇五俵、奈良新田(現、熊谷市奈良新田)市左衛門から五〇俵、妻沼村次右衛門から四〇俵、玉井村勘左衛門から五〇俵を買付けた。さらに稲村弥五右衛門(八木原三郎右衛門代)は、新嶋村(現、熊谷市新島)で粉を買い付けて妻沼河岸から一〇四俵を出荷し

た。粉は新嶋村伊三郎から二〇俵、同村与八から八四俵を買い付けたものであった。

次に葛和田河岸は、二人の買上米世話人が利用している。鯨井民十郎(熊谷宿久右衛門代俵)は、熊谷宿で粉を買い付けて葛和田河岸から一〇〇俵を出荷した。粉は熊谷宿新右衛門から六〇俵、同宿直右衛門から四〇俵を買い付けた。また弥五右衛門は、村々から粉を買い付けて葛和田河岸から一〇六俵を出荷した。粉は以前買上粉世話人を勤めた四方寺村吉田六左衛門から一〇〇俵、新嶋村与八から六俵を買い付けた。

続いて俵瀬河岸は、二人の買上粉世話人が利用している。半右衛門は、村々から粉を買い付けて俵瀬河岸から一〇六俵を出荷した。粉は北河原村(現、行田市北河原)源蔵から五五俵、上中条村(現、熊谷市上中条)定六から五一俵を買い付けた。また弥五右衛門は、村々から粉を買い付けて俵瀬河岸から三七七俵を出荷した。粉は以前買上粉世話人を勤めた上川上村三郎右衛門から一三俵、同村小平次から二〇俵、大塚村(現、熊谷市大塚)平五郎から六〇俵、同村平蔵から五六俵、肥塚村(現、熊谷市肥塚)清太郎から一五〇俵、同村十五郎か

ら四〇俵、平戸村(現、熊谷市平戸)卯之助から一五俵、上之村(現、熊谷市上之)十郎右衛門から六俵、同村兵右衛門から一七俵を買い付けた。

他に、酒巻河岸・下中条河岸という先の三河岸よりも利根川下流にある河岸からも出荷されている。酒巻河岸は、酒巻村(現、行田市酒巻)の河岸であり、買上米世話人半右衛門が利用している。半右衛門は北河原村の源蔵・孫兵衛から粉一〇俵ずつを買い付けて、酒巻河岸から計二〇俵を出荷した。下中条河岸は、下中条村(現、行田市下中条)の河岸であり、二人の買上米世話人が利用している。半右衛門は酒巻河岸から出荷した分と同じ北河原村源蔵から粉八〇俵を買い付けて出荷した。また、弥五右衛門は和田村(現、行田市和田)林四郎から粉二俵を買い付けて出荷した。以前代官から指定された河岸以外の河岸からも少量ではあるが、買上粉の出荷を行っていたようである。

このように、買上粉世話人が宿・村々にて買い付け、利根川河岸のある村々の問屋から岩鼻陣屋へ粉を舟運にて輸送したのである。この例をみると、いくつかの物流ルートが確認できるであろう。①奈良・玉井・上江袋・

弥藤吾・西野・新嶋村↓妻沼河岸、②熊谷宿・四方寺村↓葛和田河岸、③上川上・大塚・上之・平戸・北河原・上中条村↓俵瀬河岸、である。

2 吉田市右衛門の御用御免敷願

代官交替後の状況をみていこう。まず史料を掲げた。これは長鳴作左衛門が書き留めたものである。

〔史料3〕長鳴家文書六一七

御買上粉世話方之儀、下奈良村吉田市右衛門御免相願候二付、跡買付世話方之儀一同へ何之上申付候積、右二付而者差支有無相糺可申立旨、御沙汰も有之二付、銘々領主・地頭江も追々可及懸合候得共、一同之存意不相分候而者、自然無益之手数二も相成候二付、差支有無相尋候儀二有之候、中二ハ御迷惑筋申立候向も有之候へ共、右世話方儀ハ免而承知之通、元来非常飢窮之御備二而貧民救之ため之心上者□□入二迷惑之筋二無之、則張徳奇特之筋二付、右之意味深之心得有之、差支無之旨之受書被差越候様致候、差急候故急便二右承知いたし度此故申入候(後略)

〔表4〕天保14年買上粉

| 村 | 粉主 | 粉(俵) | 粉(石) | 代金 | |
|------|----------|-------|---------|----------|-----------|
| 上江袋村 | 長嶋作左衛門 | 200 | 100.0 | 71両 | 永428文5分 |
| 上江袋村 | 長嶋作左衛門 | 420 | 210.0 | 150両 | |
| 上江袋村 | 彦左衛門 | 20 | 10.0 | 7両 | 永142文8分 |
| 上江袋村 | 太兵衛 | 50 | 25.0 | 17両3分 | 永107文1分 |
| 下増田村 | 平左衛門 | 50 | 25.0 | 17両3分 | 永107文1分 |
| 上根村 | 長五郎 | 70 | 35.0 | 25両 | |
| 八木田村 | 三記之助 | 30 | 15.0 | 10両 | 永714文2分 |
| 上川上村 | 八木原三郎右衛門 | 206 | 103.0 | 73両2分 | 永 71文4分 |
| 上川上村 | 稲村弥五右衛門 | 60 | 30.0 | 21両1分2朱永 | 53文6分 |
| 上川上村 | 常右衛門 | 60 | 30.0 | 21両1分2朱永 | 53文6分 |
| 上之村 | 嘉右衛門 | 45 | 22.5 | 16両 | 永 71文4分 |
| 上之村 | 藤助 | 160 | 80.0 | 57両 | 2朱永 17文9分 |
| 池上村 | 又助 | 50 | 25.0 | 17両3分 | 永107文1分 |
| 和田村 | 林四郎 | 130 | 65.0 | 46両1分2朱永 | 53文6分 |
| 斉条村 | 猪太郎 | 150 | 75.0 | 53両2分 | 永 71文4分 |
| 馬見塚村 | 宗太郎 | 40 | 20.0 | 14両1分 | 永 35文7分 |
| 馬見塚村 | 久良八 | 60 | 30.0 | 21両1分2朱永 | 53文6分 |
| 馬見塚村 | 助右衛門 | 85 | 42.5 | 30両1分 | 永107文1分 |
| 南川原村 | 市郎右衛門 | 84 | 42.0 | 30両 | |
| 下川上村 | 弥七 | 20 | 10.0 | 7両 | 2朱永 17文9分 |
| 玉ノ井村 | 鯨井勘左衛門 | 300 | 150.0 | 107両 | 2朱永 17文9分 |
| 四方寺村 | 吉田六左衛門 | 300 | 150.0 | 107両 | 2朱永 17文9分 |
| 今井村 | 八右衛門 | 100 | 50.0 | 35両2分2朱永 | 89文3分 |
| 小曾根村 | 直右衛門 | 40 | 20.0 | 14両1分 | 永 35文7分 |
| 下奈良村 | 要助 | 50 | 25.0 | 17両3分 | 永107文1分 |
| 下奈良村 | 飯塚弥七郎 | 50 | 25.0 | 17両3分 | 永107文1分 |
| 下奈良村 | 三左衛門 | 80 | 40.0 | 28両2分 | 永 71文4分 |
| 下奈良村 | 勘三郎 | 10 | 5.0 | 3両2分 | 永 71文4分 |
| 下奈良村 | 治左衛門 | 20 | 10.0 | 7両 | 2朱永 17文8分 |
| 西野村 | 亀治郎 | 180 | 90.0 | 64両1分 | 永 35文1分 |
| 下奈良村 | 五郎右衛門 | 30 | 15.0 | 10両2分2朱永 | 89文2分 |
| 合計 | | 3,150 | 1,575.0 | 1122両 | 2朱 余 |

出典：長嶋家文書195

註1：苗字は筆者が補足した。

この文書は天保一四年「御買上粉御用留河野氏書状」の一部で、卯（天保一五年）八月一五日に代官林部善太左衛門の手代河野愛助・手附渡辺玄兵衛から下奈良村名主半右衛門・上江袋村名主作左衛門・四方寺村名主六左衛門・上川上村名主三郎右衛門の四名へ出されたもの写しである。これによると、まず吉田市右衛門が買上粉世話方の御役御免願いをしていることが確認できる。残念ながら管見の限り市右衛門自身による御用御免の歎願書は確認できていないが、他の文書によると、この御役御免は病気を理由にしている（吉田六左衛門家文書四八七）。三代市右衛門宗敏は天保一二年に隠居しており、この年に六二才で逝去している。四代市右衛門宗親はこの年二九才であり、市右衛門家も世代交代の渦中にあった。そのため御役御免を願ったのであろうか。

市右衛門の御役御免にあたり、手附・手代らは他の買上粉世話人へ各領主に掛け合う前に、一同の存意を確認しておきたかったのである。この世話方は「非常飢窮之御備」として貧民救済のために行うものであるとした。

このように、代官の交替と市右衛門の御役御免との因果関係は明確にし得ないが、宗敏の死が御用に与えた影

響は大きかったであろう。その後、天保改革による仕法替えて市右衛門の上納金は吉田家へ下げ戻しとなった。少なくとも弘化二年（一八四五）に五〇〇両、同四年に七〇〇両の下げ戻しがなされている¹⁹⁵⁾。

3 天保一四年の買上粉御用

天保一四年も引き続き、粉が買上げられている（長嶋家文書一九五）。「表4」にまとめた。これによると、一八カ村三〇名の粉主が御用を勤めている。最大の粉主は長嶋作左衛門で計六二〇俵を出穀している。次に、鯨井勘左衛門・吉田六左衛門が三〇〇俵ずつ、八木原三郎右衛門が二〇六俵と続く。いずれも買上粉世話人を勤めてきた者である。

この買上粉御用は、粉主が請けた後、代金が先に下付されている。粉はよく干され、入念に「古俵・古上皮」を使って大切に貯蔵された。そして来年春季に再度干した後に俵へ詰められ、代官の指図で河岸に出し、江戸・岩鼻田蔵まで運送するとした。粉は欠減の恐れがあるので、一俵〓五斗のところ正味五斗二升が詰められた。これは「申合」わせたことであつた。この御用は「仁恵貧民

御救之元備」の趣旨を承服して請けたものであるという。

以上のように行われた買上粉御用であるが、前回までの御用とはいくつかの相違点を確認できる。まず買上粉世話人が御用の取りまとめを行っていない点である。粉主の中に多くの買上粉世話人が入っているが、文書上取りまとめは行っていない。差出も粉主が全員連名しており、さらに一粉主に対して一名の証人が名を連ねている。例えば、粉主作左衛門の証人は太兵衛で、粉主太兵衛の証人は作左衛門というように粉主と証人が相互に重複していることも多いという特徴がある。また俵詰めめの石数を統一していることである。前回までは出所により俵詰めめの石数が不統一であったため、その集計も一律には行かなかつた。併わせて、一俵に五斗のところ正味五斗二升を一律に詰めることで、「余粉」の機能を公平に備えることとなった。粉主らは「申合」により統一基準を設定したのであろう。

天保期以降の買上粉御用は、少なくとも嘉永三年（一八五〇）・同七年と継続していることが確認できる（表2）。天保期と同様に小菅納屋と岩鼻陣屋囲蔵へ納められた。この御用にも吉田市右衛門は参加していない。

おわりに

以上、天保期の「囲粉」御用と買上粉世話人について検討してきた。本稿で明らかにしたことをまとめておきたい。代官山本大膳による「囲粉買上仕方」にもとづいて、天保六年（一八三五）以降に忍領の村々は大量の買上粉御用を行った。それは当該地域の「米征官場所」という代官の認識に起因していた。「囲粉」の保存方法が代官の課題だったのである。地域では吉田市右衛門を契機として御用を開始したが、実際には買上粉世話人が村々の粉を買い上げて（百姓が粉主）、利根川舟運を使って江戸町会所の小菅納屋や岩鼻陣屋囲蔵まで運搬し、物流は河岸問屋が担った。中でも天保七年に江戸町会所へ納めた六〇〇俵が最大の御用であった。その後、天保一三年には市右衛門が御用を果たせなくなる一方で、世話人らが御用を継続していったのである。

最後に、展望を含めていくつかの点を指摘しておきたい。第一に吉田市右衛門の上納金の一部は、買上粉御用を請け負った当該地域に、結果的に多額の現金収入をも

たらしたと考えるのではないか。市右衛門が当該地域での粉の買上を意図して上納金を行っていたとまではいえないが、結果的には当該地域で多くの粉が買上げられたのである。その意味で市右衛門による「囲粉」購入代金の上納は地域に貢献したのであろう。村々の粉主にとつては、細かく実証できないが、代官山本大膳の仕法に沿って粉は市場より高値で売却できるという経済的な利点があり、「囲粉」御用を勤めて貧民救済のために貢献することができたと考えられる。その村々の粉主を束ねた買上粉世話人にとつては、代官への御目通りを許され、褒美を得て「囲粉」御用によって大量の米穀を売却でき、多額の現金収入を得られ、地域への利益誘導を果たすことができたといえよう。買上粉世話人は御用の窓口役を果たしたのである。

第二に、吉田市右衛門と代官山本大膳（手附・手代を含む）との関係性である。買上粉御用にあたり、市右衛門の役割は大きかった。そこには大膳との親密性がうかがえよう。文政二年（一八二八）の備前堀用水再興に際し、大膳の手代で関東取締出役でもあった河野啓助には、対立する榛沢・幡羅郡の村々をまとめて再興に導い

たという功績が知られている。このときに、市右衛門から再興資金の一部を拠出させている²⁰。このような関係の延長線上に本御用も位置づけることができるのではないかとと思われる。代官・手附・手代―豪農の関係性を考える上で重要な事例であろう。

第三に、「囲粉」御用は代官山本大膳が上申書で指摘した、関東の中でも「米征官場所」という当該地域の特質を示している。「米征官場所」の第一を忍領としたが、その中でも御用を果たした当該地域は良質の米が生産されていたのであろう。中には「上方筋上米」にも劣らない「米征」があり、良質な穀倉地帯であったのである。そのような特質が天保七く八年における江戸の食糧危機に対して天保七年の粉六〇〇俵の買上粉御用を可能にし、江戸の食糧確保に貢献していたといえよう。また、良質な米は「更痛」が少なかった。幕府「囲粉」の運営にあつては粉の保存が大きな課題であり、保存のためには安価な粉でなく高価でも良質な粉が求められた。幕府代官の施策内容としては、その段階にあつたことも確認できた。当該地域の粉はその要望に応えたのである。

第四に、豪農連合という視点である。吉田市右衛門を

契機として開始された買上粉御用は、地域における買上粉世話人という紐帯を生み出し、機能していった。買上粉世話人は改革組合村大惣代を中心としつつも、それ以外の地域における有力者も含まれた。天保一四年前後になつて市右衛門家が御用勤めを果たせなくなつても、地域では買上粉世話人らが連帯して御用を勤めていくこととなる。代官から御用継続の可否を問う文書も確認した。このように、買上粉御用は地域での豪農連合のもとに行われていたのである。

註

- (1) 津田秀夫「寛政改革」(『岩波講座日本歴史』第一二巻近世四、一九六三年)。竹内誠「寛政改革」(『岩波講座日本歴史』第一二巻近世四、一九七六年、のちに同『寛政改革の研究』、吉川弘文館、二〇〇九年、所収)。藤田覚「近代の胎動」(同編「近代の胎動」(『日本の時代史』七)、吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (2) 川崎房五郎「七分積金」(『都史紀要』七)(一九六〇年)。吉田伸之「近世巨大都市の社会構造」(『東京大学出版会』、一九九一年)など。
- (3) 『御触書天保集』下(岩波書店、一九四一年)六〇三三。
- (4) 竹内誠「寛政改革と米方御用達の成立」(『歴史教育』九一〇、一九六一年、のちに前掲、同『寛政改革の研究』、所

収)。安藤優一郎「寛政改革の都市政策」(『校倉書房』、二〇〇〇年)。

- (5) 長嶋家文書の目録は、埼玉県立文書館編『長嶋家・松岡家文書目録』(文書館収蔵文書目録第二四集)(一九八七年)として刊行されている(本稿でも以下文書番号は同目録に拠つた)。長嶋家の当主は代々作左衛門を名乗り、少なくとも一七世紀中後期には上江袋村(現、熊谷市上江袋)旗本細井氏知行所名主となつていた。本稿で取り上げる長嶋作左衛門とは一四代政興(一七六九〜一八三九)・一五代義政(一七九〇〜一八七二)・一六代健次郎(一八一四〜一八六六)である。天保一五年(一八四四)〜文久二年(一八六二)には改革組合村(妻沼村組合)の大惣代を勤めている。
- (6) 下奈良村(植村八郎右衛門知行所分)名主。本稿で取り上げるのは三代目吉田市右衛門宗敏(一七八三〜一八四四)である。宗敏は天保一二年に隠居して慎助と名乗り、長子市三郎が四代目となつた(宗親)。宗敏は天保一五年七月に死去している(目下部朝一郎「熊谷人物事典」、国書刊行会、一九八二年)。当家に関する研究としては、竹内誠「地方農民の江戸進出」(『歴史教育』一二巻二二号、一九六四年)、玉井哲雄「江戸町人地に関する研究」(『近世風俗研究会』、一九七七年)、渡辺尚志「近世の豪農と村落共同体」(『東京大学出版会』、一九九四年)、松沢裕作「奇特之者」から官僚へ―吉田市十郎の軌跡―(『渡辺尚志編著「近代移行期の名望家と地域・国家」、名著出版、二〇〇六年)などがある。
- (7) 西沢淳男「幕領陣屋と代官支配」(岩田書院、一九九八年)。

- (8) 下奈良村(彦坂丹右衛門知行所分)名主。天保六年時には栗原半右衛門の父弥惣が改革組合村(熊谷宿北組合)の大惣代を勤めていた(天保一五年まで)。子の半右衛門も父を継いで天保一五年から大惣代となり、明治元年まで勤める(川田純之「改革組合村の内部構造の検討―武蔵国熊谷宿北組合の場合―」、『史学』第五六巻四号、一九八七年)。
- (9) 上川上村(現、熊谷市上川上)古河藩領名主。文政一〇年(一八二七)から天保一五年まで改革組合村(熊谷宿北組合)の大惣代を勤めていた(前掲、川田氏論文)。
- (10) 四方寺村(現、熊谷市四方寺)長井市右衛門知行所名主。享保一一年(一七二六)に前出した吉田市右衛門家を当家から分家した(熊谷市立図書館編「吉田六左衛門家文書目録」、二〇〇〇年)。本稿の六左衛門は一二代宗孝(一八〇六〜一八六二)で、のち天保一五年〜文久二年には改革組合村(熊谷宿北組合)の大惣代を勤める(前掲、川田氏論文)。
- (11) 玉井村(現、熊谷市玉井)幕領分百姓。のちに養蚕業で有名な鯉井勘衛を輩出する家である(前掲、目下部氏著書)。
- (12) 熊谷宿(忍藩領)名主・問屋・年寄兼帯。熊谷草分け六人衆の一家。寛永一六年(一六三九)から竹井家とともに本陣を勤めたが、享保八年に類焼し、以後本陣は勤めずに代々町役人となった(前掲、目下部氏著書)。
- (13) 久保島村(現、熊谷市久保島)大久保氏知行所名主。

- (14) 羽生町場村(現、羽生市羽生)岩槻藩領分名主。酒造業を営んでいた筈であろう。大里郡青山村(現、熊谷市青山)根岸友山の妹を嫁とした。子は幕末維新期に活躍する卯三郎である(根岸友山・武香顕彰会編「根岸友山・武香の軌跡―幕末維新から明治へ―」、さきたま出版会、二〇〇六年)。
- (15) 前掲、吉田氏著書。
- (16) 大口勇次郎「天保期の性格」(『岩波講座日本歴史』一二巻近世四、岩波書店、一九七六年)。前掲、西沢氏著書。
- (17) 江原村初太郎については、売渡証文が伝存しているが(長嶋家文書一九九五)、初二侯と記載されていて俵数が一致しない。詳細は不明である。

- (18) 上川上村名主。のちに明治期に活躍する稲村貫一郎を排出する家である(前掲、目下部氏著書)。
- (19) 中村(宏)家文書三〇(埼玉県立文書館保管)。
- (20) 堀江祐司編「備前堀」(備前堀一刊行会、一九六九年)。埼玉県教育委員会・埼玉県立文書館編「埼玉人物事典」(一九九八年)。

〔付記〕本稿の作成にあたり、史料閲覧の便をはかっていただいた埼玉県立文書館・熊谷市立熊谷図書館の方々に記して感謝を申し上げます。

くりばら けんいち 市史編さん室囑託

熊谷市史の編さんと古代専門部会の活動方針

宮 瀧 交 二

はじめに

平成二〇（二〇〇八）年度から始まった熊谷市史の編さん事業も滑走段階から離陸・滑空段階に移りつつある。私たち古代専門部会が搭乗した航空機の着陸予定時間は、資料編2（古代・中世）が平成二四（二〇一二年）度、通史編上巻（原始・古代・中世）が平成二八（二〇一六）年度である。更に平成三八（二〇二六）年度には、普及版も着陸予定である。

熊谷市史の編さん事業は、平成十九（二〇〇七）年十一月一日に熊谷市史編さん委員会が決定した「熊谷市史編さん大綱」（以下「大綱」とする）に則して進められるものであるが、そこには、本事業の目的と方針に関して以下のように定められている。

（前略）

2、市史編さんの目的

- （1）熊谷市の歴史的・文化的発展の過程を実証し、先人の営みや歴史を集大成し、未来の市民への歴史的文化遺産とする。
- （2）市民の郷土に対する関心と愛着を深め、地域連帯感やふるさと意識、さらに市民意識を高揚し、まちづくりに活かす。
- （3）市民文化の向上と熊谷市の発展に寄与する。
- （4）歴史的、文化的資料の散逸・消滅を防ぐとともに、新しい資料や史実の発掘・発見に努め、それらを体系的に整理、記録、保存し後世に伝える。
- （5）熊谷市における文化的事業として位置付け、熊谷市の歴史・文化を全国的に発信する。

3、市史編さんの基本方針

- （1）市域・県域のみならず全国的・世界的視野をもつて歴史全体の流れの中で、熊谷市の歴史を捉えること。
- （2）時代ごとに熊谷の特色を明らかにするよう配慮し、市民の立場に立ち、市民誰もが親しめる市史を編さんすること。
- （3）人権尊重の視点を大切にすること。
- （4）重要な資料を調査収集して、学問的評価が得られる内容を維持し、研究者の便に資するとともに、平易な叙述を心がけ、市民にわかりやすい市史とすること。
- （5）小・中学校の「地域を学ぶ」学習など総合学習の資料及び高校の「地域学習」の資料として役立つことができる市史であること。
- （6）資料編等については、詳細かつ網羅的であり、専門的な内容を包括する市史であること。
- （7）編さんの過程で収集した資料は、市史刊行後、市民が活用できるように保存管理し、将来に伝え残すための措置をすること。

- （8）市史編さんの過程において啓発を図りながら、広く市民の協力を求めること。
- （9）購入しやすい価格にすること。
- （10）調査・研究が終了したのから順次刊行すること。

（後略）

私たち古代専門部会は、今後、この「大綱」に則した部会活動を展開することになるが、今回、小稿では今後私たちが古代史研究の専門家として、とりわけどのような点に力点を置いて部会活動を展開し、将来的にはどのような熊谷市域の古代史像を解明・提示しようとしているのか述べていきたい。ここにその概要を掲げれば、以下の三点に集約されよう。

- ① 新出資・史料の収集と最新の学術調査・研究成果の反映

② 環境史・災害史を重視した歴史叙述

③ 日本通史の中での地域史の評価と地域民衆の描出
以下、それぞれの具体的内容を詳述するが、今後の古代専門部会の活動に向けて、忌憚のない御意見・御批判を頂戴することが出来れば幸いである。

一 新出資・史料の収集と

最新の学術調査・研究成果の反映

私たち古代専門部会が、市史編さん事業に際して先ず最初に行わなければならないのが、今回の熊谷市史にかかる古代史研究の対象となる地域（エリア）の確定作業である。近年、熊谷市、大里町、妻沼町が一つとなり、次いで江南町が合併し、埼玉県下でも有数の広域市となった現・熊谷市であるが、当該地域の古代史は、現・熊谷市域に該当する古代武蔵国の「郡」を対象に、関係資・史料を収集し調査・研究することから着手する予定である。古代の郡（大宝元「七〇一」年の大宝律令の施行以後「郡」と表記され、それ以前は「評」と表記されていた）は、一般に古墳時代にあつて各地を支配していた国造（豪族「在地首長」）層の政治・経済的支配領域をこの行政単位に編成したものであり、歴史的に形成された行政単位である。国造の多くは評の役人となり、やがては郡の役人（郡司）に就任したことも指摘されている。更にこの郡のエリアは、例えば川を郡の境界とするなど、その当時の地形的な制約をも反映しているとも考えられている。これまでの研究により、不確定

な部分もあるが、現・熊谷市域は、一般に古代武蔵国の大里郡、埼玉郡、幡羅郡、横見郡、男衾郡といったエリアに相当すると考えられており、今回の市史編さん事業に際して、古代専門部会は、基本的にはこの五郡にかかる資・史料を完全収集し、調査・研究を行うものである。ちなみに、「史料」は文字によって記された文献史料を指し、「資料」は土器や古美術品といった「史料」以外のものを指す呼称である。

前掲の「大綱」2(4)でも「新しい資料や史実の発掘・発見に努め」ることが掲げられているが、今回の事業に先立つ前回の『熊谷市史』の刊行は昭和五九（一九八四）年のことであり、今日に至るまで既に四半世紀近くの時が経過している。また、埼玉県域の古代史研究の成果を総括した一つの到達点として評価されている『新編埼玉県史 通史編1 原始・古代』の刊行も、昭和六二（一九八七）年のことであり、やはり爾来二十有余年を経過している。それ以後、今日に至るまでに、新たに世に出た古代の資・史料はかなりの数に達している。特に、考古資料であると同時に文献史料でもある木簡や墨書土器といった遺跡出土文字資料は重要であり、中でも

行田市と熊谷市の市境部分に存在する池上・小敷田遺跡（熊谷市域分が池上遺跡）から出土した公出挙（利息を伴う稲の貸し付け）関係の木簡は、今回の熊谷市史に収載する白眉の資料である（財団法人・埼玉県埋蔵文化財調査事業団『第九五集 行田市・熊谷市 小敷田遺跡』、一九九一年）。また、遠く藤原京や平城京で出土したいくつかの木簡は、実際に現・熊谷市域から貢納された物品に付けられていた荷札が、その使命を終えて廃棄された状態で姿を現したという点において重要な資料であり、この当時の人々の暮らしを具体的に知る上で貴重なものである。

加えて、先に地域の古代史を学ぶ際には、古墳時代以降歴史的に形成された「評」ひいては「郡」への視点が重要であることを指摘したが、埼玉県内においてこの「評」「郡」の役所である評家、郡家の跡が複数発見されたのは、いずれも『新編埼玉県史 通史編1 原始・古代』の刊行以後のことであった。その詳細は別稿に記したとおりであるが（宮瀧「埼玉県における郡家研究の現状と課題」『埼玉考古学会シンポジウム 坂東の古代官衙と人々の交流』、二〇〇二年）、とりわけ熊谷市史に関

わるものとして、現深谷市内における中宿遺跡（榛沢郡家跡）と幡羅遺跡（幡羅郡家跡）の発見は特筆されるものである。今回の編さん事業に際しては、こうした新出資・史料を「大綱」3(6)に「網羅的」とあるように完全に収録し、旧知の資・史料と併せて現・熊谷市域の新たな古代史像を描き出していきたい。

また、「大綱」3(4)に「学問的評価が得られる内容」、また3(6)に「専門的な内容」という言葉が盛られているが、資料編、通史編ともに、原稿執筆時点における日本古代史研究の最新の調査・研究成果に裏打ちされた内容を市民の皆様提供する責任があると自覚している。特定の学説に捕らわれず、諸説ある場合にはその総てを併記するなど、客観的な立場からの叙述を心掛けた。例えば当該地域の古代史を叙述しようとする際に避けて通ることが出来ない行田市の「さきたま古墳群」に関しては、古墳群の誕生から消滅に対する評価、稲荷山古墳出土の国宝金錯銘鉄剣に記された内容の解釈（「平獲居の臣」の理解）、そして稲荷山古墳や渡来系遺物を出土した將軍山古墳の被葬者の評価等をめぐり、様々な見解が提出され、未だに決着を見ていない。銘文

中に登場する「平獲居臣」の理解一つをとってみても、

①平獲居は、「獲加多支國」大王が天下を治めるのを補佐した畿内豪族で、平獲居本人が東国に派遣され、稻荷山古墳に葬られた。

②平獲居は畿内豪族で、杖刀人として上番した北武蔵の豪族の子弟が杖刀人の首である平獲居に仕え、功績が著しかったので平獲居から鉄剣を与えられた。

③平獲居は北武蔵の豪族で、「稻荷山古墳の」被葬者も同一人物である。

といった諸説が提出されているのが現状である(①②③は、高橋一夫『鉄剣銘一一五文字の謎に迫る』新泉社、二〇〇五年、による。ただし「」内は筆者の加筆)。

いずれにしても、このような諸課題にかかる研究史と最新の研究状況を簡潔また的確に今回の熊谷市史の資料編、通史編に反映していきたい。私たち古代専門部会は、主に文献史学の立場からの歴史研究を担当しているが、同時代の歴史に考古学の立場から迫る考古専門部会との連携は不可欠であり、特に古墳時代の通史の叙述に關しては協同で臨みたいと考えている。

なお、古代の地域史を解明するために欠かすことの出

重なる荒川の洪水を経験し、現在では「熱いぞ熊谷」のキャッチフレーズを標榜する熊谷市としては、今回の市史編さん事業に際して、まさにこのような視点に立脚した作業が不可欠である。

現・熊谷市域の古代でも、例えば筆者がかつて明らかにしたように(宮瀧「嵯峨朝」期における東国集落の再検討)『古代文化』五四―一、二〇〇二年)、平安時代の初頭である弘仁九(八一八)年七月には、『類聚国史』巻一七一に「相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等の国地震す。山崩れ、谷埋まること数里。圧死する百姓勝て数う可らず」(『類聚国史』巻一七一)との記述があり、北関東地域一体に大規模な地震が生じたとみられている。そして近年の発掘調査では、この地震に伴うとされる地割れや噴砂等の地震痕跡が各地で相次いで確認されている。現時点において埼玉県下では二二事例が確認されており、熊谷市内でも、西別府の横間栗遺跡、同・関下遺跡、別府の根絡遺跡の三遺跡から噴砂が確認されている。群馬県下で確認された同様の事例も一七遺跡に及んでいる。なお、この弘仁九年は、汎日本列島規模での早魃の年であったことも明らかにされている。異

来ない古代道路のルート復原をはじめとする諸課題に關しても、所沢市東の上遺跡における東山道武蔵道(筆者はこれを『万葉集』等に見える「人間道」と考えている)の発掘調査による検出等に代表される重要な発見が相次ぎ、やはり『新編埼玉県史 通史編1 原始・古代』の刊行後に、飛躍的に解明作業が進みつつある。今後、私たち古代専門部会は、歴史地理学の専門家の協力も仰ぎながら、この古代道路研究の最新の成果を的確に市史に反映していきたいと考えている。

二 環境史・災害史を重視した歴史叙述

このことは、熊谷市史のみならず自治体史編さんにも該当することであるが、歴史学研究は、現在そして将来の私たちの生活にすぐれて直結する学問であることを忘れてはならない。現在私たちは、人類史上未曾有の地球規模の環境問題に直面すると同時に、旧来からの自然災害にも引き続き見舞われている。そのような中、近年注目を集めているのが、環境史、そして災害史という歴史学研究の新しい視点に基づく分野である。度

常な災害時にのみ作成される「育苗簿」提出の指示が翌年に出されていることは、このことを裏付けるものとみられている(森田悌「地方行政機構についての考察」『平安時代政治史研究』吉川弘文館、一九七八年)。このような九世紀初頭における北関東地域の自然災害の存在に十二分に留意して当該地域の古代史を叙述することは、今回の市史編さん事業の大きな目玉となり得るものである。例えば、一般に、関東地方におけるこの時期の集落は平野部の沖積地を離れて丘陵地域に居住地を転じていくとされているが、その要因を考える際に、こうした大規模な地震や早魃の影響を看過することは出来ない。また、近年の自然史研究や歴史地理学の諸成果は、平安時代が現在に匹敵するような温暖な時代であったことを提示しつつある。平安時代の地球環境がこのような状況であれば、当然それに起因する海面上昇や豪雨等が発生し、荒川の氾濫といった水害の頻発も想定されるところである。今後の重要な検討課題である。

今後、古代専門部会でも、この地域を見舞った数々の自然災害や環境の変化について克明に調査・研究し、その当時の人々がこれらの自然災害・環境変化にどのよう

に向き合ったのか、具体的にはどのように被害を克服し、また時には後世の人々に向けてどのような減災対策を講じてきたのかを古代のみならず前近代を通じて明らかにしていきたい。そのような作業の中から、現在なお地震や早魘をはじめとする自然災害に翻弄されている私たちが得る教訓も決して少なくはないものと確信している。

三 日本通史の中での 地域史の評価と地域民衆の描出

「大綱」3(1)には「市域・県域のみならず全国的・世界的視野をもって歴史全体の流れの中で、熊谷市の歴史を捉えること」が謳われているが、古墳時代、奈良時代、平安時代の政治・社会の中で、この坂東地域がどのような位置に置かれていたのか、ひいては前掲の現・熊谷市域に該当する武蔵国の諸郡が具体的にどのようなように推移していったのかを、資・史料に則して客観的に叙述していきたい。このようなマクロな視野に立脚せず、従来の自治体史によく見られた所謂「お国自慢」的叙述をい

くら積み重ねても、そのようなミクロな視野に立つ作業からは当該地域の特質を客観的に把握することは出来ず、遂には歴史を歪曲する誤った歴史観を提供してしまいかねないと認識している。

そして、この熊谷市史の主人公となるのは、この地域に暮らしてきた私たち民衆に他ならない。ここで想起されるのは、かつての所謂『昭和史』論争」の教訓である。敗戦後の昭和三〇(一九五五)年、岩波新書の一冊として刊行された遠山茂樹・今井清一・藤原彰『昭和史』は、初めての本格的な昭和史として国民的大ベストセラーとなり広範な読者を得たが、一方で各界からの批判も噴出した。特に、文芸評論家の亀井勝一郎は『文藝春秋』の昭和三一(一九五六)年三月号に「現代歴史家への疑問」と題する一文を寄せて、『昭和史』には人間が描かれていない」「軍部・政治家と共産主義者・自由主義者との中間にあつて動揺した国民層の姿が見えぬ」「等を指摘し、「共感能力の欠如は、歴史家の資格を欠く」という三氏への痛烈な批判を展開した。実際、この『昭和史』には、その当時、被支配階級にあつた民衆の複雑な具体像が十分可視的に描かれているとはいえ

なかつたのである。この亀井の批判を受けた三氏は、早速『昭和史』の改稿に取り組み、昭和三十四(一九五九)年八月、『昭和史』新版」が刊行されるに至つたのである。

今回の熊谷市史の編さん事業も、「大綱」3(2)に「市民の立場に立ち、市民誰もが親しめる市史を編さんすること」とあるが、そのためには、この地域で古代をはじめとするそれぞれの時代を生き抜いてきた人々の姿を丹念に描き出す必要がある。まさに『昭和史』論争」のキーワードとなった「共感」を、市民の皆様から頂戴出来るよう心掛けたい。

近年、W・W・ファリス氏は、奈良・正倉院に伝えられた大宝二(七〇二)年の戸籍の検討から、この当時の人々の平均余命を男性が三十二・五歳、女性が二十八・七五歳と算出した(Parris, William Wayne, 1995, *Population, Disease, and Land in Early Japan, 645-900*, Harvard University Press)。このような短い人生を宿命とせざるを得なかつたこの当時の人々は、一体どのような生涯を送つたのであろうか。私たち古代専門部会の大きな課題である。

まとめにかえて

そもそも自治体史編さんに際しては、具体的に如何なる読者を想定しなければならないのであろうか。熊谷市史の場合、「大綱」2(2)には「市民の郷土に対する関心と愛着を深め、地域的連帯感やふるさと意識、さらに市民意識を高揚し、まちづくりを活かす」とあり、同3(2)にも「時代ごとに熊谷の特色を明らかにするよう配慮し、市民の立場に立ち、市民誰もが親しめる市史を編さんすること」と記されているとおり、熊谷市民がその読者として想定されている。それでは熊谷市民の老若男女の総てが熊谷市史の資料編や通史編を座右に置いて、これを冒頭から通読されるかといえば、必ずしもそのようなことではないであろう。やはり市史の読者となつていただけるのは、様々な動機で熊谷市の歴史を知りたいという気持ちで働いた方々なのではないだろうか。例えば次のような方々が、熊谷市史の読者となる「市民」として具体的に想定される。

①熊谷市に長く暮らし、兼ねてから地域の歴史に関心

をもつておられた方々。

②最近熊谷市に移り住み、この地域の歴史を知ろうと思つた方々。

③小・中・高校で社会科学や総合学習の時間に地域の歴史を児童・生徒に教える教員の方々。

このような方々がまず最初に、今回の熊谷市史を手にとつていただけるとはならないだろうか。このように考えてみると、私たち古代専門部会をはじめとする熊谷市史の執筆には大きな責任が所在することに改めて気付かされる。すなわち、それぞれの読者の方々が期待する内容が備わつた市史でなければならぬのである。それでは私たち熊谷市史の執筆者は、編さん事業が始まつたばかりの現在、どのような努力をする必要があるのだろうか。現時点では、出来るだけ早い時期に事務局のお力をお借りして、様々な機会をとらえて市民アンケートのようなものを実施し、市民の皆様が常日頃抱えている熊谷市の歴史に関する疑問を集約してみることが重要だと考えている。例えば熊谷市の広報誌を利用したり、市役所や図書館・公民館を通じてアンケート用紙を配布するなど様々な実施方法が考えられる。とりわけ、前掲①のよ

うな市民の方々から寄せられた声は最も重要な資料となるであろう。逆に、このような方々の疑問に答えられないような内容の市史では、前掲の「大綱」に記されていた目的・方針が達成されたことにはならないのではないかと危惧するところである。更に機会が得られれば、市史の原稿が揃つた時点で、様々な市民の方々に目を通していただき、難解な用語や論拠不十分な叙述箇所を御指摘いただいて、原稿に加除筆を施すことが理想的であると考えている。いずれにしても、前掲の「昭和史論争」の教訓を引用するまでもないが、市民不在の私たち原稿執筆者による独善的な市史編さん事業となつてしまつては、熊谷市の将来に禍根を残してしまうということをしつかりと自覚して本事業に臨みたいと考えている。

ところで、前掲のように地域の歴史を学ぶ動機は様々であるが、今回、熊谷市史に叙述された歴史像が観念的な所産ではなく、具体的な資・史料の丹念な検討に基づいて構築されたものであることを御理解いただければ、正しい歴史を語る上で欠かすことが出来ないこのような資・史料を大切に保存・管理し、次世代に継承していくことの重要性に対する御理解も自ずから得られていくも

のと確信している。換言すれば、今回の市史編さん事業は、市民の皆様が熊谷市の歴史にかかる文化財保護への御理解を深めていただく上でも大変重要な事業であると言えるのではないだろうか。「大綱」2(4)にも「歴史的、文化的資料の散逸・消滅を防ぐとともに、新しい資料や史実の発掘・発見に努め、それらを体系的に整理、記録、保存し後世に伝える」ことが明記されているが、今回の市史編さん事業の果たす役割はこうした文化財保護の観点からみても決して小さくはないことを指摘しておきたい。それでは、そもそも文化財保護はどうして必要なのだろうか。文化財保護法の第三条には、その意義として「将来の文化の発展の基礎をなす」ことが明記されているが、まさに今回の熊谷市史編さん事業に用いた資・史料の総てが、この「将来の文化の発展の基礎をなす」資・史料として評価されるのである。かつてイギリスの歴史家E・H・カー(E.H. Carr)は、歴史とは「現在と過去との間の尽きることを知らぬ対話なのであります」と述べたが(『歴史とは何か』岩波新書、一九六二年)、市史編さん事業とは、決して過去の地域史を解明することのみが目的ではなく、過去に学びなが

ら、読者がその地域の現在そして将来の社会・文化を見通していくための検討材料を提供することも大切なその使命である。自治体、ここでは熊谷市がそれにあたるが、その針路もまた、過去を顧みることから明らかにされていくものと確信する。私たちに課せられた責任は決して小さくはない。

最後に、今後の私たち古代専門部会、ひいては熊谷市史編さん事業への更なる御支援を切にお願いし、小稿を擲筆するものとしたい。

(みやたき こうじ 熊谷市史専門委員)

【調査報告】

弥藤吾年代の中世石仏

磯野 治 司

一 はじめに

熊谷市弥藤吾の年代地区には、中世の所産と想定される石仏が六体所在する。平成二年七月二〇日、中世専門部会による石造物調査において確認されたもので、これまででは未発見の資料であった。中世石仏が僅少な埼玉県においては、貴重な資料といえるであろう。

六体の石仏は地元で「オジゾウサマ」と呼称される地藏堂にまつられている(第1図)。堂の中央には元禄十三年(一七〇〇)に造立された延命形の地藏菩薩立像があり、中世石仏はその基部の背後に木製の地藏絵馬とともに並べられていた。中央の地藏像の蓮座には「奉納庚申供養/元禄十三年庚辰/今月吉日」、敷茄子には「施主/森七郎兵衛」(以下六名)と銘が刻まれ、庚申供養



第1図 年代地区の地藏堂

ついで報告したい。

二 光背形地藏の概要

六体の石仏は、いずれも光背形を呈する小型のもので、像容に地藏菩薩立像を陽刻する点で共通する。六体という数ではあるが、すべて合掌形であるため、六地藏としての可能性は否定されよう。

第2図1は完形品で、高さ二一・一センチ、最大幅一一・五センチ、厚さ六・〇センチの大きさである。光背の頂部は緩やかな弧状で、平面形は方形に近い。光背

のための造立であることが知られる。ちなみに、近世庚申塔の像容に青面金剛が定着するのは、延宝(一六七三—一六八一)頃のことであるから、元禄期後半の地藏庚申塔はやや新しい事例といえよう。

この地藏堂では地区の人々が毎年三月二四日、七月二四日、一月二四日と、地藏の縁日に三回のまつりを行っている。朝の六時三〇分に堂の周りに幕を張り、八時に団子作りを始め、堂の前に太鼓一つ、小太鼓二つを並べてたたくという。そして、午後一時には太鼓の後ろに地区の人々が並び、ゴシンゴン(光明真言)を二回唱えるとのことである(堀越克巳氏談)。

なお、地藏堂に所在する小型の石仏は、実は七体を数える。ただし、このうちの一体はコンクリート製で、現代の模造品と判断されたため、ここではこれを除く六体に

の厚さは三・五センチ、像の厚さは二・六センチである。像容は顔部と体部がやはり方形の三頭身で、いわゆる猪首状のプロポーションにより硬直化した印象を受ける。顔面にはとくに目・鼻・口等の彫刻はないが、納衣の袂部には斜位の二本線で衣の襞を、腹部の袈裟を横位の三本線でそれぞれ表現する。

側面は光背の背面を平坦に成形しているため、板状の形態を呈する。製作時の加工痕はこの光背の背面と両側縁に平ノミを用いた押削り痕が顕著で、他はよく磨かれて平滑をなし、一部に擦痕を認める程度である。石質は砂岩で、立方体の素材を生かした造形である。

同図2は完形品で、高さ一六・六センチ、最大幅七・二センチ、厚さ五・一センチの大きさである。光背の頂部は弧状で、基部下端もわずかに弧状を呈する。光背の厚さは三・一センチ、像の厚さは二・〇センチと肉厚である。

像容は顔部が長楕円形の面長で、四・五頭身である。体部はなで肩で、全体のプロポーションは方形に近い。顔面に目・鼻・口等の彫刻はされず、体部は合掌表現のほか納衣の袂と袈裟を表現するにとどまる。



第2図 光背形地藏の写真（1～4）

側面は光背の背面を直線的に成形しているため、やや板状で舟底形ではない。製作時の加工痕は底部に打突痕が顕著なほか、地藏の体部側面に突き彫り状の痕跡が残る程度で、全体によく磨かれて平滑をなす。石質は砂岩で、棒状の礫を素材にしていると思われる。

同図1・3は完形品で、高さ一六・一センチ、最大幅九・二センチ、厚さ五・八センチの大きさである。光背の頂部は孤状であるが、正面形は全体に方形である。光背の厚さは三・六センチ、像の厚さは二・二センチである。

像容は顔部が円形で、約三頭身である。体部はなで肩で肩幅が狭く、全体のプロポーションは柱状に近い。顔面の目・鼻・口等を線刻で表現し、体部は合掌表現のほかに納衣の袂と腹部の袈裟、さらに足を表現する。

光背の背面はやや平坦に成形されるものの、基部の横断面は蒲鉾状を呈し、側面は1・2よりもやや舟底状に近い。全体によく磨かれており、光背の側面と底部に擦痕が認められる。石材は砂岩である。

第3図・4は完形品であるが、全体に表面の剥落が目立ち、一時的に比熱した可能性がある。高さ二一・二センチ、最大幅九・八センチ、厚さ七・三センチの大きさ

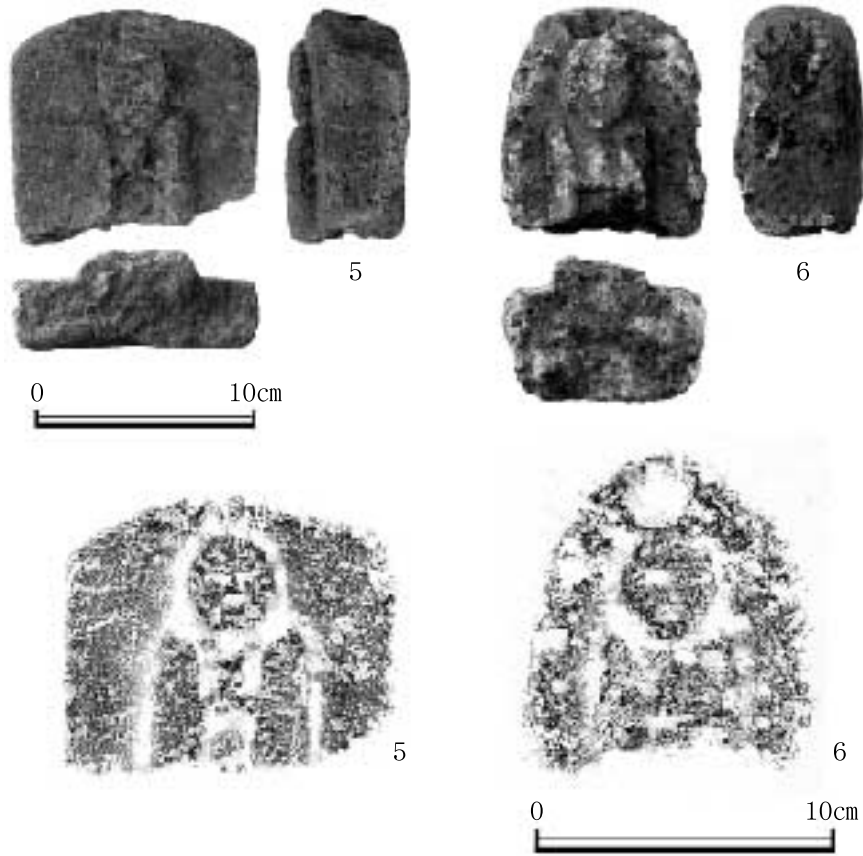
である。光背の頂部は孤状で、両側縁は浅く内湾し、総じて柱状に近い形態である。光背の厚さは五・七センチ、像の厚さは一・五センチである。

像容は顔部が円形で、約五頭身である。体部はなで肩で肩幅が狭く、全体のプロポーションは柱状に近い。顔面の眉・目・鼻・口等を線刻で表現し、体部は合掌表現のほかに納衣の袂と足を表現する。

光背の背面はやや平坦に面取りされるものの、基部の横断面は半円形を呈し、側面は厚手の舟底状である。光背の左側の一部には製作時の表面が残っており、全体によく磨かれていたと思われる。また、底部には擦痕が認められる。石材は凝灰質砂岩である。

第3図・5は胴部から下半を欠損する。残存高一〇・七センチ、幅一〇・一センチ、厚さ四・〇センチの大きさである。光背の頂部は緩やかな孤状で、両側縁は直線的に垂下する。光背の厚さは三・〇センチ、像の厚さは一・〇センチである。

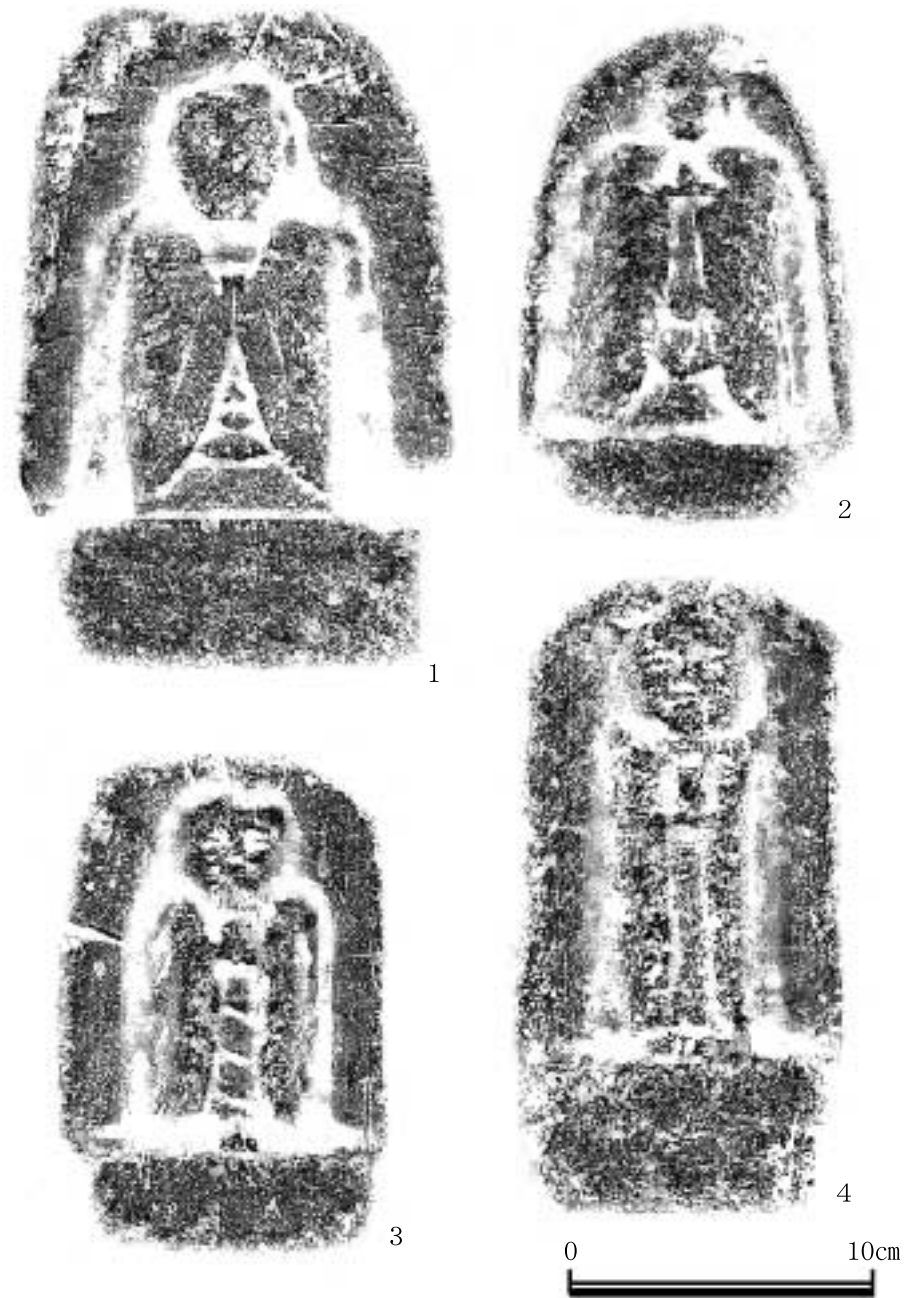
像容は顔部が円形で、体部は肩幅が狭く、全体のプロポーションは柱状に近いものと思われる。顔面の目・鼻・口等を線刻で表現し、体部は合掌表現のほかに納衣



第4図 光背形地蔵の写真・拓本（5・6）

第1表 光背形地蔵観察表

| No. | 像容 | 大きさ(高さ×幅×厚さ) | 石質 | 石質 |
|-----|--------|-------------------|-------|----------|
| 1 | 地蔵菩薩立像 | 21.1×11.5×6.0cm | 砂岩 | 光背側面にノミ痕 |
| 2 | 地蔵菩薩立像 | 16.6×7.2×5.1cm | 砂岩 | 底部に打突痕あり |
| 3 | 地蔵菩薩立像 | 16.1×9.2×5.8cm | 砂岩 | 光背側面に擦痕 |
| 4 | 地蔵菩薩立像 | 21.2×9.8×7.3cm | 凝灰質砂岩 | 表面剥落 |
| 5 | 地蔵菩薩立像 | (10.7)×10.1×4.0cm | 凝灰岩 | 下半欠損 |
| 6 | 地蔵菩薩立像 | (10.5)×9.0×6.5cm | 青色凝灰岩 | 脆弱な石材 |



第3図 光背形地蔵の拓本（1～4）

の袂を表現する。

光背の頭頂面、側面ともに平坦に面取りされ、背面がやや窪むものの側面は板状を呈する。石材は凝灰岩で、全体によく磨かれている。

第3図・6は胸部から下半を欠損する。全体に表面の剥落が目立ち、一時的に比熱した可能性がある。残存高一〇・五センチ、幅九・〇センチ、厚さ六・五センチの大きさである。光背の頂部はやや台形状を呈し、両側縁は外湾する。光背の厚さは四・七センチである。

像容は顔部が円形で、体部は肩幅が狭く、全体のプロポーションは柱状に近いものと思われる。顔面の目・口等を線刻で表現していたと思われるが剥落のため判然としない。体部は合掌表現のほかに納衣の袂を表現している。

光背の頭頂面、側面、背面ともに面取りされ、側面は板状を呈する。石材は青色凝灰岩である。

三 光背形地蔵の性格

六体の石仏はいずれも光背の正面に合掌形の地蔵菩薩を陽刻したものである。それぞれの形態や大きさから組

点も注意される。木製の施設の床に置く場合には、不具合が生じるであろう。

ここで想起されるのは、本地域に特徴的な堂形の石造物の存在である。『埼玉県中世石造遺物調査報告書』（以下『県報告書』とする）では「石堂」²⁾、『群馬県史』では「石殿」³⁾の名称で扱われ、近年、金子智一氏、水谷類氏の研究によってしだいに注目を集めてきた石造物である。⁴⁾『県報告書』では八例、『群馬県史』では一六例が紹介されており、堂身の内部が削り貫かれ、仏龕形を示す最古の事例は高崎市幸宮神社の応永十七年（一四一〇）銘の石堂である。こうした石堂は群馬県の赤城山南麓から



第5図 天龍寺石堂（本庄市）

みやセツト関係がうかがえるものはなく、本来は各々が単体で存在していたものであろう。したがって、六体は二次的に移動され、現在の堂に集積された可能性が高い。像容の表現はほぼ共通しているが、大別すれば次のように分類することができる。

一類 顔が円形で、肩幅が狭く、体部が柱状を呈するもの。この類では顔の表情を線刻表現し、3から6の四体がこれにあたる。

二類 顔部を線刻表現しないもので、ややいかり肩を呈するもの。1・2が該当するが、ともにタイプは異なっており、一類を除く類型である。

なお、六体の資料については銘文が認められず、また類例に乏しいため、その性格については疑問とすべき点が多い。地蔵信仰の所産とする理解に誤りはないであろうが、一六センチから二一センチという大きさからすれば、屋外で露天のまま礼拝の対象であったとは考えにくい。被熱により劣化した資料以外は、概して風化や摩滅をせずに遺存しており、おそらく何らかの施設に納入されていたものと思われる。また、底面は成形されているものの、すべてが丸みを帯び、自立することができない

榛名山東麓を中心に一七世紀代まで盛行するが、熊谷市域はその分布圏の南部に位置していることになろう。

『群馬県史』が掲載する文明十二年（一四八〇）銘、同十三年銘（二基）、同十六年銘の計四基には、それぞれ阿弥陀如来坐像、延命形地蔵が納入されている。また、水谷氏が紹介する本庄市（旧兒玉町）金屋天龍寺に所在の石堂には、天正十二年（一五八四）銘を有する光背形の坐像（像種不明）と無銘の地蔵菩薩像が納入されているという（第5図）。

こうした事例に照らす時、ここで紹介した六体の地蔵像は、①小型であること、②風化していないこと、③石堂の分布圏に位置することなどから、本来は石堂の納入物であった可能性が高く、およそ十五世紀末から十六世紀ごろ、もしくは近世初期の所産と想定しておきたい。

四 おわりに

以上、年代地区の地蔵堂において発見された六体の中世石仏について、資料の紹介と簡単な考察を行ってきた。現状では、石堂の納入物であった可能性を指摘する



第6図 地藏絵馬

にとどまるが、今後の調査・研究の進展によって、より明確に資料的な位置づけがなされるであろう。今回の市史編さん事業の調査においても留意しておきたい点である。

なお、地藏堂には木製の地藏絵馬が八点奉納されていた。頂部を鈍角とする縦長のスギ板に、蓮座に乗る延命形の地藏菩薩を彩色にて描いたものである(第6図)。一般の絵馬と同様に頭部の斜辺と両側を縁取るように棒状の材を貼り付けているが、両側の棒材が下部へ突き出しているのが特徴で、その形態から仏具の「幡」を意識した可能性が考えられる。当地における地藏信仰を物語る貴重な民俗資料といえよう。

さて、本報告にあたって実施した平成二十一年十一月

三十日の再調査では、総代の堀越克巳氏には有益な御教示をいただき、また市史編さん室の蛭間健悟氏には終日ご協力をいただいた。記して感謝申し上げます。

註

- (1) 当日の調査者は中世石造物担当の江原昌俊、森田安彦、筆者の三名である。
 - (2) 『埼玉県中世石造物調査報告書』一九九八 埼玉県教育委員会
 - (3) 『群馬県史資料編8 中世4金石文』一九八八 群馬県
 - (4) 金子智一「寛永年号を持つ石堂について」『群馬考古学手帳』一七 二〇〇七
- 水谷 類『廟墓ラントウと現世浄土の思想』二〇〇九 雄山閣
- 水谷氏は同書において石堂形の廟墓を「ラントウ」という墓の一形式と捉え、中・近世過渡期の墓制について多岐に論じており参考となる。ただし、納入仏の検討については今後の課題であろう。

追記

脱稿後、熊谷市善ヶ島龍泉寺において、三〇体を越す同種の石仏が確認された。本地域を特色付ける資料群として注目される。

(いその はるじ 熊谷市史協力員)

熊谷市史編さん委員会・編集会議・専門部会報告

(平成二十一年一月～二月)

I 平成二十一年度編さん委員会報告

日時 平成二十一年一〇月一日(日) 午後二時～
場所 熊谷市立商工会館 二の三会議室

【概要】

- ・委嘱状交付(任期満了にともない)
- ・教育長あいさつ
- ・委員長・副委員長の選出
- ・互選により、村田委員を委員長に、飯塚委員を副委員長に選出した。
- ・会議内容

1 編集会議・専門部会活動報告

熊谷市史編集会議の開催状況及び七つの専門部会開催状況・調査活動状況について事務局から報告をした。専門部会活動状況については、近代及び民俗専門

部会長から補足説明がされた。

2 事務局が行った基礎調査等について

古文書調査・民俗基礎調査・行政文書整理保存・中世石造物調査の状況及び熊谷市史研究創刊号を刊行したことについて事務局から説明を行った。

3 市史編さん委員会会議の公開について

「熊谷市付属機関の会議の公開に関する要綱」及び「付属機関の設置及び運営に関する指針」に基づき、熊谷市史編さん委員会の会議について、今後開催する会議から原則公開とする。また、公開に関しての事務や手続きは事務局である市史編さん室が行うことの提案説明を担当副参事から行う。

質疑としては、「非公開とする可能性があるのか」との質問が出され、市史編さん委員会は基本方針・基本計画に関する事項について審議するので、非公開にす

る内容はほとんどないとの事務局の答弁に対して、ほかに質問もなく、原案どおり決定した。

II 平成二〇年度第二回編集会議報告

日時 平成二一年三月二〇日(日)午後二時
場所 熊谷市立熊谷図書館 第二講座室

【概要】

- 1 経過報告
平成二〇年度第一回編集会議の報告を行った。
- 2 各部会進捗状況
各専門部会より、平成二〇年度下半期の進捗状況や課題点等について報告がなされた。
- 3 事務局が行う基礎調査の活動状況
事務局より、古文書調査、民俗基礎調査、行政文書の収集・選別・保存について報告を行った。
- 4 平成二一年度の計画について
事務局より、各専門部会の会議や活動回数、事務局の調査計画等について説明を行った。
- 5 市史研究について
『熊谷市史研究』について、目次案や各専門部会持ち回りで論考を執筆してもらうこと等を審議した。

(文責 蛭間 健悟)

二 熊谷市史編さん委員会の委員

市史編さん委員の任期が平成二一年七月三十一日で満了となったため、次の方々に平成二一年八月一日から二年間の委嘱を行った。

- 新井 宏 (市議会議員)
谷 幸代 (市議会議員)
小野 美代子 (文化財保護審議会委員)
飯塚 好 (知識経験を有する者)
柿沼 幹夫 (知識経験を有する者)
北村 行遠 (知識経験を有する者)
宮瀧 交二 (知識経験を有する者)
村田 安穂 (知識経験を有する者)
小池 博 (市民団体の代表者)
小林 芳雄 (市民団体の代表者)
鶴田 幸子 (公募による市民)

(文責 山本 喜久治)

III 専門部会活動報告

一 考古専門部会

考古専門部会長 柿沼 幹夫

本年度は、平成二一年五月九日の第一回専門部会における年度計画協議を受けて、六月二〇日に熊谷市立熊谷図書館で、熊谷市が生んだ考古学者、故・小澤國平氏が遺した資料・図書類の目録取りを行った。小澤氏の資料・図書類は、「小澤文庫」として市立熊谷図書館の所蔵となっている。この結果、熊谷市史に関わる資料は、中世石造物等に見るべきものがあることが明らかにになった。それ以外の時代・分野については、各専門調査員の判断により必要に応じ活用することとした。

また、同日は上円下方墳として国の史跡となっている宮塚古墳を含む広瀬古墳群の現地調査を行った。この調査の結果、宮塚古墳の上円部とされる墳丘の直径が石室を覆うには極めて小さいことが確認された。また、一帯には、葺石や後込めに使用されたと考えられる礫や、天井石に使用されたらしい切石が路端にまとめられており、多数の古墳が破壊され改変されたことが明らかであった。宮塚古墳を含む広瀬古墳群は、かつて多数の古

墳が群集する終末期の古墳群であったことが想定されたのである。

熊谷市域には、古墳時代前期から終末期まで、特徴ある古墳が現存ないしは調査されているので、その編年・性格を明らかにするために今後、測量調査や一部試掘調査の実施を検討していく必要性が確認された。

平成二一年一〇月三日には、第二回考古専門部会を大里行政センターで開催し、平成二二年年度の調査計画について検討した。併せて、旧大里文化財整理所で出土遺物の状況を確認した。会議では、妻沼低地における遺跡の形成と利根川、荒川の流路の変遷との関わりが話題となった。荒川と利根川は、縄文時代には現在の荒川低地を流れていたが、ある時点から東遷し元荒川筋に転じて新荒川扇状地を形成する。この時点を縄文時代後期頃とする説、弥生時代以降から古墳時代とする説、七世紀後半代とする説などがある。妻沼低地への遺跡の進出はいつか、弥生時代における水稲農耕集落の展開、あるいは埼玉古墳群の形成・展開、古代における生産・交通・境界等の解明について、流路の変遷が一つの鍵を握っている。今後、地質学との連携を強めていく必要性についても確認した。

二 古代専門部会

古代専門部会長 宮瀬 交二

古代専門部会は、本年度（平成二二年度）も昨年度に引き続いて、平成二四年度に予定されている『熊谷市史資料編2 古代・中世』、そして平成二八年度に予定されている『熊谷市史 通史編 上巻（原始・古代・中世）』の刊行に向けての調査・研究活動を実施した。

部会長と三名の専門調査員は、昨年度から検討を開始した『熊谷市史』（昭和五九年）、『江南町史 資料編2 古代・中世』（平成一〇年刊行）・『江南町史 通史編 上巻』（平成一六年刊行）、『大里村史（通史編）』（平成二二年刊行）、『妻沼町誌』（昭和五二年刊行）に加えて、本年度は新たに『新編埼玉県史 通史編1 原始・古代』（昭和六二年刊行）も検討対象として、各書に収められた現・熊谷市域に関する古代史・資料の確認作業、更には各書に叙述された現・熊谷市域の古代史に関する記述の確認作業を行った。

平成二一年二月二八日に本年度の第一回専門部会会議、そして本年二月四日に第二回専門部会会議を開催

三 中世専門部会

中世専門部会長 高橋 修

一、中世専門部会の開催

今年度の中世専門部会は、五月一〇日と九月二二日の二回を開催し、三月までにあと一回の開催を予定している。主に平成二四年に刊行予定の「資料編二 古代・中世」の編纂方針についての審議を行った。

凡例をほぼ確定し、各時代ごとに作成した収録史料目録の検討を進めた。活字の組み方（版面）についても、近年刊行された自治体史を参考にして、原案作成を進めている。特に熊谷市域の中世史研究にとって重要な史料については、別冊とする写真集に、凶版とともに詳細なデータを収めるため、今年度に引き続き原本調査を進める方針も確認された。

二、史料調査

中世専門部会による史料調査は、四日間にわたり、計四ヶ所について実施された。以下、史料群ごとに、その概要をまとめておく。

し、各人の作業の進捗状況の確認や、作業途中に派生した諸問題に関する意見交換を実施した。本年度は三月中にもう一度専門部会会議を開催し、現在進めている作業の充実を図る予定である。こうした作業を経て、現・熊谷市域に関する周知の古代史・資料を確実に把握した上で、平成二二年度には、これまでに刊行された関連の自治体史には収録されていない新たな現・熊谷市域に関する古代史・資料を発掘する作業に取りかかる予定である。墨書土器や刻字紡錘車といった現・熊谷市域の遺跡から出土した文字資料の集成はもとより、従来精査されていないなかった中央貴族の日記等にも武蔵国の当該地域に関する記述があるものと思われるので、その検討に着手する予定である。

なお、古代専門部会の活動方針に関しては、本誌に宮瀬が「熊谷市史の編さんと古代専門部会の活動方針」を執筆しているのので、併せて御参照いただければ幸いである。

①北爪家文書 市内新堀個人蔵

戦国時代、上野の女淵郷（群馬県前橋市）の土豪として活動した北爪氏（新八郎家）のもとに伝わる家伝文書を見ることができた。永禄六年（一五六三）に上杉謙信の家臣・長尾景長が、上野狸塚郷等三〇貫文の領地を北爪助八に安堵した感状をはじめ、五点の中世文書について調査・撮影した。

②別符家文書 静岡市西敬寺蔵

別府郷（市内西別府・東別府）の武士・別符家に伝わった文書群の調査を行った。鎌倉時代から室町時代にかけての古文書二〇点、別符氏系図および別符家銅印等について、実見・撮影した。別符氏の所領支配や軍事行動の実態を語る重要な文書群であることに加え、未表装の状態でも伝来しており、文書としての原型をうかがうことができる点でも、たいへん貴重な武家文書である。「資料編二 古代・中世」では、写真版とともに掲載することを検討している。

③島田家文書 栃木県佐野市個人蔵

長井荘（市内日向）を本貫とする武士・嶋田家に伝わった文書調査を実施し、実見の上、撮影を行った。こ

の文書群には、古河公方足利政氏・高基や羽生城主・木戸忠朝の発給文書等五点の他に、長井氏宛の文書なども含まれる。

④常光院文書 熊谷市上中条常光院蔵

鎌倉幕府の有力御家人として知られる中条氏所縁の寺・常光院に伝わる中世文書について、原本調査を実施した。残念ながら中世の中条氏に直接結びつく史料はないが、天正一八年、忍（行田市）の正伝院宛に発給された豊臣秀吉禁制等、六点的近世初頭の古文書を確認し、精査・撮影できた。

なお中世専門部会では、以上の他に、年度末には、山口県文書館に寄託されている「熊谷家文書」の原本調査などを実施する予定である。

三、石造物調査

中世専門部会には、調査報告書『中世の石造物』を刊行するため、「資料編二」編纂とは別に専門調査員・協力員の委嘱を行い、市内に所在する中世石造物の悉皆調査を進めている。

一月二五日と六月一三日には、中世石造物調査会議を

四 近世専門部会

近世専門部会長 北村 行遠

近世部会では、平成二一年の主要な活動として、平成二〇年度第三回部会・平成二二年度第一回部会を開催した。平成二二年度はあと一回の部会を予定している。以下、部会の内容について簡単ではあるが、まとめておきたい。

平成二〇年度第三回近世部会（平成二一年三月八日）

・古文書調査について

市史編さん室より史料の所在確認・調査状況の報告をうける。調査終了の文書群のうち、佐谷田田ヶ谷家文書・下奈良集福寺文書・飯塚鈴木進家文書・飯塚川田恒雄家文書の内容などについて報告がなされた。また、調査継続中の文書群には、上中条常光院文書・三ヶ尻黒田勇家文書・上之小鯛昌雄家文書などがあり、新たに借用した文書群としては、本石竹井輝彦家文書・四方寺吉田康久家文書・奈良新田三浦実家文書などがあるとして、それぞれの状態・内容などについて説明をうけた。

開き、江南地域を除く市内のすべての中世石造物を対象とすること、調査は二次に分けて行うこと等の調査方針・方法を決定した。また、市内の中世石造物の状況を確認するため、二回の市内視察を行っている。

調査は、月に一〜二回程度、中世石造物担当の委員が集まり、二〜三班に分かれて行っている。過去の調査で石造物があった地点のほか、墓地や寺社、路傍の祠といった地点で石造物の所在を確認し、調査対象の石造物があった場合には、写真撮影、カードの作成、拓本の採取等を行っている。今年は、七〜十二月に計八回、妻沼地域において調査が行われ、地域内の所在確認をほぼ終えている。多くの新出資料が見つかるとともに、昭和五四年の埼玉県調査時であった資料が、多く所在不明となっており、それが判明した。今後は、妻沼地域のカード作成や拓本採取を終了させ、新地域の調査に入る予定である。

また、六月〜七月にかけて、四回の立正大学との共同調査が行われた。立正大学文学部教授池上悟専門調査員を指導者として、立正大学の学生の手によって、日向福生寺、奈良常楽寺・長慶寺、相上共同墓地の調査を行った。

あわせてこれまで調査した文書群全体の所在情報として「熊谷市内史料所在情報」・「進捗状況」の一覧表が配付されたが、専門調査員から調査状況を把握しやすいように、「調査済み」とそれ以外の文書群が一覧できるよう、表の構成を工夫する必要があるとの指摘がなされ、その点の改善を市史編さん室にお願いした。なお、市史編さん室より史料調査・整理は、一部くまがや古文書学習・研究会や立正大学古文書研究会と共同調査をおこなっているとの報告をうけた。

また、専門調査員から点数の多い文書群の目録は、項目を設定して分類した方がよいとの意見が出されたが、市史編さん室では現在のところ時間的な関係で分類はしていないとの回答があり、今後の課題とした。

・くまがや古文書学習・研究会について

市史編さん室より熊谷市で活動している「くまがや古文書学習・研究会」について説明をうけ、同会の市史編さん事業への関わり方について検討がなされた。今後は市史編さん室から古文書の筆耕作業を依頼し、その成果をみながら引き続き部会でも検討していくこととなった。

・市内石造物調査について

すでに中世専門部会によって、市内の古代・中世を中心とした石造物の調査が開始されている。近世についても簡単な所在調査を古代・中世の調査とあわせておこなっていた。ただけるよう依頼した。

平成二二年度第一回近世部会(平成二二年一〇月一〇日)

・妻沼聖天堂の修復工事の見学

会議に先立ち、修復工事中の国重要文化財の聖天堂や貴惣門などの実地見学をおこなった。歓喜院聖天堂設計管理事務所長内海勝博氏から工事の方法などについて説明していた。見学中、聖天堂再建における江戸との関わりや聖天山と地域の関係などの話題が出た。

・古文書調査について

市史編さん室より、前回の部会報告以降の史料の所在確認・調査状況の報告をうける。藤城城一氏収集文書をはじめ一二件の文書群が調査終了であるとして、それぞれの内容について説明をうけた。また、現在調査中の史料群には、間々田稻荷神社文書をはじめ一六件ほどあり、なかでも四方寺吉田康久家・本石竹井輝彦家・上之小鮒昌雄家などは、数千点規模の文書群であるとの報告

五 近代専門部会

近代専門部会長 村田 安穂

一 第一回部会 八月二日(日)熊谷市文化センター
・協議事項

(1) 平成二二年度活動計画について
今年度の継続とする。

(2) 新聞雑誌等の調査について

現代専門部会から新聞等の記事収集について使用する資料カードの具体的な提案があった。国立国会図書館・県立浦和図書館・市立熊谷図書館各所蔵の新聞リストが配布された。近代は現代とも収集範囲が異なり、新聞以外でも、教育、文芸の異色の機関誌・雑誌も多い。いろいろ意見が出た。作業開始は次年度からとしても調査員の体制、基本計画の立案が必要であるとした。

・視察 埼玉県平和資料館(東松山市)

当館収蔵の熊谷市域の空襲(昭和二〇年八月一四日～一五日)および戦時下の市民の生活にかんする資料を館内展示及び当館収蔵庫につき館員の説明により見学した。

がなされた。今後の方針として、都道府県の博物館や文書館などの公共機関に収蔵されている古文書の調査方法について、調査対象の範囲を含め検討がなされた。

・別編『妻沼聖天山の建築』編纂への協力について

市史編さん室から平成二七年度に刊行予定の別編『妻沼聖天山の建築』について説明があり、「妻沼聖天山の建築」専門部会への協力の要請があった。検討の結果、近世部会として協力するのではなく、石山秀和・細野健太郎の二名が歴史分野における執筆協力という形で参加することとなった。

二 第二回部会 十一月一日(日)埼玉県立文書館

・協議事項

(1) 新聞雑誌等記事の調査

『新編埼玉県史』編さんの際使用した調査カードにならない裏面も使用する改良型を使用することにした。

(2) 次回は3月近代・現代両部会の合同で市内巡検(熊谷・大里・江南地区)を実施することにした。

・報告事項

市史編さん事務局から古文書調査状況(別紙・解説と目録のCD配布)の説明と市立熊谷図書館所蔵の明治三五年から昭和三十一年までの7点の地図の紹介があった。

・視察 埼玉県立文書館

当館所蔵の「埼玉県行政文書」(明治初年から昭和二二年までの1万1259点の文書)が歴史資料として重要文化財に指定されたことで特別展が開催中につき市史の近代部会にとって基本史料なので見学した。館内展示および当館収蔵庫を重田委員の説明により見学した。同時に当館所蔵で熊谷市史の編さんにかかわる史料についても説明をうけ大変有益であった。

六 現代専門部会

現代専門部会長 黒須 茂

部会発足二年次の重点目標として、組織的な資料調査着手を掲げた。現在収集されている「家別文書」中には、現代史資料は皆無の状況であり、そのため行政資料・自治体広報紙資料・新聞資料の調査が今後の資料調査の中心となる。これらの調査はいずれも膨大な時間と労力を要するが、今年度は自治体広報紙調査から始めることとした。

第一回現代史部会（平成二十一年四月二六日）

- 一、所在資料の確認と把握
- 二、当面の資料調査

既存の「家別文書目録」では、現代史資料は皆無の状況であることを確認。当面の資料調査は自治体所蔵資料・自治体広報紙・新聞資料であることを確認したが、今年度は自治体広報紙資料調査を重点とした。尚、調査と平行し、市史の章・節構成を早急に作成すべきであるとの意見も出された。

第二回現代史部会（平成二十一年六月二一日）

- 一、自治体広報紙・新聞資料調査
- 二、占領軍関係資料の調査について

当面自治体広報紙資料調査を優先し、量的にも多く、膨大な労力を要する新聞資料については、近代史部会とも相談し、予算的な措置もあるので調査は来年度以降とした。占領軍関係資料調査は、今後の課題とした。尚、会議終了後は資料の閲覧・調査時間に充てた。

第三回現代史部会（平成二十一年九月二七日）

- 一、調査カードの作成
- 二、自治体広報紙の調査
- 三、資料編章・節構成試案の作成

資料調査の結果、採録を予定した資料は全て調査カードに記入することとし、調査カードの形式等を確認した。自治体広報紙調査は、市史編さん室所蔵分から開始することになり、「章・節構成試案」は専門調査員がそれぞれ担当する分野ごとに作成することとした。今回も会議後、資料閲覧作業に時間をあてた。

七 民俗専門部会

民俗専門部会長 飯塚 好

第一回民俗専門部会

日時 平成二十一年六月一三日（土）午後一時半より

場所 熊谷図書館第二講座室

内容 平成二十一年度調査計画、口頭伝承など担当が決まっていない分野について検討。事務局が行う基礎調査についても意見交換した。

第二回民俗専門部会

日時 平成二十二年一月一七日（日）午後二時より

場所 熊谷図書館第二講座室

内容 平成二十一年度調査研究活動、担当が決まっていない分野である、交通交易、口頭伝承について検討した。

現地調査

調査地は、大麻生、川原明戸、広瀬、三ヶ尻、久保島、小島、拾六間、東別府、西別府、玉井、今井、上中条、中奈良で、年中行事を中心に、社会生活についても調査

内容に含めた。



現地調査（三ヶ尻 篠田美代氏）

寄贈・寄託文書の紹介

I 永井太田掛川家文書について

はじめに

平成二十二年(二〇〇九)一〇月二十六日、市内在住の掛川眞純氏より熊谷市に対して、歴史資料を市史編さん室の史料として寄附したい旨の申出があった。内容は、江戸期の貢租・金融・村況等に関する古文書である。一月二三日、熊谷市では、この申出の受け入れを決定し、受け入れた歴史資料は妻沼展示館の収蔵庫に保管している。以下、寄贈していただいた文書を紹介する。

一、掛川家概要

掛川眞純家(以下、掛川家と称する)は、伝承によると、古くは戦国時代駿河国今川氏の家来として活躍して、その後、永井太田の地に移住してきたと言われている。

また、掛川家の敷地には、門前から玄関を結ぶお茶道があり、こちらも静岡の名残を残したものであるとい、印象深い。尚、掛川家の本家の文書は、現在国文学研究資料館が所蔵している(「永井太田掛川善次郎家文書目録」)。ここで紹介する掛川家は、分家である。

掛川家の家系は、掛川茂一郎が、大正七年に作成した「家系」(史料は返却)に詳細が記されている。「家系」によると、初代は掛川兵右衛門(延宝二年(一六七四)正月一三日没)にはじまり、二代目掛川甚右衛門(正徳六年(一七一六)八月一三日没)、三代目は実当村蜂須山左衛門家から婿養子で来た掛川金右衛門(宝暦八年(一七五八)八月一一日没)、四代目は掛川元右衛門(安永五年(一七七六)九月二七日没)、五代目掛川甚右衛門(兵助)(享和元年(一八〇二)六月二日没)、六代目掛川甚右衛門(磯五郎)(文化十一年(一八一四)七

月六日没)、七代目掛川甚右衛門福貴(銀之丞)(天保二年(一八四二)閏正月二五日没)、八代目掛川甚右衛門金敬(馮介)(慶応元年(一八六五)閏五月四日没)、九代目掛川甚右衛門金良(介三郎)(慶応二年(一八六六)八月三一日没)、一〇代目掛川英敬(唯一郎)(大正元年(一九一三)八月一日没)、一一代目掛川茂一郎(大正二三年(一九二四)四月一四日没)、一二代目掛川英作(昭和二六年五月二三日没)、一三代目掛川甚一郎(昭和四〇年(一九六五)一月二三日没)であり、一四代目が現在の当主掛川眞純氏である。掛川家は五代目甚右衛門(兵助)より、九代目甚右衛門金良まで、甚右衛門を世襲していることがわかる。本文書群の作成時期は、各代甚右衛門期のものが大半である。

二、永井太田村の概況

掛川家のある永井太田は、江戸時代太田村とあり、幕末に永井(長井)と呼ばれ、明治二年(一八六八)永井太田村となった(「武蔵国郡村誌」)。太田村は、江戸より行程一九里で、民戸は八〇、東は飯塚村、南は市ノ坪・堀米の二村、西は下江原村、北は間々田・男沼村の

二村であった(「新編武蔵風土記稿」)。南北に一五町、東西に一六町であった。村高は、一四一二石余、うち田五二八石余、畑八八三石余(「武蔵田園簿」)。「元禄郷帳」、「天保郷帳」共に一四六三石余であった。

支配変遷は、正保期(一六四四〜一六四七)に旗本松崎善右衛門・三枝清右衛門・伊奈五左衛門の相給、伊奈氏の知行地は寛文年中(一六六一〜一六七二)に長山弥三郎が賜り、そのまま三氏の相給支配であった(「新編武蔵風土記稿」)。幕末期太田村は、三枝松太郎五〇〇石、長山祐一郎四二二石余であった(「旧高旧領取調帳」)。また、寛政元年(一七八九)から文政九年(一八二六)に作成された下奈良村吉田市右衛門家諸事纂控(吉田家文書)に「長井太田村能護寺」とあるのが、長井太田(永井太田)の呼称の古い例として紹介されている(「日本歴史地名大系一 埼玉県の名」)。本文書群では、これより古い宝暦・明和期から永井太田村と呼称されていた事例を確認した。宝暦三年(一七五三)「畑質物二入手形之事(畑合四畝一二歩・一〇年季合金一〇兩ト銭六〇〇文)」をはじめとして、数点確認できる。

三、永井太田村に関する文書群の内容

寄贈を受けた掛川家文書は、総数五六九点あり、内訳は江戸期が五二八点、明治期三点、大正期一点、年代不詳三八点である。江戸期の中でも特に宝暦・明和期の文書が多く残されており、特徴といえる。内容は、主に江戸期の貢租・金融・村況に関するものであることが確認できた。本文書群の初見は、延宝二年（一六七四）「護身法」である。以下、分類毎に解説していききたい。

貢租

貢租は、約一〇〇点ある。享保二年（一七一七）「御年貢請取申通帳」をはじめとして、元文四年（一七三九）一二月二六日「質地御年貢」等があり、名主が年貢金を受け取った際の、請取証がその大半を占める。また、飯塚川田家と関連した文書が、前記約一〇〇点の内、四五点ある。内容は主に、飯塚村名主兵左衛門が、年貢金を受け取った際の請取証である。兵左衛門差出の請取証は、寛延・宝暦・明和期のものが多い。

金融

金融は、一一四点あり、その内金子借用証文が六二点、質地証文が五二点となる。金子借用証文は、金銭を借用する際の証文であり、初見は享保二年（一七一七）「借用申金子之事（三兩ト四五〇文）」である。借用証文の作成年代は、享保期一点、元文期一点、寛保期二点、寛延期一〇点、宝暦期二点、明和期三三点、安永期二点、江戸時代推定一点である。傾向として、明和期の三三点が年代では一番多く、寛延・宝暦期と続き、いずれも江戸時代中期のものである。

質地証文は、土地を担保に金銭を借用したときの証文であり、初見は享保一六年（一七三二）一二月「年季賃手形之事（中畑八畝・金一両二分）」である。表題の多くは、「田（畑）質物二入置申手形之事」となっている。質地証文の作成年代は、享保期三点、元文期四点、寛保期二点、延享期六六、寛延期四点、宝暦期一九点、明和期七点、安永期三点、天明期一点、享和期一点、嘉永期一点、江戸時代推定一点である。傾向として、宝暦期の一九点が一番多く、幕末期まで証文は残存するものの金子借用証文と同様に江戸時代中期のものが多い。

交通

交通は、天保一四年（一八四三）「御朱印并御証文其外御用達賃伝馬二而往来候分書付写」があり、正保頃から寛政期までの道中往来や伝馬についての触書を書き付けたものの写と思われる。

四、村岡村に関する文書群の内容

本文書群の特徴のひとつに、大里郡村岡村（現、熊谷市村岡）の文書が混入していることが挙げられる。伝来の経緯は不明であるが、掛川家と村岡村が関わることとして、八代目当主掛川甚右衛門金敬のとき、金敬の後妻として大里郡村岡村の縫が、嫁いでいることが挙げられる。縫は、村岡村竹原輪三郎の娘であり、縫を通じて親戚関係となった掛川家になんらかの形で文書の一部が混入した可能性が考えられる。

村岡村の支配変遷は、江戸時代はじめ幕府領で、正保二年（一六四五）忍藩領、元禄一一年幕府領になり、明和七年川越藩領になり、天保一〇年（一八三九）幕府領に三度幕府領にもどり、嘉永元年（一八四八）にまた川越藩領になる（「新編武蔵風土記稿」）。村高は、五五九

石余、うち田四四六石余、畑一一三石余「武蔵田園簿」、
「天保郷帳」では五六二石余。村の規模は、東西一四町、南北一〇町余。高札場は一ヶ所、鎮守は神明社、寺院は天台宗宝蔵寺などがある。村の乾の方角に茶臼塚があり、村岡五郎忠道の墓と伝えられている（「新編武蔵風土記稿」）。

村岡村に関する文書群の内容は、年貢割付状・年貢皆済目録の貢租関係が中心であり、また用水に関するものもある。以下、分類毎に解説していききたい。

貢租

年貢割付状は、六点ある。年貢割付状とは、領主から村に出した文書で、その年に村が領主へ納入する年貢高を記したものである。初見は、元文元年（一七三六）一月「辰御年貢可納割付之事」である。他には、延享四年（一七四七）、明和三年（一七六六）、寛政五年（一七九三）、寛政九年（一七九七）、文政元年（一八一八）がある。一八世紀前半から一九世紀前半までの年貢割付状の一部を確認することができる。

年貢皆済目録は、一七点ある。年貢皆済目録とは、年

貢割付状で定められたその年の年貢が額面通り上納されたことを確認するための領収証である。初見は、享保一六年（一七三二）「戊御年貢米永皆済目録」であり、他には、延享期二点、寛延期二点、宝暦期四点、明和期二点、文政期四点、天保期二点がある。

貢租関係には他に、文政五年（一八二二）七月「乍恐以書付御訴訟奉申上候（年貢課米取立候出入二付）」、同年八月「乍恐以返答書奉申上候（年貢米取立候出入二付）」がある。これは、年貢を空米で取り立てた際の出入りを訴えたものと、その返答書である。

用水

用水関係では、裁許写が二点確認できる。一つめは、安永七年（一七七八）十一月「大里郡万吉堰出入御裁許写」である。この万吉堰の出入裁許は、『大里村史 通史編』（四一六〜四二〇頁）の「寛延から安永期の堰維持・管理慣行」の項に紹介されている。裁許を概略すると、享保期以降万吉堰の諸問題は、普請をめぐり堰の維持・管理の中心である堰元八ヶ村（平塚新田・万吉村・村岡村・上恩田村・手島村・小泉村・屈戸村・津田新

田）と中郷四ヶ村（中曾根村・吉所敷村・沼黒村・高本村）、向谷村他六ヶ村（津田村・相上村・玉作村・箕輪村・甲山村・小八ツ林村）、横見郡二四ヶ村との間での地域対立を基軸として展開している。主な論点は、大破・小破等、堰の破損の程度とそれに応じた諸色・人足負担と賦課基準（本高・半高）等が挙げられる。

安永七年の裁許以前にも、寛延元年（一七四八）、安永三年（一七七四）五月の代官への訴え、安永四年（一七七五）人足差出拒否等、絶えず問題を抱えていた。これに対して堰元村々は、最終的に中郷四ヶ村・向谷村他六ヶ村・横見郡二四ヶ村を相手取り、「用水堰普請仕来相破候出入」を起こした。安永七年十一月に裁許が出され、万吉堰の普請慣行は確立する。

裁許を詳しく見ていくと、堰元八ヶ村の目論見控帳では、必要な人足が二千人以上でも横見郡を半高（小破）としている点を探り上げており、寛延元年に二千人以上は大破と主張しているのと「不同二候」と批判をした。向谷村他六ヶ村については、取替証文に大破は半高割とあり、小破は一切助け合いはなしとあるのだから、小破の際の助合人足半高割との主張は成り立たないと堰元の

要求をしりぞけた。また中郷・横見郡の小破の際は人足だけで、諸色は差し出さないと主張は、享保期の裁許と従来からの負担実績からしりぞけられた。その上で問題となった大破・小破の基準を明確にした裁許が下された。横見郡は大破の場合、本高（人足諸色）、小破の場合は半高。中郷は、大破・小破共に本高。向谷村他六ヶ村は、大破・小破共に高割（人足）で、堰元と平等に人足助け合いとした。こうして万吉堰普請組合を構成する堰元八ヶ村・中郷四ヶ村・横見郡二四ヶ村・向谷村他六ヶ村の四地域での人足・諸色についての負担規定が最終的に決定した。他の規定は「其外之儀者先御裁許之趣相守可申」とあり、享保期のものがいきている。

もう一点の裁許写は、天保一三年（一八四二）七月一日、「差上申一札之事（荒川通用水組合村々騒立候一件再応吟味被仰渡二付）」である。これは、天保八年（一八三七）に起こった荒川四堰組合水論一件の裁許写である。

荒川四堰水論一件の史料は、『新編埼玉県史資料編13 近世4・治水』（五〇九〜五四〇頁）に経緯が掲載されている。また内容は、同通史編に掲載されている。以下、概略すると荒川左岸の大里郡河原戸村側に上流か

ら奈良堰（下奈良村他九村）・玉井堰・大麻生堰・成田堰、右岸の男衾郡本田村（大里郡川本町）側に御正堰・吉見堰があり、五km余の間に六堰が並列してそれぞれ用水を取り入れており、用水の管理は忍藩がおこなっていた。しかし、上流と下流の取水口の条件差によって、雨の少ない早年（かん）には紛争が度々起き、そうした中で天保八年の漏水によって、荒川左岸の奈良堰・玉井堰・大麻生堰・成田堰の四堰組合村々の百姓達によって引き起こされた騒動である。

裁許内容は、『新編埼玉県史通史編4 近世2』（六二二頁）に掲載されている。天保八年には、忍藩では藩の立場もあり再発も予想されたので、勘定奉行所に吟味方を上申した。吟味は長期にわたり天保一三年七月一日に勘定奉行戸川播磨守安清によって裁許が下った。条文は、五項にわたっている。内容は、玉井堰玉井村百姓半重郎・鉄五郎が玉井堰締め切り不法切り開きで、過料錢五貫文づつの処罰をうけた。大麻生堰久保島村百姓新蔵・伊勢松は、大麻生堰締め切り不法切り開きで、過料錢五貫文づつの処罰。成田堰では、熊谷宿百姓彦惣・弥市、箱田村百姓清兵衛が頭取堰口へ押し出し、過料錢五

貫文づつの処罰。さらに成田堰組合の熊谷宿・箱田村・肥塚村・上之・平戸村の堰口へ押し出さない惣百姓は、堰口へ押し出すものを制止しなかつたことにより、急度お叱り、名主・組頭は堰口へ駆け付け百姓どもを制止したとはいえ始末不埒につき、お叱りであった。奈良堰では、三ヶ尻村百姓八百蔵・小次郎・清左衛門、新堀村百姓半右衛門、上奈良村百姓亀吉・平吉、中奈良村組頭藤兵衛が、頭取堰口へ押し出して、過料錢三貫文づつの処罰。奈良堰組合一〇ヶ村の外、河原明戸村・瀬山村・拾六間村の惣百姓は、堰口へ押し出し、村に残ったものは押し出す者を制止しなかつたとして、急度お叱り。名主・組頭は、惣百姓制止の不行き届きにつき始末不埒でお叱りの処罰となった。いずれも過料・急度お叱り等で、入牢・手鎖のような重い処罰ではなかつた。また、当時過料錢は、通常三貫文く五貫文であり、三日の内に納めることが知られている。本文書もこの例にもれない。

奥書部には、右の一件について、天保八年（一八三七）荒川通玉井堰九ヶ村組合の用元を勤めていた埼玉郡上中条村名主仁右衛門と、大里郡代村名主磯五郎が書き留めたことが記される。

以上、簡略ながら掛川家文書の説明をおこなった。本文書群を紐解くことで、江戸時代における永井太田村・村岡村の実態解明の手助けとなりえる。個々の文書分析に関しては、今後の課題としたい。

(文責 水品 洋介)

Ⅱ 弁財大嶋清和家文書について

はじめに

平成二〇年（二〇〇八）一月二四日、市内在住の大嶋清和氏より所蔵の古文書を寄託したい旨の申請がなされた。翌年一月五日、市史編さん室ではこの申請を受け入れ、古文書を妻沼展示館に保管した。以下、本稿では市史編さん室にて行った調査結果をもとに大嶋清和家文書の内容について若干の紹介をしていきたい。

大嶋家文書の伝来した熊谷市弁財は、江戸時代は武蔵国幡羅郡弁財村で、明治九年（一八七六）に埼玉県幡羅郡弁財村、同二二年に秦村の大字となった。昭和三〇年（一九五五）からは妻沼町の大字になり、平成一七年の合併以降、現行の熊谷市弁財へと推移した。

江戸時代の村高は、「武蔵田園簿」（正保期）では一〇一石余（すべて畑）で、「元禄郷帳」・「天保郷帳」ともに一二〇石余であった。支配は、はじめ幕領であったが、寛文三年（一六六三）館林藩領、天和元年（一六八一）古河藩領と各藩領の時期をへて、貞享四年（一六八七）には再度幕領となった。その後、文政七年（一八二

四）に御三卿清水領、天保元年（一八三〇）に忍藩領と推移して幕末をむかえた（「新編武蔵風土記稿」）。

本文書群は全六六八点の文書からなり、江戸時代後期・明治期以降のものも多いが、最古の史料は慶長一五年（一六一〇）「弁才之村戊御年貢可納御割付之事」（本書口絵参照）であり、近世前期の文書も含んだ大変貴重な史料群である。以下、文書の内容からいくつかの項目を立てて紹介していきたい。

一 支配

まず御用留が多数伝存する。抜けている年代もあるが、天保七年から明治五年までで一三冊確認できる。通常の御用留以外にも、天保一三年「日光山御参詣向御用留」という天保期の徳川将軍日光社参における御用を記録したものや、文久四年（一八六四）「御用廻状判取り帳」という村への廻状を書き留めたものがある。いずれも忍藩領の時期のものであるう。

鷹場関係史料も散見される。鷹場とは將軍や大名が鷹狩を目的として特定した場所である。天保六年「差上申一札之事」は鷹場内における鳥殺生人等についての請書

であり、天保一一年「御鷹場改書上」は捉飼御用等についての請書である。嘉永四く六年（一八五一〜五三）「覚」は捉飼人足徴収に関する史料であり、ほかに嘉永七年「御鷹場請書」がある。

次に、文政期に編成された改革組合村において、弁財村は妻沼村奇場組合（二七カ村）に属したが、その組合村に關係した史料がある。天保四年「差上申御請証文之事」や天保一五年「質屋古着屋古鉄買御趣意被仰渡御請書」などの質屋・古着屋・古鉄買・紙屑買渡世についての請書がある。また組合入用について「御改革組合割合帳」が、嘉永元年から同五年の三冊伝存する。天保一四年「組合一統議定書之事」は、天保改革の一環で博奕・諸勝負・似寄り芝居・湯屋・髪結床・居酒屋などを禁止した組合議定である。

五人組關係では、天保一一年から慶応三年（一八六七）にかけて「五人組改帳」が伝存し、弁財村内の五人組の組織状況をうかがうことができる。

御用金關係では、領主の江戸屋敷類焼などによる御用金上納に関する史料が多い。天保一四年「差上申一札之事」は、異国船に対する海防政策の一環で忍藩が房総備

場を担当したために村々へ課せられた御用金の請書である。他の史料で確認すると、この時に弁財村では金三兩を上納したようである。

二 土地

検地帳が伝存する。まず、貞享元年「武蔵国幡羅郡弁才村畑検地水帳」がある。これを文政一二年と天保一二年に写したものがあつた。新田については、明和八年（一七七二）「武蔵国幡羅郡弁才村新田検地水帳」が作成されている。検地の行われた貞享期は古河藩領であり、新田検地の行われた明和期は幕領であつた。

村内百姓の持高については、天保一四年「高反別控帳」で確認できる。また、後述する宗門人別改帳にも持高の記載されているものが散見される。

質地証文も多数確認できる。寛保元年（一七四一）から慶応二年にわたり、一二通が伝存する。土地を担保にした高額の借用事例は、文政九年に弁財村百姓代の庄右衛門が領知方役所（御三卿清水領）から二七兩を借用したものがあつた。

近代文書では、地券や地所売買証文等が多数確認できる。

三 貢租

まず、年貢割付状が多数確認できる。前述の通り、本文書群において最古の文書は、慶長一五年「弁才之村戌御年貢可納御割付之事」である。この史料は、江戸幕府が開かれて間もなくの時期のものである。さらに、元和三年（一六一七）「巳之年弁才村御年貢可納御割付之事」、万治二年（一六五九）「年貢割付状」があり、大麥貴重な近世前期の史料である。それ以降は、天保七年から嘉永四年にかけて年貢割付状が五点伝存する。

年貢皆済目録は、天保六年から慶応三年の六点が確認できる。また、天保七年「乍恐以書付ヲ奉願上候」は、秋成年貢の日延を歎願した文書である。さらに、年貢取立帳は名主が作成した村内における年貢の徴収を記録したものである。天保八年「丁酉秋成御年貢取立帳」から嘉永二年「酉夏成御年貢取立帳」の一八冊が確認できる。

近代文書では、明治五年から同九年にかけて租税關係の帳簿が伝存する。

四 村政

村役人關係では、寛保期の組頭役選出關係史料があ

る。寛保三年「乍恐書付以申上候」、同年「乍恐書付を以申上候」、同年「乍恐書付を以申上候」がまとまりをもっている。この一件は、弁財村組頭役を金右衛門・市左衛門が病身を理由に退役の申し出をしたことに端を発する。組頭役の後任をめぐって、領主・名主・百姓代・惣百姓の間で紆余曲折する。入札等を経ても決まらず、最終的には名主与兵衛による惣百姓吟味願いにまで至るが、結果的にどのように決着したか史料上は不明である。

また、天保二年「乍恐以書付ヲ奉願上候」では、名主・組頭・惣百姓が百姓重郎兵衛の俸市右衛門を組頭とするように歎願している。弁財村の組頭選出方法は時代的相違があり、本文書群から組頭役の任命をめぐる近世中期・後期の二つの事例を確認することができる。

名主給については、年欠・下書きであるが「乍恐以書付奉願上候」があり、文面から栄左衛門が名主の退役近くに歎願しようとしたものと思われる。それによると、

①栄左衛門は名主給として永一貫文と一町歩の役引を領主より認められていたが、定使の費用なども捻出しており、名主役に難渋していること、②大嶋家で名主役を勤める場合、上畑四反歩を領主から下賜されてきたが、栄

左衛門の曾祖父の代に退役後、それを取り上げられたこと、③その後名主役を「永勤」した者はなく、村方は納まりが悪く当惑していること、④上中下畑一町歩の役給を下賜していただけは、栄左衛門が名主を退役した後も名主役が「永勤相続」するであろうこと、が記されている。実際に領主に歎願したかは不明であるが、栄左衛門が考えていたこととしても興味深い。また、大嶋家が栄左衛門の曾祖父以前から名主役であったこともうかがうことができる史料である。

弁財村名主については、寛保三年に与兵衛、明和元年に久右衛門、文政二年に藤右衛門、天保二年に銭二郎が史料上確認できる。与兵衛は大嶋家と思われるが、史料からは大嶋家との関係は明確にならない。名主としての大嶋栄左衛門は、天保十一年から慶応三年まで文書上確認できる。その後、大嶋家としては戸長大嶋権左衛門が明治九年から同一〇年にみえ、戸長大嶋弥久が明治十六年に確認でき、大嶋家が弁財村の名主・戸長を度々勤めてきたことがわかる。

五 村況

がある。弁財村今助の家・古道具・穀物等を売却し、金一〇両一分余をつくり、栄左衛門への四両余をはじめ各人へ支払いを行っていることがわかる帳簿である。支払い先は、年貢なども含み、弁財村の内外に及ぶ。また、伝次郎相続一件についての嘉永元年「差上申書之事」がある。弁財村伝次郎の組合定二郎一人の了見で、伝次郎の持ち畑を浪人源兵衛へ任せだが、年貢・諸夫銭等の上納を行わずに役所へ出訴された。それに対して、村方の友右衛門が詫を入れた文書である。幕末期における村と浪人の関係についての一端を示す事例であり、興味深い史料である。

六 戸口

近世後期の宗門改帳が比較的まとまって伝存する。村役人から領主役人へ出された「改帳」と、寺院から領主役人へ出された「請合帳」がある。「改帳」は天保一二年から慶応二年に至る一、二点、「請合帳」は天保一四年から文久三年に至る六点が伝存する。これらにより、弁財村の人員構成などがわかるであろう。

また関連史料として、嘉永三年「宗門人別改紙筆墨割

まず村境争論について、享保二〇年（一七三五）「弁才村・葛和田村境沼地境論所二付一札」がある。下書き（または控え）で表題・差出はないが、宛名は伊奈半左衛門役人中とある。弁財村と葛和田村（現、熊谷市葛和田）境にある沼地の境界が論所出入となり、扱人の善ヶ島村（現、熊谷市善ヶ島）組頭七郎右衛門らのもと、双方和談となった。結果①沼幅を調べて、葛和田村三分・弁財村七分の所持として境木を立てること、②絵図面を仕立て双方の村方で所持すること、③境杭を紛失した際などには、双方立会いの上で見直し、境を「不分明」とはしないこと、などが確認された。「（弁財沼図）」は、この関係で作成された絵図面の可能性がある。弁財沼については大嶋清和氏のお話によると、村には弁財沼という大きな沼があったが、太平洋戦争以前に埋め立てしまい、共有地となったとのことである。

出入関係では、天保一三年「差上申拝見証文之事」がある。四方寺村（現、熊谷市四方寺）次助から弁財村定次郎への売掛出入である。出入りの内容は具体的には不明であるが、江戸の奉行所まで出訴に及んでいる。

相続関係では、まず天保一四年「今助相続方取調帳」

合帳」があり、宗門人別改帳の作成に使う紙・筆・墨代を百姓が軒割で負担していることがわかる。また人別改帳の合間には、天保一二年から嘉永四年にかけて「御改後出生并相果候者書上帳」が伝存しており、丁寧な村の人別掌握をうかがうことができる。また、弘化三年（一八四六）と嘉永五年には、「当村人数御改帳」が作成されている。

大嶋家の関連では、栄左衛門卒の和市が上川上村（現、熊谷市上川上）名主の弥五右衛門娘かめに入婿した際の史料が伝存する。天保一〇年の「一札」・「寺替証文之事」である。上川上村名主の弥五右衛門家とは、後の明治期に七名社の一員となる稲村貫一郎を輩出した稲村家であった。言うまでもなく貫一郎の妻が荻野吟子である（後に離婚）。吟子の母は大嶋家の出身であるとも言われ（残念ながら当該文書では確認が取れなかった）、大嶋家と稲村家とは親戚関係であったのである。その意味において、和市入婿関係文書は注目すべき重要な文書であろう。

七 水利

嘉永四年「葛和田村地内大野分堤自普請助人足勤方控

帳」がある。これは、利根川堤自普請の人足帳である。葛和田村大野への越石分については反別割で負担し、村方手伝分は高割で負担していたことが確認できる。ここで興味深いのは「大野」という土地の存在である。この葛和田村内の「大野」は、字ではなく近世村落でもなかったが、「分」としてある一定のまとまりをなしていた。明治一六年には葛和田村から分村して一村となつてゐることを地名辞典などから知ることができる。協道にそれだが、利根川に近い弁財村という地理的な環境に比して、本文書群においては、水利関係文書が少ないと考えられる。

八 諸産業・交通

諸産業では、明治期の葉桑売渡証文が多数伝存する。

大島家は村内の葉桑や大麦を買い取り、取りまとめて村外に売却していた傾向があつたように思われる。

助郷関係には、明和元年「乍恐書付を以奉願上」がある。これは、明和元年に弁財村名主・組頭・惣百姓が代官手代に出した熊谷宿伝馬加助郷免除の歎願書の写しである。その理由として、①弁財村は利根川・福川の川端

に位置し、村内には道幸堀という川が流れ、格別の窪地であり、出水しやすいこと、②忍藩の囲大堤・利根川除御普請所へも組合諸式人足を負担していること、③大水の節は年貢引きや諸拝借で継続してきた村であること、を挙げている。免除が許可されたかは、史料上不明である。

九 金融

金銭出納関係では、天保一五年「大福帳」が伝存する。これは村内外への金銭貸与の記録である。月日・村名・借用人名・貸与金額が列記され、「年貢立替」・「眼病二付」・「入湯二行」などの貸与理由が明記されているものもある。

近代では、金円借用証が多数伝存する。中でも、大正三年（一九一四）「金円借用之証」は大島弥久が俵瀬の萩野大市から金三〇〇円を借用した証書である。しかしながら、全般的に大島家は借用人ではなく、債主となつている証書が多い。

一〇 寺院

薬王寺関係では、天保一〇年「薬王寺諸向控帳」がある。これは、弁財村薬王寺の経営に関する金銭出入帳である。栄左衛門が世話人を勤めていたと思われる。また薬王寺については、嘉永三年「無任請合手形之事」があり、嘉永三年当時、薬王寺は無住で善ヶ嶋村の龍泉寺が請け合つてゐたことを確認できる。

歎喜院関係では、嘉永三年「貴惣門月並勸進」という帳簿が伝存する。貴惣門建築の際の勸進帳であろう。

一一 家

分家相続に関する史料がある。安政三年（一八五六）「由来書之事」、同年「一札之事」である。名主栄左衛門の七代前に当たる権左衛門（名主）には、長男与兵衛と次男所左衛門がいた。所左衛門は、元禄期に与兵衛の持高のうち葛和田村の越石一〇〇石余を分けてもらい大野に分家した。所左衛門家は、さらにその伴伝兵衛の代に分家する。所左衛門伴の伝兵衛には、長男伝兵衛と次男直右衛門の二子があつた。次男直右衛門は、父伝兵衛の持高のうちから二五石余を与えられて分家した。その後、直右衛門の兄伝兵衛（伝兵衛の長男伝兵衛）が安政二

年に死去して、その相続が問題となる。伝兵衛には子がいなかった。そのため伝兵衛は生前から品五郎を養子として迎えたが、折が合わず関係を解消していた。伝兵衛の死後、その品五郎が相続を主張して出訴する。伝兵衛は直右衛門の次男政吉に相続をお願いしていたが、名主栄左衛門は領主にその判断を委ねた。結果は史料上不明であるが、この文書から度重なる分割相続の様相がわかる。家事相続について、天保三年「請取物覚」が伝存する。これは、天保三年に庄右衛門から栄左衛門への相続の際に作成された文書である。総計で金一四五両余が譲り渡された。内訳は、米穀（米・白米・糯米・大麦・小麦・大豆・小豆・挽割・蕎麦など）の代金や穀質金などからなる。

家の金銭に関する帳簿は、安政二年「家内賄方金銀出入帳」、文久三年「万附込控帳」・慶応二年「万日記覚（一）（虫損）」が伝存している。いずれも金銭出納帳である。

また、文書の作成が大嶋隠居所となつてゐる帳簿が散見される。万延二年（一八六一）「諸用附込覚帳」、文久三年「賄方出入万覚帳」はともに、金銭出納帳である。栄

左衛門は慶応期まで名主として文書上確認できるが、先代の庄右衛門は嘉永三年四月に死去とあることから、万延・文久期の隠居は榮右衛門ではないかと思われる。

さらに「諸用向手控」という横帳がある。これは榮左衛門が組合村の構成等の様々な内容を控えた帳面であるが、その中に「名付子供覚」という記録が含まれている。これは榮左衛門が名付けた子供の名前リストである。その範囲は、弁財村内だけでなく周辺村々の子供にも及ぶ。榮左衛門の人間的な一面をうかがうことのできる史料であろう。

以上、大島家について述べてきたが、最後に家系(歴代当主)について整理すると下記のようなだろう。

：権左衛門(名主) — 与兵衛 — □ — □ (名主) — □ — □ — 庄右衛門(百姓代) — 榮左衛門(名主) — 権左衛門(名主) — 弥久(大里郡会議長) — 浩平 — 弥太郎 — 清和…

一二 旅

道中記が三点ある。まず文政一〇年「湯殿山立山道中

記」は、弁財村の大嶋常七郎が信越・東北方面へ旅したときの記録である。常七郎と中奈良村の重蔵・勝蔵・勘次郎・市五郎・榮吉・勇吉という一行であった。文政一〇年閏六月一〇日に立山し、七月二十七日に帰宅したという四七日間の旅であった。伊香保↓妙義山↓浅間山↓小諸↓上田↓善光寺↓高田↓糸井川↓村上↓羽黒月山↓湯殿山↓山寺↓石巻↓郡山↓日光の旅程であった。

「道中袖日記」は、天保一一年に大嶋榮左衛門が西国を旅したときの記録で詳細である。榮左衛門と葛和田村の舞原千代松・江利川貞吉・大嶋鉄三郎の一行は、村を天保一一年一月に立山し四月に帰村した。伊勢山田↓高野山↓大坂↓京都↓丸亀↓宮島↓出雲大社↓姫路↓善光寺の行程で旅している。年欠であり関連史料が断言はできないが、榮左衛門の伊勢参宮立の歎願史料である「乍恐以書付奉申上候」がある。

また嘉永二年「長崎順り道中記」は、熊谷宿の亀屋伊兵衛より借用して榮左衛門が写したものであり、榮左衛門が実際に旅したものではない。

おわりに

最後となったが、これらの古文書は大嶋清和氏が中学生のときに茶箱を購入されて収蔵したことで保存がはかられてきたものである。大嶋氏のご尽力なくしては本文書群の伝存はなかったであろう。大嶋氏への感謝とともに、今後当該地域の歴史をみる上で欠くことのできない本文書群を後世に伝えていかなければならない責務を感じている。

(文責 栗原 健一)

市史編さん室 事務局活動報告

(平成二十一年一月～二月)

I 古文書等調査報告

一 古文書等調査の概況

市史編さん室では、各専門部会活動の資料とするため、市内にある古文書等の史料について、目録作成・写真撮影等の基礎的な調査を行っている。

平成二十一年一月から二月の間に、一五件の文書群(総点数七二二点)について調査を終えた(一部を除き、次項にそれぞれの文書群についての解説を付した)。これで、平成一九年度より四九件(総点数一三〇〇点超)の調査を終えたことになる。なお、平成二十一年二月末日段階で、三四件(総点数三二〇〇点超)の史料群を借用しており、現在、調査を進めている。ほかに、熊谷市で所蔵している一七件(総点数二五〇〇点超)についても、随時、調査を行っていく予定である。

二 調査終了文書群の紹介

藤城城一氏収集文書 三点

近世・近代文書。藤城氏が収集した文書である。文久三年(一八六三)五月から慶応元年(一八六五)七月「立庵日録」、明治三年(一八七〇)八月から明治五年(一八七二)四月「淡如堂日知録」があり、これらは石原村の医者志村立庵(淡如堂)が作成した記録である。他に嘉永五年(一八五二)、四方寺村吉田六左衛門への「御触鑑札」がある。

久下岩崎達雄家文書 二点

近代文書。明治一〇年(一八七七)「久下村・新川村村誌略」と、明治一〇年代「(新川村地番図写)」であり、新川村に関する数少ない貴重な記録である。特に

「村誌略」は、明治一〇年に村況を取り調べて埼玉県に提出した際の控である。

上須戸西光院文書 一点

近世絵図。寛政三年(一七九一)「(西光院境内除地絵図)」。作成は絵図師惣兵衛・小兵衛で、西光院栄和が改めている。絵図には慶長一四年(一六〇九)の検地にもとづいた除地・百姓地等が図示され、各反別も記載されている。また境内地の建築物は、宝暦二年(一七五二)に棟上された客殿・庫裏をはじめ、詳細に図解されており、特徴的である。

三ヶ尻黒田勇家文書 二二九〇点

近世・近代文書。黒田家は近世に三ヶ尻村の組頭を勤めた。近世は、貢租・金融、近代は、消防団関係文書・地図・書籍が中心である。初見は刊本で、正徳六年(一七二六)「大戴礼記」。古文書の初見は、享保四年(一七二九)二月一日「亥之年田畑御年貢皆済也」。

堀越元雄氏収集文書 九三点

伊勢町大嶋晴隆家文書 六点

近世・近代文書。武蔵国比企郡岡郷(現、東松山市)、同国埼玉郡持田村・佐間村・谷郷(現、行田市)に関係した文書であり、土地・証文関係が中心である。初見は元禄一二年(一六九九)三月「持田組佐間組谷郷組村高帳」。

上中条常光院文書 二八六五点

中世・近世・近代文書・書籍。朱印状・什物・貸附金・末寺・上中条村関係の文書が中心である。初見は

永祿三年（一五六〇）「堯尊法親王令旨」であり、天正一八年（一五九〇）「禁制（豊臣秀吉禁制）」、文祿三年（一五九四）「小笠原替地吉次証文」等、中世から近世初期の史料がある。近代は、明治前期の布告・諸用留、寺明細帳等が中心である。なお、常光院には一六二八点の書籍が伝存する。仏書等が多い。

石原大塚安夫家文書 八点

近代文書。種痘関係の文書が中心である。初見は大正一〇年（一九二二）「第一期種痘済証」。他には近代の大塚確太郎履歴入りの手帳と、熊谷桜堤の写真がある。

肥塚大西寛家文書 六点

近世文書。大西家は下野国那須郡黒羽田町（現、栃木県大田原市）で魚問屋を営んでいた。史料は卷子に仕立てている。魚問屋に関する申渡しを中心である。初見は嘉永四年（一八五二）「申渡覚（肴売問屋之儀為褒美父子上下着用御免申付二付）」。

小泉田所常行家文書 七七四点

近世・近代文書。田所家は近世に小泉村の名主や掟飼場の野廻り役を勤めた。年貢割付状・皆済目録をはじめとする貢租・村況関係が中心である。初見は寛永一四年（一六三七）「上吉見之内小泉村丑御成ヶ割付之事」。

最後に、古文書の調査をさせていただいた所蔵者の皆様に厚くお礼申し上げます。

（文責 一 蛭間健悟 二 栗原健一・水品洋介）

Ⅱ 民俗基礎調査報告

一 民俗基礎調査の実施

「住生活・交通・交易」について、熊谷地域を対象に、平成二十一年一月二五日、熊谷市立熊谷図書館において、調査員に委嘱状を交付、説明会を開催し調査を開始した。調査員は三〇人で、調査期間は平成二十二年二月二六日までであった。

①住生活

戦後の経済成長とともに、住宅の造りや宅地の利用方法も大きく変化してきた。かつては、商家の多い町場と農村部では大きな特徴の違いが見られた。しかし、生活様式の変化に伴い、昭和三〇年代頃から建替え・改築が盛んに行われ、木造建築のほかに、鉄筋を用いたコンクリート、モルタル造りが増え、地域に違いのない家が増えてきた。住生活では、このような変化が見られる前の屋敷構えや家の構造・間取り、また住まい方、建築儀礼等を対象とした。

②交通・交易

古くからの街道や鉄道・バス・人力車等の交通機関、運搬用具、また、舟運・河岸場・渡船場等の河川交通や、通信等を対象とした交通と、市（イチ）や店商い、行商等の交易を調査の対象とした。

二 調査報告書の刊行

民俗編第六集『生産・生業（熊谷地域編）』

第一章 調査の経緯と質問事項

第二章 総論（調査結果の概要と分析）

第三章 調査票

調査員 四三人

調査件数 一〇一件

A4版 四九五ページ

平成二十一年十月一日発行

一部千二百円で有償頒布

（文責 山本 喜久治）

Ⅲ 市史編さん業務日誌

【平成二〇年度】

- 1・5 弁財大嶋清和家文書寄託受入
- 1・14 くまがや古文書学習・研究会文書調査
埼玉県地域史料保存活用連絡協議会
(以下「埼玉協」) 専門研究委員会
- 1・21 (以下「埼玉協」) 専門研究委員会
- 1・25 中世石造物調査事前打ち合わせ(市立熊谷図書館)
- 1・25 第三回近代専門部会(市立熊谷図書館)
- 1・28 くまがや古文書学習・研究会文書調査
四方寺吉田康久家文書調査
- 1・29 上根・上根神社お焚き上げ調査
- 2・3 奈良新田三浦実家文書調査・借用
- 2・4 くまがや古文書学習・研究会文書調査
- 2・4 埼玉協専門研究委員会
- 2・5 立正大学古文書研究会との共同調査
(飯塚誠一郎家文書・10日)
- 2・12 中世石造物調査(下田町遺跡出土品ほか・埼玉県埋蔵文化財センター)
- 2・18 くまがや古文書学習・研究会文書調査
立正大学古文書研究会との共同調査
(飯塚誠一郎家文書・24日)
- 2・20 立正大学古文書研究会との共同調査
(飯塚誠一郎家文書・24日)
- 2・27 西別府祭祀遺跡遺物調査(宮瀬委員・江南文化財センター)
- 2・28 中世石造物調査(市立熊谷図書館)
- 3・2 埼玉県文書調査員会議(県立文書館)
- 3・4 くまがや古文書学習・研究会文書調査
立正大学古文書研究会との共同調査
(飯塚誠一郎家文書・10日)
- 3・6 第三回近世専門部会・熊谷北部地域視察
- 3・8 四方寺吉田康久家文書調査
- 3・8 第三回近代専門部会(市立熊谷図書館)
- 3・12 古代専門部会調査(宮瀬委員、亀谷委員、名古屋市真福寺文庫・奈良文化財研究所13日)
- 3・13 間々田稲荷神社・椎橋家・青木家文書調査・借用
- 3・17 埼玉協専門研究委員会(県立文書館)
- 3・18 くまがや古文書学習・研究会文書調査
古代・中世専門部会合同会議(市立熊谷図書館)
- 3・20 第二回編集会議(市立熊谷図書館)
- 3・20 『熊谷市史研究』創刊号刊行
- 3・31 久保島松岡蔵家文書調査
- 4・1 久保島松岡蔵家文書調査
- 4・6 久保島松岡蔵家文書調査
- 4・9 上中条常光院文書調査
- 4・15 新堀新田根岸勇家文書借用
- 4・16 上中条常光院文書調査
- 4・22 飯塚鈴木進家文書返却
新川視察
- 4・23 上中条常光院文書調査
- 4・23 埼玉協理事會
- 4・26 第一回現代専門部会(妻沼中央公民館)
- 4・28 下奈良集福寺文書調査報告
- 4・30 上中条常光院文書調査
- 5・1 立正大学古文書研究会との共同調査
(飯塚誠一郎家文書・7日)
- 5・4 中世石造物調査事前打ち合わせ(嵐山史跡の博物館)
- 5・9 第一回考古専門部会(妻沼中央公民館)
- 5・10 第一回中世専門部会(市立熊谷図書館)
- 5・11 旧大里町役場行政文書移管
- 5・13 久下岩崎達雄家(新川村関係文書)文書調査
- 5・14 保存期限満了行政文書の収集(15・

【平成二一年度】

- 5・20 川原明戸飯田恒文家文書調査・借用
- 5・20 川原明戸明道寺文書調査
- 5・21 上中条常光院文書調査
- 5・22 川原明戸中嶋忠一郎家文書借用
- 5・24 中世石造物調査市内視察
- 5・28 上中条常光院文書調査
- 6・2 埼玉県板石塔婆・中世石造物調査
カード借用(嵐山史跡の博物館)
- 6・4 上中条常光院文書調査
- 6・10 久保島松岡蔵家文書返却・借用
- 6・11 上中条常光院文書調査
- 6・13 第一回民俗専門部会(市立熊谷図書館)
- 6・13 中世石造物調査市内視察及び会議
(中央公民館)
- 6・14 立正大学との共同調査(中世石造物・日向福生寺)
- 6・18 上中条常光院文書調査
- 6・20 小沢国平文庫調査及び広瀬古墳群視察(考古専門部会)
- 6・21 立正大学との共同調査(中世石造物・中奈良常案寺)
- 6・21 第二回現代専門部会(妻沼中央公民館)
- 6・24 熊谷寺資料・文書調査(村田監修者・高橋委員)
- 6・25 上中条常光院文書調査
- 6・28 立正大学との共同調査(中世石造物・中奈良常案寺、相上共同墓地)
- 6・30 県立文書館より資料保存箱搬入
- 7・1 上中条常光院漢籍・聖教返却
- 7・2 久保島松岡蔵家文書借用
- 7・2 上中条常光院文書調査
- 7・2 下増田新井三郎氏所蔵写真調査
- 7・9 上中条常光院文書調査
- 7・12 中世石造物調査(妻沼瑞林寺、玉洞院)
- 7・14 立正大学との共同調査(中世石造物・中奈良長慶寺、相上共同墓地)
- 7・15 間々田椎橋築作家文書借用
- 7・17 川原明戸明道寺文書借用
- 7・17 埼玉協実務研修会(県立文書館)
- 7・20 中世石造物調査(妻沼・弥藤吾地区)
- 7・21 上須戸西光院文書調査
- 7・23 本町根岸一家文書借用
- 8・2 第一回近代専門部会(市立熊谷図書館・視察(埼玉県平和資料館))
- 8・3 板石塔婆・中世石造物地図借用(嵐山史跡の博物館)
- 8・5 熊原南北正家文書調査
- 8・5 間々田椎橋築作家文書調査
- 8・6 立正大学古文書研究会との共同調査
(飯塚誠一郎家文書・10日)
- 8・20 行田市視察(行田市立郷土博物館)
- 8・21 立正大学古文書研究会との共同調査
(飯塚誠一郎家文書・25日)
- 8・30 妻沼展示館収蔵庫燻蒸(9月1日)
- 9・2 妻沼聖天山史料借用
- 9・4 立正大学古文書研究会との共同調査
(飯塚誠一郎家文書・8日)
- 9・8 下奈良飯塚誠一郎家文書調査
- 9・10 三ヶ尻黒田勇家文書調査
- 9・12 中世石造物調査(妻沼・弥藤吾地区)
- 9・15 妻沼聖天山の建築縮打合わせ(歓喜院)
- 9・16 妻沼堀越元雄氏収集文書返却
- 9・22 第二回中世専門部会(熊谷図書館)・新堀北爪正家文書調査
- 9・25 静岡市西敬寺別符文書調査(高橋委員、齋藤委員、田中委員、26日)
- 9・27 第三回現代専門部会(妻沼中央公民館)

| | | | | | | |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------|-------|------------------------------------|-------|--|
| 9・27 | 熊谷市史研究 第2号 | 中世石造物調査(妻沼・弥藤吾地区) | 11・10 | 伊勢町大嶋晴隆家文書調査(来館) | 12・10 | 石原大塚安夫家文書返却 |
| 10・1 | 編さん委員会(商工会館) | 民俗編調査報告書「生産・生業(熊谷地域編)」刊行 | 11・11 | 筑波柳澤辰夫家文書調査 | 12・10 | 肥塚大西寛家文書返却 |
| 10・1 | 民俗編調査報告書「生産・生業(熊谷地域編)」刊行 | 谷地域編」刊行 | 11・12 | 群馬県館林市視察(館林市史編さんセンター) | 12・10 | くまがや古文書学習・研究会と打合せ(市立熊谷図書館) |
| 10・2 | 宮町林家吾家文書調査 | 永井太田掛川眞純家文書寄附受入 | 11・13 | 永井太田掛川眞純家文書寄附受入 | 12・19 | 嶋田家文書調査(佐野市郷土博物館、上中条常光院文書調査(高橋委員、齋藤委員、鎌倉委員)) |
| 10・3 | 第二回考古専門部会(大里行政センター)・調査(旧大里文化財整理所) | 借用 | 11・16 | 永井太田萩原忍家文書調査(来館)・借用 | 12・25 | 別符氏館跡、西別府祭祀、西方遺跡遺物調査(江南文化財センター、浅野委員、齋藤委員) |
| 10・5 | 高柳高橋泰巳家文書借用 | 四方寺吉田康久家文書調査報告 | 11・17 | 四方寺吉田康久家文書調査報告 | 12・25 | 中世石造物調査(妻沼・弥藤吾地区) |
| 10・5 | 宮町林家吾家文書調査 | 八木田葉師堂調査 | 11・18 | 八木田葉師堂調査 | 12・26 | 中世石造物調査(妻沼・弥藤吾地区) |
| 10・7 | 永井太田掛川眞純家文書返却・借用 | 妻沼聖天山の建築編打合せ | 11・18 | 妻沼聖天山の建築編打合せ | 12・26 | 中世石造物調査(妻沼・弥藤吾地区) |
| 10・10 | 第一回近世専門部会(妻沼聖天山)・妻沼聖天堂見学 | 筑波柳澤辰夫家文書借用 | 11・19 | 筑波柳澤辰夫家文書借用 | 12・28 | 第一回古代専門部会(市役所) |
| 10・11 | 中世石造物調査(妻沼・弥藤吾地区) | 民俗基礎調査(住生活・交通・交易)調査員委嘱式及び説明会(熊谷地域) | 11・25 | 民俗基礎調査(住生活・交通・交易)調査員委嘱式及び説明会(熊谷地域) | 12・29 | 中世石造物調査(妻沼・弥藤吾地区) |
| 10・14 | 新堀中村定弘家文書返却・借用 | 調査員委嘱式及び説明会(熊谷地域) | 11・26 | 調査員委嘱式及び説明会(熊谷地域) | | |
| 10・15 | 小泉田所常久家文書返却 | 芳賀町総合情報館 | 11・26 | 芳賀町総合情報館 | | |
| 10・25 | 中世石造物調査(妻沼・弥藤吾地区) | 中世石造物調査(妻沼・弥藤吾地区) | 11・29 | 中世石造物調査(妻沼・弥藤吾地区) | | |
| 10・26 | 永井太田掛川眞純家文書寄附申出 | 弥藤吾年代地蔵堂石仏調査(磯野委員) | 11・30 | 弥藤吾年代地蔵堂石仏調査(磯野委員) | | |
| 11・1 | 第二回近代専門部会・視察(県立文書館) | 本石竹井輝彦家文書調査報告 | 12・2 | 本石竹井輝彦家文書調査報告 | | |
| 11・5 | 埼玉協理理事会・研修会(戸田市立郷土博物館) | 永井太田掛川眞純家文書調査報告 | 12・3 | 永井太田掛川眞純家文書調査報告 | | |
| 11・6 | 熊谷市佛教会長へ調査協力依頼・上 | 道ヶ谷戸宝珠院如来堂板碑借用 | 12・4 | 道ヶ谷戸宝珠院如来堂板碑借用 | | |
| | | 上中条常光院文書調査報告 | 12・7 | 上中条常光院文書調査報告 | | |
| | | 八木田観音寺・葉師堂調査 | 12・9 | 八木田観音寺・葉師堂調査 | | |

IV 事務局紹介

熊谷市教育委員会

教育長

野原 晃

教育次長

大山 整治

社会教育課長

柴崎 久

(平成二〇年度)

関口 和佳

(平成二一年度)

斉木 千春

市史編さん室

根岸 敏彦

市史編さん担当副参事

山本 喜久治

主幹兼室長

蛭間 健悟

主任

栗原 健一

嘱託

水品 洋介

臨時職員

井口 雄次

井出 英美子

高井 直美

廣瀬 典雅

松葉 弘美

三俣 美加

望月 潤一

山口 麻緒

巻頭写真(静岡市西敬寺別符文書)の解説

田中大喜

別符文書は、熊谷市域のみならず、関東の中世史を研究する上で、貴重な史料群となっている。ここでは、その中に含まれる、二通の足利持氏(四代目鎌倉公方)の御判御教書(鎌倉公方が発給した直状)を紹介する。

上写真は、別符尾張太郎(幸忠)に宛てた、応永三十一年(一四二四)四月二十七日付けのものである。内容は、玉井駿河入道父子が久下付近に潜伏している噂があるため、足利持氏が別符幸忠にその追討を命じたものとなっている。『鎌倉大草紙』を見ると、応永二十三年(一四一六)末に起きた上杉禪秀の乱の際、禪秀に与した武士の中に「玉井」の名が確認できる。すると、この文書に記された「玉井駿河入道」とは、禪秀の与党として乱に加わり、最後まで禪秀方として戦った人物であるため、持氏の追討を受ける立場に立たされたと考えられ

る。乱の終結から七年経っても、持氏は禪秀に与した武士に対する追討を執拗に続けていたのである。一方、ここで追討する立場に立ったのが、玉井駿河入道とは同族にあたる別符幸忠だった。しかし、実は別符氏も、乱の当初は禪秀の与党だった。すなわち、『鎌倉大草紙』には、「玉井」と並んで「別符」の名も禪秀に与した武士の中に見えるのである。ところが別符氏は、禪秀の追討を命じる將軍足利義持の御教書が出され、それを受けた駿河国守護の今川範政が参陣を呼びかける廻状を「関東の諸家中」へ送った(『鎌倉大草紙』)のを機に、禪秀方から持氏方へ寝返った。この御判御教書における玉井氏と別符氏の立場の相違は、乱の際の両者の去就の相違を表しているのである。

下写真は、別符尾張守(幸忠)に宛てた、正長二年(一四二九)十二月八日付けのものである。内容は、幸忠が木戸持季と相博(交換)した武蔵国幡羅郡別符郷安枝名内の荒野と田地に対し、持氏がその知行を安堵したの点で注目される。すなわち、一つ目は年号である。この文書は正長二年を使用しているが、京都ではこの年の

九月五日に改元し、永享元年としていた。つまり、持氏は京都の改元を無視したのであり、これは幕府に対する不服従の姿勢の表明といえる。二つ目は花押型である。正長二年時の持氏が用いていた花押型は、応永三十三年(一四二六)に上写真の花押型から改めたものである。

持氏が新たに使用したこの花押型は、曾祖父基氏以来の伝統的な「公方の花押型」といわれるものに似ている。この持氏の改判の意図は不明だが、応永三十三年はその二年前の鎌倉府と幕府の和睦成立を受けて、両者の関係が表面上は良好だった時期にあたることから、持氏の義持への恭順の意を表したものとも考えられる。しかし、この文書が発給された正長二年時は、改元の無視に示されているように、鎌倉府と幕府の関係は破綻しようとしていた。この事実を踏まえると、持氏の「公方の花押型」の使用は、逆に持氏の公方としての自立性を主張しているように思われる。そして三つ目は、文書の大きさと料紙である。下写真の文書は、同じ持氏の御判御教書であるものの、上写真のものとは大きさ・料紙が異なっている。すなわち、次頁に示した法量を見てわかるように、下写真の御判御教書のサイズは、上写真のものより

一回り大きい。そして料紙も、上写真の御判御教書は楮紙であるのに対し、下写真のものはおそらく檀紙と思われる。このように大きさ・料紙の点で、下写真の御判御教書は上写真より尊大な印象を受ける。これは、幕府への対抗心をむき出しにしていた当時の持氏の立場を考え合わせると、大変興味深い事実といえる。

別符文書に伝わる、二通の足利持氏御判御教書を紹介した。それぞれ、禪秀の乱後の持氏の対応姿勢、そして正長二年時の持氏の政治的志向性を物語る史料と位置づけられる。このように別符文書は、関東の中世史、なかでも鎌倉府を研究する上で必須の史料群の位置を占めているのである。

上写真

足利持氏御判御教書

玉井駿河入道父子事、隠居ニ
 久下邊ニ之由、所レ有ニ其聞ニ也、於ニ
 討進ニ者、可レ有ニ抽賞ニ之状
 如レ件、
 (一四二四)
 應永卅一年四月廿七日
 (足利持氏)
 (花押)
 別符尾張太郎殿
 (幸忠)

【法量・料紙】
 縦三二・五×横四七・二センチメートル
 楮紙

下写真

足利持氏御判御教書

武蔵国波羅郡別符郷安
 枝名内^方号^{友成}荒野拾捌町田
 地事、任ニ木戸左近大夫将監持季
 去應永卅二年十二月廿三日并去月
 十三日相博状之旨ニ、知行不レ可レ有ニ
 相違ニ之状如レ件
 (一四二五)
 正長二年十二月八日
 (足利持氏)
 (花押)
 別符尾張守殿
 (幸忠)

【法量・料紙】
 縦三六・〇×横五六・一センチメートル
 楮紙(檀紙力)

(たなか ひろき 熊谷市史専門調査員)

市史編さん室からのお願い 古い文書や写真をお持ちではありませんか？

現在、市史編さん室では、熊谷市に関する古い文書や
 写真を所有する方のご協力をいただき、調査を行って
 います。

以下の古い文書や写真を所有している方は、熊谷市史
 編さん室まで御連絡ください。訪問して、実地調査をさ
 せていただきます。

調査の対象

- 一 文書 太平洋戦争以前のもの。
- 二 写真 戦後まもなくまでの熊谷の行事や風景を撮影
 したもの。

調査させていただいた古文書や写真については汚れ等
 を落とし、長期保存が可能な封筒や箱に詰めしてお返し
 します。また、古文書については、目録を作成して贈呈
 いたします。

市史の編さんには、市民の皆さんの御協力が不可欠で
 す。なにとぞ、宜しくお願い申し上げます。



写真にあるような封筒と箱に詰め替えてお返しいたします。
 資料の長期保存が可能になります。

熊谷市史刊行物のご案内

市史編さん室では、新熊谷市史の編さんに伴い、下記の刊行物を販売しております。

新熊谷市史の本のほかにも、旧熊谷市・旧大里町・旧妻沼町・旧江南町で刊行した歴史の本も購入することができます。

熊谷市史研究

市史の調査研究から得られた成果や史・資料の紹介、編集委員の論考などを掲載しました。熊谷市史研究は、毎年1冊ずつ刊行する予定です。

| | 書名 | 内容 | 価格 | 大きさ発刊年 |
|---|-----|-----------------------------------|------|--------------|
| 1 | 創刊号 | 飯塚好「文書に見る民俗」 黒須茂「中条堤の機能について」ほか | 500円 | A5判 平成21年 |

民俗編調査報告書

多くの市民調査員のご協力により、民俗に関する膨大かつ詳細なデータを集めることができました。1件1件の詳細なデータと概論を掲載しています。熊谷・妻沼各地の伝統や風習を細かく知ることができます。

| | 書名 | 内容 | 価格 | 大きさ発刊年 |
|---|-------------------------|-----------------------------|---------|-----------------|
| 1 | 年中行事 (旧熊谷市編・旧妻沼町編) | 年中行事について、概論と各家・地域の詳細な調査票を掲載 | 売り切れ | A4判 平成16,17年 |
| 2 | 食生活 (旧熊谷市編・旧妻沼町編) | 食生活について、概論と各家の詳細な調査票を掲載 | 各1,000円 | A4判 平成17,18年 |
| 3 | 衣生活 (旧熊谷市編) | 衣生活について、概論と各家の詳細な調査票を掲載 | 売り切れ | A4判 平成18年 |
| 4 | 人の一生 (旧熊谷市編・旧妻沼町編) | 出生・結婚・葬送等について、概論と各家の調査票を掲載 | 各1,000円 | A4判 平成19,20年 |
| 5 | 民間信仰・口頭伝承 (熊谷地域編・妻沼地域編) | 信仰や昔話等について、概論と各家・地域の調査票を掲載 | 各900円 | A4判 平成20年 |
| 6 | 生産・生業 (熊谷地域編) | 農業・商い等について、概論と各家・地域の調査票を掲載 | 1,200円 | A4判 平成21年 |

市史研究・民俗編調査報告書の販売場所

熊谷市役所6階社会教育課、熊谷市立熊谷図書館 (3階美術郷土資料展示室)・大里図書館・妻沼図書館・江南図書館、市史編さん室 (妻沼展示館内)

販売中の旧熊谷市・旧大里町・旧妻沼町・旧江南町の刊行物

販売中のもののみご案内いたします。

旧熊谷市史刊行物

| | | | | |
|---|-------------|--------------------------|--------|--------------|
| 1 | 熊谷市史 通史編 | 近現代の行政史を中心にまとめた市制50周年記念誌 | 3,000円 | A5判 昭和58年 |
|---|-------------|--------------------------|--------|--------------|

旧大里町史刊行物

| | | | | |
|---|------|----------------------------|--------|-------------|
| 1 | 大里村史 | 旧大里町の自然や原始から現代までの歴史を扱った通史編 | 2,000円 | A5判 平成2年 |
|---|------|----------------------------|--------|-------------|

旧妻沼町史刊行物

| | | | | |
|---|-----------------|---------------------------------|--------|---------------|
| 1 | 妻沼町誌 (全) 復刻判 | 昭和3年の妻沼町 (現妻沼・弥藤吾地区) で刊行した町誌を復刻 | 1,000円 | A5判 平成7年復刻 |
|---|-----------------|---------------------------------|--------|---------------|

○旧熊谷市史・大里町史・妻沼町史関係書籍の販売場所：市史編さん室 (妻沼展示館内)

旧江南町史刊行物

| | | | | |
|----|----------------|---------------------------------|--------|--------------|
| 1 | 資料編1 考古 | 荒川と台地・丘陵に刻まれた、原始古代以降の遺跡、出土遺物を網羅 | 3,000円 | A5判 平成7年 |
| 2 | 資料編2 古代・中世 | 武蔵国造の時代から、戦国大名後北条氏の支配までをたどる。 | 3,000円 | A5判 平成10年 |
| 3 | 資料編3 近世 | 江戸時代の旧江南町域に残る諸家文書を多数収録 | 3,000円 | A5判 平成13年 |
| 4 | 資料編4 近代・現代 | 明治・大正・昭和時代の行政、諸家文書、新聞などを多数収録 | 3,000円 | A5判 平成13年 |
| 5 | 資料編5 民俗 | 旧江南町域の習慣・風俗・伝統行事・信仰などを多方面に収録 | 3,000円 | A5判 平成8年 |
| 6 | 自然編1 動物 | 旧江南町域に生息する昆虫・動物を調査して写真で解説 | 3,000円 | A4判 平成10年 |
| 7 | 自然編2 植物 | 旧江南町域の植物植生を調査し、写真で解説 | 3,000円 | A4判 平成14年 |
| 8 | 通史編 上巻 | 原始時代から近世までの旧江南町のすがたをまとめる。 | 3,000円 | A5判 平成16年 |
| 9 | 通史編 下巻 | 近代から現代までの旧江南町のすがたをまとめる。 | 3,000円 | A5判 平成16年 |
| 10 | 報告編1 江南町の板碑 | 中世の文化財「板碑」の発祥地である旧江南町の石造物をまとめる。 | 4,000円 | A4判 平成15年 |

○旧江南町史の販売場所：江南文化財センター、市史編さん室 (妻沼展示館内)

購入方法

直接購入される方

書籍ごとに販売場所が異なりますので、ご確認の上、販売場所にお越しください。

郵送を希望される場合

送料は着払いとなります。代金分の定額小為替を熊谷市史編さん室にお送りください。その際、購入する書籍名、郵送先のご住所、お名前、電話番号を書いたメモをお入れください。

市史編さん室

(熊谷市教育委員会 社会教育課内)

〒360-0202 熊谷市妻沼東1-1 (妻沼展示館内)

電話：048-567-0355 FAX：048-589-2811

E-mail shishihensan@city.kumagaya.lg.jp

編集後記

『熊谷市史研究』の第二号をお届けします。本号が刊行できましたことは、偏に関係の皆様のご御尽力によるものであり、ここに紙面を借りてお礼を申し上げます。

市史編さん事業につきましては、現在七専門部会が設置され、それぞれの調査研究活動が進められております。とりわけ、本編の第一号となりますのは、平成二四年度に刊行予定となっております資料編「古代・中世編」ですが、史料のある図書館等へ実地調査に赴く等いよいよ熱が入ってまいりました。

さて、本号では、巻頭写真に別符文書二点と地元弁財の文書一点を掲載いたしました。別符文書につきましては、田中大喜氏（中世部会専門調査員）の解説も掲載されておりますので併せて参考にご覧ください。また、弁財の文書につきましては、寄託文書紹介で触れさせていただきますいております。

論考等では、四点掲載しております。細野健太郎氏（近世部会専門調査員）の「一九世紀の醸造家経営と地域市場」は、浜名屋が醸造経営において行った様々な試

みや貸付金等金融を経営の重要な柱として移行させつつあったことなど、及び氏の克明な考察が記されております。栗原健一（市史編さん室職員）の「天保期の『田初』御用と関東在々買上初世話人」は、天保の飢饉に当たり御買上世話人の協力によって初を小菅納屋等へ送った様子が詳細に記されているとともに、四点に渡る分析・検討がなされております。宮瀧交二氏（古代部会部会長）の「熊谷市史の編さんと古代専門部会の活動方針」は、熊谷市史編さんの原点に立ち返り、実りある市史の刊行に向けての古代部会の活動方針等が記されております。磯野治司氏（中世部会協力員）の「弥藤吾年代の中世石仏」は、中世石造物調査を行う中での大変貴重な発見と報告がなされております。

これらのほか、市史編さん室で調査した史料の紹介等を掲載しております。

以上のように、本号には多年に渡って調査研究された成果がぎっしりと詰まっております。歴史を愛する読者の皆様にとつて必ずや期待に添える内容となったものと思っております。ぜひ御一読ください。（N）

熊谷市史研究 第2号

平成22年3月31日 発行

編集・発行 熊谷市教育委員会 社会教育課市史編さん室
〒360-0202 熊谷市妻沼東1-1（妻沼展示館内）
電話 048-567-0355

印刷 有限会社 英知